

ケニア共和国

公共サービス・実績・実施管理省 公共サービス局（SDPS）

モルディブ国・ケニア国
人材育成奨学計画
準備調査報告書
ケニア共和国編

2024 年 6 月

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

一般財団法人 日本国際協力センター（JICE）

資金
JR
24-014

要 約

1. 調査概要

(1) 調査背景

人材育成奨学計画（以下、「JDS」）は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2023 年度までに計 22 カ国から 6,030 人の留学生を受け入れてきた。

JICA が実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」（2014 年度）と基礎研究「JDS の効果検証」（2019 年度）（以下、基礎研究）では、対象国の JDS の効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が提言された。2019 年度の基礎研究では、調査対象全 13 カ国の JDS 留学生の学位平均取得率は 98.7%、公務員平均現職率は約 80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケート調査では、JDS を通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに 11 カ国中 9 カ国で前回の基礎研究調査時から役職率が増加しており、JDS の継続が役職率の着実な上昇につながることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国など他ドナーとの競合が激化している例が見られることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。また、JDS を実施中の国に対して、事業の継続と共に、3 つの発展段階（①開発課題への対応、②開発課題への対応＋日本の国益、③日本の国益）を定め、段階に応じて対象機関・人材の焦点をシフトしていく必要があるとしている。

ケニアは、2020 年度に事業対象国となり、2021 年度から 2023 年度までに 31 人の留学生が日本に派遣されている。今般、現在の受入計画が 2024 年度来日留学生の受入れで終了することから、以上を踏まえつつ、プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、先方政府のニーズを把握した上で、当該国における経済協力方針及び JICA プログラム等を踏まえたプロジェクトの形成を目的として、本準備調査が実施された。

(2) 調査目的

本準備調査の主な目的は次の通りである。

- ケニアの現状とニーズを調査分析の上、2025 年度から 2028 年度までの 4 期分の留学生受入計画を策定する。
- JDS 本体実施準備に向け、同受入計画の下、JDS 重点分野別の詳細実施計画となる基本計画案を作成し、概略設計を行う。

(3) 調査手法

本準備調査は、文献調査、質問票調査、聴き取り調査等により、実施した。

➤ 2023 年 10 月：第一回現地調査

- 日本の国別開発協力方針、ケニアの開発ニーズに合致するサブプログラム／コンポーネントの設定
- 実施体制の確認
- 各サブプログラム／コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学の配置案の確定

➤ 2024 年 1 月：サブプログラム基本計画案の作成

➤ 2024 年 2 月：事業規模の算定

➤ 2024 年 4 月：第二回現地調査、帰国留学生への聞き取り調査

(4) 調査結果

① JDS ケニアの枠組み

ケニア政府との現地協議において、次表の通り、JDS ケニアのサブプログラム、コンポーネント、受入大学が決定された。

ケニア JDS の枠組み（2025 年度～2028 年度受入）

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入上限数
1. 行政機能の改善	1-1 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上	広島大学	人間社会科学研究科/ スマートソサイエティ実践科学研究院	2 名
		政策研究大学院大学	政策研究科	2 名
	1-2 経済計画/ 政策及び公共財政管理/ 公共投資管理に係る能力向上	国際大学	国際関係学研究科	3 名
	1-3 法律策定・運用に係る能力向上	九州大学	法学研究院	2 名
	1-4 都市および地域開発計画/ 政策に係る能力向上	東洋大学	国際学研究科	3 名

② 対象機関

募集対象機関は、現フェーズの対象機関を次フェーズでも対象とすることで合意が得られた。中央省庁については、省庁改編等の影響により対象機関の変更が生じることがあるため、各期の第 1 回運営委員会にて都度確認し、合意の上で決定する。

ケニア政府より、現フェーズに引き続き、郡政府（以下、County 政府）を修士課程、博士課程ともに対象とし、また、次フェーズからケニアの博士課程の対象として公立大学（研究者・教員）及び公的研究機関を追加したいとの提案がなされた。この提案を受け、本準備調査にて、County 政府、公立大学、公的研究機関それぞれについて、中央省庁の政策立案への関与や中央省庁への要職に就く可能性が確認できたため、次フェーズの対象機関とすることとした。

③ 博士課程

ケニア政府との協議において、以下のことを踏まえ、引き続き 1 名の枠を維持することで合意に至った。博士号は人事制度上昇進の要件にはなっていないものの、中央省庁においては財務・計画省のエコノミストや司法長官事務所の職員等、高度な専門知識が求められる上位職ポストの育成の必要性があり、それ以外の省庁においても、博士留学後に専門知識を持った人材による研究分析及び政策立案といった組織への貢献等が期待される等、博士号取得のニーズがある。また、中央省庁の修士号取得数（博士号未取得者）は、組織によって数十名もしくは数百名おり、潜在的応募者が一定数いることが確認できている。

なお、上述の通り、次フェーズからケニアの博士課程の対象機関として公立大学（研究者・教員）及び公的研究機関を追加することとした。公立大学、公的研究機関それぞれについて 1 機関あたり中央省庁と同程度の潜在的応募者がいることが確認できている。

④ 運営委員会の構成

運営委員会の構成について、ケニア側委員は公共サービス局及び財務・経済計画省の 2 機関、日本側委員は JICA ケニア事務所、在ケニア日本国大使館の 2 機関とし、現フェーズから引き続き同じ体制とすることで合意した（SDPS 及び JICA ケニア事務所が共同議長）。

ケニア JDS 運営委員会メンバー

	役割	機関名
ケニア側	共同議長	公共サービス局
	委員	財務・経済計画省
日本側	委員	在ケニア日本国大使館
	共同議長	JICA ケニア事務所

⑤ 妥当性の検証

ケニアの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS とケニアの開発計画との整合性等について分析した。ケニア JDS の次フェーズの援助重点分野は、ケニア政府により 2008 年に策定された「ビジョン・2030」（2030 年までに中所得国入りを目指す長期国家開発計画）や、2017 年に策定された「ビッグ・フォー」（①工業化及び製造業・農産加工業の振興、②食料安全保障・栄養、③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、④手頃な住宅へのアクセス改善の 4 つの柱からなる重点経済政策）、さらには 2022 年 8 月のルト新政権の開始に伴い策定された新政策「ボトムアップ経済変革アジェンダ（BETA）」（重点開発分野への公共投資の支出計画）における優先分野に資するものとして位置づけられる。

また、2020 年 9 月に策定された我が国の「対ケニア国別開発協力方針」では、基本方針を「経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献」とし、援助重点分野（中目標）には 6 つの分野（1. 経済インフラ整備、2. 産業開発、3. 農業開発、4. ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、5. 環境、6. 地域の安定化）が設定され、13 の開発課題（小目標）が設定されている。本事業は各開発課題への対応のために、それぞれの分野を所管する監督官庁等の中核的人材の育成を行う案件として位置付けられ、我が国の協力方針と合致する。

以上のように、JDS は、対象国の国造りを担う人造りを目的とし、ケニアの中・長期的開発計画の目標達成に資するプロジェクトである。また、我が国の援助政策・方針との整合性が極めて高く、各協力プログラムにおける技術協力等を補完し、協力の相乗効果を高めるものである。

⑥ 概略事業費

次フェーズの第 1 期 JDS 留学生に対する募集選考から修学後の帰国まで実施する場合に必要な事業費総額は、2.55 億円と見積もられる。同事業費総額は、第 1 期 JDS 留学生に係る事業費であるため、第 2 期以降、次フェーズが終了する第 5 期まで各期で同水準の事業費総額が発生することが見込まれる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

- 日本側負担経費：2.55 億円（2024 年度事業 5 カ年国債）
- ケニア側負担経費：なし¹
- 積算条件
- 積算時点：2024 年 1 月
- 為替交換レート：1US\$ = 146.57 円、1KES（現地通貨） = 0.917 円
- 業務実施期間：事業実施期間は、実施工程の通り。

その他：日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

¹ 無償資金協力に係る銀行手数料等は負担。

2. 提言

本準備調査を通じて得られた JDS ケニアの事業実施における提言は、以下の通り。

(1) 外交効果向上に資する取り組み

JDS は二国間関係強化の実現に資することを目的の一つとした事業であることから、募集においては、対象機関から日本政府の外交方針や協力方針等について理解した候補者が輩出され、また、近年両国間においてコミットされた重点協力分野にも配慮し、当該分野に貢献し得る対象機関からより多くの候補者を確保する必要がある。選考においては、上記の候補者の中から、より二国間関係強化への貢献可能性の高い合格者を選定することが重要である。また、留学生の帰国後においては、帰国留学生が日本留学の経験と研究成果を活用し、二国間関係強化に貢献できるよう、事業として帰国留学生の昇進や活躍を後押しするフォローアップを行うことが必要である。

① 募集選考

次フェーズのケニア JDS では、コンポーネントの内容、コンポーネント及び研究科毎の受入人数配分、対象機関設定について、現フェーズから変更しない方向性でケニア政府との合意に至った。一方で、ミニッツ協議においては、開発課題への貢献のみならず、JDS 帰国留学生のキャリアパスを見越した二国間関係に資する戦略的な人選を行うことを両国側が合意した。

この観点を踏まえ、フェーズを通じて JDS の目的に沿う人材を確保するためには、以下に示すような取り組みを行い、戦略的な募集選考を展開していくことが重要となる。

対象機関の二国間関係強化に対する理解促進

募集説明会では、日本とケニアの二国間関係が強まっていることを TICAD や近年の首脳会談、日本の支援等の事例を用いて紹介し、日本の強みや他国の支援との差別化を図りながら、潜在的応募者に対し当事業が掲げる二国間関係強化の目的について理解を得ることが重要である。加えて、最終的に選考された JDS 留学生に対しても、来日前のオリエンテーションや壮行会において、具体的な両国の外交・経済関係や日本の支援等について説明し、両国の発展と二国間関係強化に資する存在となることが期待されていることを意識付けする必要がある。

二国間関係の重点協力分野関連省庁からの潜在的応募者の取り込み

二国間関係強化の効果を高めるためには、対象機関の内、近年の我が国の重点協力分野に関連する機関に的を絞って応募勧奨を推し進めることが望ましい。外務・移民省、財務・経済計画省、投資・貿易・産業省等、我が国にとって重要と考えられる省庁について、応募者数・合格者数の実績を考慮しながら、これらの組織の人事部局や職員に対し、個別に募集説明会を行い、二国間関係強化に資する人材の輩出を促進することが必要である。

二国関係強化に資する人材の選定

選考段階において二国間関係強化に資する人材を選定するためには、運営委員会による総合面接において、日本留学を通じたケニアの開発課題・政策策定への貢献及び二国間関係への貢献の意志を十分に確かめることが鍵となる。そのためには、面接官となる各運営委員に対して、総合面接における重要な評価基準、特に二国間関係強化への貢献可能性に関する採点項目について、近年の外交政策や上述の二国間関係の重点協力項目を踏まえて説明し、その目的に沿った面接が実施されるよう理解を得る必要がある。

また、応募用紙と評価シートを見直し、開発課題への貢献のみならず、日本との二国間関係強化のための政策立案に貢献できるポストに就いている応募者（或いは同ポストに就く見込みのある者、将来二国間関係強化に係る取組みを自ら創出する見込みのある者）が選定されるように工夫する。

二国間関係への貢献を考慮した対象機関の設定

ケニアでは 2023 年 10 月に中央省庁の改編が行われたが、今後の政情等によって再び省庁改編が行われた場合、直近の日本とケニアの外交方針、経済関係、援助方針、及び近年の首脳会談で述べられている「日本企業のビジネス展開」にも鑑みて、対象機関は選定されることが望ましい。

② フォローアップ活動

JDS を通じた外交的成果、開発課題への裨益を確実なものにするため、帰国後の人材活用に向けたフォローアップが極めて重要となる。一方、ケニアはまだ JDS 帰国留学生の人数が少なく、JDS 帰国留学生だけに限定したフォローアップ活動には限界があるため、ABE イニシアティブ等の日本留学経験者からも協力を得てフォローアップ活動を実施することが効果的と考えられる。日本留学経験者は、日本理解の促進、そして両国の友好的な関係構築に大変有用な存在であることから、この「外交的なアセット」を有効活用する。

日本関係者とのネットワーク深化のためのワークショップ等の実施

JDS 帰国留学生とその上司、ABE イニシアティブ等の帰国留学生（民間組織所属ではなく行政官を対象とする）及び日本関係者（日本企業を含む）を集め、ワークショップやレクレーションを行うイベントを開催する。例えば、ワークショップでは、帰国留学生の所属先での主要政策や担当業務、自身の将来的なキャリアパス（昇進・政策立案への関与）の展望も踏まえながら、日本企業関係者との協力や連携の可能性等について意見交換し、発表を行う。イベント活動を通し、今後の帰国留学生自身の活躍や現地での日本との関係性を促進する機会とする。

(2) 応募者確保等に関する課題と対策

応募者数の少ない大学・研究科への対応

ケニアの第1フェーズの応募者数と応募倍率は、第1期（2020年度）募集が9名/1.3倍、第2期（2021年度）募集12名/1.0倍と、事業開始当初は十分な応募者が確保できていない状況であったが、第3期（2022年度）募集では29名/2.4倍、第4期（2023年度）募集では41名/3.4倍であり、応募者数が増加傾向にある。一方で、政策研究大学院大学（以下、GRIPS）においては応募者数が第4期においても未だ少ない状況にある。より多くの応募者から優秀な留学生を選定するため、専門面接の際に行われるケニア政府との意見交換会等を活用し、同大学にて研究可能な分野をケニア政府に説明し、その分野に該当する対象機関に対し応募勧奨を行う等の対応を検討する必要がある。

その他募集活動に係る戦略

ケニア JDS 開始から4年が経過し、合計9名が学位を無事に取得して帰国し復職しており、各対象機関における JDS の認知度が徐々に向上してきている。JDS 帰国留学生が募集説明会に参加し、日本留学の経験談を話してもらうことで、日本留学への不安を取り除くとともに、期待感を高める効果に繋がっている。2023年度には、JDS 帰国留学生の体験談等を収録した PR 動画を作成したため、次年度以降の応募勧奨活動に活用していく。

また、各省の人事部門の担当者には、JDS の利点をアピールする必要がある。JDS は行政官を対象とし、同国の開発課題に合致した人材育成のプログラムであるため、ケニアの中長期的な発展に資するプログラムであること、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられていること、既存のプログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国に即したカリキュラムが提供される等の付加価値に加え、一貫した指導体制・受入体制が整えられていること、また、滞日期間中を通して定期モニタリング等の留学生が受けられる手厚いサポートがあること、さらには我が国の行政官とのネットワーキングイベント等の付加価値提供活動が実施されていることを積極的にアピールする。このような JDS の特徴・優位性を十分に活用し、対象機関を積極的に訪問して JDS の優位性をアピールすることで優秀な応募者の獲得に繋げていく。

対象機関に関する留意点

本準備調査におけるミニッツ協議において、対象機関を含むケニア JDS の枠組みを策定し、ケニア政府との合意が得られた。枠組みには、コンポーネント毎に想定される対象機関が記載されているが、対象機関の設定は毎年募集開始前の運営委員会にて協議することで合意している。現フェーズにおいては、運営委員会での合意の上、応募者数確保のため、これまでコンポーネント毎に対象機関を設定せず、対象機関はどのコンポーネントにも応募可能としてきた。幅広い対象機関が応募可能となることで、応募者数増につながる可能性が高くなるため、次フェーズにおいても応募者数を安定的に確保できるようになるまでは、同対応を続けていくことが望ましい。

(3) 事業目的の達成と比較優位性向上に資する滞日中の取り組みの実施

JDS 留学生は帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、また日本のよき理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。日本での生活と大学院での教育による学位の取得をサポートし、また、JDS として付加価値を高めるプログラムを提供することにより、事業目的の達成に貢献するとともに、JDS 各国において他ドナーから類似事業が提供される中、JDS の魅力や他事業に対する比較優位性も向上させることが可能となることから、次フェーズも引き続き以下の取り組みを行うことが望ましい。

付加価値プログラムの必要性

JDS 留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係の構築、また他奨学金との差別化の観点から、留学生の滞日中は受入大学での学業だけでなく、付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。現在、就学期間中に、修了前研修や行政官交流会、JICA 開発大学院構想を通じた研修機会の提供等を行っている。引き続き、こうした日本独自の付加価値プログラムを提供する。

効果的なモニタリング

留学生は、研究及び日常生活、さらには随伴する家族の問題等、様々な問題を抱えている。実施代理機関は、受入大学・留学生毎に担当者を配置し、JDS 留学生がこれらの問題に適切に対応できるように、様々な取り組みを工夫して実施すると共に、定量的かつ定性的な情報を活用した取り組みを行い、問題の早期解決に努めている。

JDS 留学生や JDS 帰国留学生から全体的に評価が高い項目の一つとして、実施代理機関によるモニタリング・生活支援の手厚さが挙げられる。オーストラリア政府奨学金事業やフルブライト奨学金事業等の他の奨学金事業では見られない JDS 特有のサポート制度でもあるため、引き続き JDS 留学生のモニタリングを工夫することで JDS 留学生との繋がりを強化し、事業への評価を高めることが重要である。

(4) 同窓会活動の活性化に向けた取り組み

同窓会組織の設立は、帰国留学生が JDS のネットワークを活用し、日本とのつながりを維持するための有益な場となることや、同窓会を通して帰国留学生の強固なネットワーキングが形成・拡大され、将来的な我が国の外交資産、外交のカウンターパートとなり得ることから、JDS の目的に大きく資するものである。ケニア JDS においては、第 1 期の帰国留学生が同窓会を組織し、同窓会としての今後の活動の検討が始められ、JDS の募集勧奨への協力がすでに行われている。今後も引き続き、応募勧奨や来日前のオリエンテーション、帰国後の報告会等と同窓会を積極的に関与させ、潜在的応募者や今後の帰国留学生への同窓会の存在の周知と、メンバーの取り込みを図ることが重要である。また、他国 JDS の同窓会組織の運営方法や活動事例を紹介し、組織の立ち上げや定期的なイベントの開催を促進させることも必要である。

(5) 将来的なクリティカル・マスの形成に向けた取り組み

JDS では、留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用し、また、外交的観点から対象機関における日本の影響力を拡大することを見据え、各省庁に JDS 帰国留学生の集団「クリティカル・マス」²（効果発現が期待できる集団）を形成することも狙いとしている。

クリティカル・マス形成による効果発現のためには、一組織における JDS 帰国留学生の数が增えることだけでなく、JDS 帰国留学生が昇進し、政策立案に関与し得る管理職（課長補佐級以上）に占める割合が大きくなることも重要である。

ケニアの公務員制度では、同じ職位で 2～3 年勤務することが昇進の条件の一つとなっている。このことを踏まえ、今後増えていく帰国留学生の昇進状況を確認するとともに、2～3 年で昇進できない帰国留学生がいれば、昇進した先輩帰国留学生から助言を得られる機会を設ける等の取り組みを行うことが望ましい。また、中長期的には、昇進できない要因や、該当する帰国留学生の所属先・部署・業務分野等の情報を蓄積し、傾向を分析することで、昇進可能性の高さの観点から、クリティカル・マスを見据えた戦略的な募集選考方法を検討することも考えられる。なお、将来的なクリティカル・マス形成を見据えた戦略的な募集選考方法は、二国間関係強化の重点協力分野に関連する省庁からの、応募者数や合格者数の実績等の状況も踏まえ、検討されることが望ましい。

² マーケティングにおいて一般的に「商品やサービスの普及率が一気に跳ね上がる分岐点」を指す。JDS においては、同一対象機関に一定の JDS 帰国留学生の集団が形成されることを意味する。

目 次

要 約	i
第 1 章 JDS 事業の背景・経緯	1
1-1. JDS 事業の現状と課題	1
1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯	10
1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況	10
1-4. 我が国の援助動向	17
1-5. 他ドナーの援助動向	27
1-6. 対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況	30
第 2 章 JDS 事業の内容	35
2-1. JDS 事業の概要	35
2-2. JDS 事業の概要事業費	44
2-3. 相手国側負担事業の概要	46
2-4. JDS 事業のスケジュール	46
2-5. 募集・選考方法	47
2-6. 来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動	49
2-7. モニタリング・厚生補導	55
2-8. フォローアップの計画	56
2-9. 日本語枠設置の検討	58
第 3 章 JDS 事業の妥当性の検証	59
3-1. JDS 事業の開発課題及び国別開発協力方針における位置づけ	59
3-2. JDS 事業で期待される効果	63
3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性	65
3-4. プロジェクト評価指標関連データ	68
3-5. 過去の JDS の成果状況	68
3-6. 課題・提言	71

[資 料]

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業準備調査フロー図
3. 第一次現地調査 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の 4 カ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
7. 対象機関の調査結果概要

略 語 表

略語	英語	日本語
ABE	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AOTS	The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships	一般財団法人海外産業人材育成協会
BETA	Bottom-up Economic Transformation Agenda	ボトムアップ経済変革アジェンダ
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女性に対する差別撤廃条約
CP	Component	JDS 開発課題（コンポーネント）
CS	Cabinet Secretary	大臣級
COMESA	Common Market for Eastern and Southern Africa	東南部アフリカ市場共同体
DAC	Development Assistance Committee	OECD 開発援助委員会
EAC	East African Community	東アフリカ共同体
E/N	Exchange of Note	交換公文
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNI	Gross National Income	国民総所得
GRIPS	National Graduate Institute for Policy Studies	政策研究大学院大学
FOIP	Free and Open Indo-Pacific	自由で開かれたインド太平洋
IELTS	International English Language Testing System	アイエルツテスト
IDA	the global Independent Development Association	国際開発協会
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JDS	Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
JEPAK	JICA Ex-Participants Alumni of Kenya	ケニア帰国研修員同窓会
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JICA-DSP	JICA Development Studies Program	JICA 開発大学院連携プログラム
JICE	Japan International Cooperation Center	一般財団法人日本国際協力センター
JJ/WBGSP	Joint Japan/World Bank Graduate Scholarship Program	日本／世界銀行共同大学院奨学金制度
JLPT	Japanese-Language Proficiency Test	日本語能力試験
KANU	Kenya African National Union	ケニア・アフリカ民族同盟
KCSE	Kenya Certificate of Secondary Education	ケニア中等教育修了試験
KEJAA	Kenya Japan Alumni Association	ケニア日本同窓会協会
KES	Kenya Shilling	ケニアシリング
KIPPRA	Kenya Institute for Public Policy Research and Analysis	ケニア公共政策研究分析機関
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
MEXT	Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology	文部科学省
MTP	Medium Term Plan	中期計画
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OC	Operating Committee	運営委員会
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助

OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済開発協力機構
PS	Principal Secretary	副大臣級
PSC	Public Service Commission	公共サービス委員会
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SDPS	State Department for Public Service	公共サービス・実績・実施管理省 公共サービス局
SNS	Social Networking Services	ソーシャル・ネットワーキング・サービス
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TNT	The National Treasury and Economic Planning	財務・経済計画省
TOEFL	Test of English as a Foreign Language	トフルテスト

第1章 JDS 事業の背景・経緯

1-1. JDS 事業の現状と課題

1-1-1. プロジェクトの背景

人材育成奨学計画（Project for Human Resource Development Scholarship：以下、「JDS」）事業は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」の下、1999 年度に創設された無償資金協力による留学生受入事業である。JDS の事業目的は、「対象国において社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院で学位（修士号・博士号）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資すること」である。2000 年度の留学生受入開始から 2023 年度までに計 22 カ国から 6,030 人の留学生を受け入れてきた。

JDS は当初、アジアの市場経済移行国を対象としたが、その後、フィリピンをはじめ広くアジア圏の国へ、2012 年度にはアフリカのガーナ、2016 年度はネパール、2019 年度はパキスタン、東ティモール、ブータン、2021 年度はモルディブ、ケニア、エルサルバドル、2022 年度はセネガルへと範囲を拡大し、現在は 20 カ国を対象にしている。インドネシアは円借款による留学生受入れが始まった 2006 年度に、中国は 2012 年度の留学生の受入れを最後に、国際協力機構（JICA）による JDS の対象から外れた³。

表 1 JDS の受入実績（2023 年度受入まで）

受入年度 国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
1. ウズベキスタン	20	19	19	20	20	20	20	20	19	14	15	15	15	14	15	15	15	17	17	16	16	19	19	19	418
2. ラオス	20	20	20	20	20	20	25	25	25	20	20	19	20	20	20	20	20	22	22	22	22	22	22	22	508
3. カンボジア	-	20	20	20	20	20	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24	26	26	26	26	26	26	548
4. ベトナム	-	20	30	30	30	30	33	34	35	35	28	29	30	30	30	30	30	30	62	63	61	63	25	39	827
5. モンゴル	-	-	20	20	20	19	20	20	20	18	18	16	17	18	18	18	18	22	22	22	22	16	16	16	416
6. バングラデシュ	-	-	29	19	20	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	25	30	30	33	33	32	33	33	33	525
7. ミャンマー	-	-	14	19	20	20	30	30	30	30	22	22	22	22	44	44	44	48	48	48	48	43	0	0	648
8. 中国	-	-	-	42	43	41	43	47	47	48	45	39	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	430
9. フィリピン	-	-	-	19	20	20	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	21	17	20	20	439
10. インドネシア	-	-	-	30	30	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120
11. キルギス	-	-	-	-	-	-	-	20	20	18	14	14	15	15	15	15	15	15	15	19	20	18	20	19	287
12. タジキスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5	5	5	5	5	5	5	8	8	8	13	15	16	15	121
13. スリランカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	15	15	15	15	15	15	17	17	17	17	17	17	222
14. ガーナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5	10	10	10	10	10	13	13	13	13	117
15. ネパール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20	20	20	22	21	21	22	166
16. 東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	8	7	7	38
17. パキスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	16	18	16	17	84
18. ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	9	9	5	43
19. モルディブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	4	16
20. ケニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	9	12	31
21. エルサルバドル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	7	21
22. セネガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5
合計	40	79	152	239	243	240	271	266	266	256	241	234	237	203	226	241	266	281	321	360	367	381	302	318	6,030

単位：人

³ 中国はその後我が国外務省の予算により「中国若手行政官等長期育成支援事業（JDS 中国）」として継続実施中。

また、当初は学術分野での受入計画を毎年策定し、官民両方から人材を受け入れていたが、2009 年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4 期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に関係する公務員に限定する「新方式」に国別に順次移行した。この新方式では、同じ対象分野、対象機関、受入大学のもとで 4 期分の留学生の受入れを行うことにより、JDS を通じた日本政府の開発援助の選択と集中を図り、JDS 留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用しやすくするよう、各省庁に JDS 帰国留学生の集団「クリティカル・マス」（効果発現が期待できる集団）を形成することを狙いとした。また、受入大学を 4 期分固定することで、対象国の関係機関と日本側受入大学とのネットワークの形成を図り、各国の開発課題や人材育成ニーズにより合致した教育・研究プログラムを提供することとした。

1-1-2. プロジェクトの課題

JICA が実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」（2014 年度）と基礎研究「JDS の効果検証」（2019 年度）（以下、JDS 基礎研究）では、対象国⁴の JDS の効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が示された。2019 年度の基礎研究では、JDS 留学生の学位取得率は 98.7%、公務員現職率は約 80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケートでは、JDS を通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに 11 カ国中 9 カ国で前回の基礎研究調査時から役職率が増加しており、JDS の継続で役職率の着実な上昇につながることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国など他ドナーとの競合が活発化している例がみられることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。

表 2 今後の JDS が取るべき方向性（2019 年度 JDS 基礎研究）

提言	具体的施策	
対象の明確化	● JICA の他の奨学金プログラムとの役割分担	
選定の戦略化	● 特別選別枠の設定	
高付加価値化 ↓ ブランド化	事業の基本枠組み	● 1 年コースの設定 ● 中堅層への対象者拡大（年齢要件の緩和）
	来日前プログラム	● 3 カ月間の日本語研修
	留学中のプログラム	● 日本の省庁・地方自治体等とのネットワーク形成 ● 政府機関・NGO・企業等へのインターンシップの実施 ● 接遇やセレモニー（来日時の要人表敬等）
	帰国後の活動	● フォローアップ活動の強化（同窓会ネットワーク支援や帰国後の研究活動支援等） ● 帰国留学生リストの日本関係機関への共有・周知
	広報・プロモーション手法の改善・強化	● パンフレットデザインの刷新 ● ウェブ応募の導入

⁴ 2014 年度の基礎研究では、第 1 期生が帰国直後であったガーナは対象外となり、11 カ国で実施となった。2019 年度の基礎研究では、東ティモール、パキスタン、ブータンは卒業生が輩出されていないため対象外となり、13 カ国で実施となった。

また、JDS を実施中の国に対して、事業の継続と共に、JDS では3つの発展段階（①開発課題への対応、②開発課題への対応＋日本の国益、③外交効果への期待）を定め、段階に応じて対象機関・人材の焦点をシフトしていく必要があると提案された。

さらに、近年ではJDSを通じて二国間関係を強化していく方針の下、2021年から、応募者に対する二国間関係強化への貢献に向けた動機づけおよび選考時における評価指標を追加している。具体的には、次の2点である。

①募集説明会、出発前壮行会、帰国報告会、定期的な同窓会活動など、JDS 留学生（候補者含む）が集合する機会に、現地の日本国大使館や JDS 帰国留学生から二国間関係強化の重要性について説明する機会も設ける。

②応募書類および選考時における評価指標へ日本との二国間関係強化への貢献に関する項目を追加し、評価ポイントとする。

1-1-3. 社会経済概況⁵

ケニアは東アフリカに位置し、面積は58万km²（日本の約1.5倍）、人口は約5,403万人（2021年、世界銀行）である。1963年に英国の植民地から独立したが、現在も英国連邦加盟国の一つとなっている。首都のナイロビは、東アフリカにおける通信・金融・交通の中心都市であり、第二の経済都市でありインド洋に面したモンバサは、東アフリカ最大の港を持ち、ウガンダやルワンダ等の周辺内陸国への重要な玄関口となっている。ケニアは40以上の民族から成る多民族国家であり、主要な民族はキクユ、ルヤ、カレンジン、ルオ等で、公用語はスワヒリ語と英語である。宗教はキリスト教が約80%、イスラム教が約10%、その他伝統宗教となっている。

ケニアの主要産業は農業であり、GDP の23%、総雇用の54%、輸出額の65%を占める（ケニア国家統計局 2021 年）。人口増加に伴う自給率向上や農業生産性向上は、国を挙げでの重要課題となっている。農家の8割が1ヘクタール未満の小規模農家といわれ、自給自足に近い農業を行っているが、国外に顧客を持つ輸出作物である野菜や花き、紅茶、コーヒー等は商業農家によって営まれている。2022年の輸出相手国をみると、最大の相手国は2018年以来ウガンダ（11.1%）であり、続いて米国（9.2%）、オランダ（8.0%）、パキスタン（7.3%）、タンザニア（6.6%）の順となっている。近隣諸国だけではなく、欧米、アジア等、世界各地に輸出先がある。

⁵次の資料を基に纏めた（いずれも2024年5月12日閲覧）。外務省「ケニア共和国基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html>）、JICA「アフリカ業界地図ケニア編2022年版」（https://www.jica.go.jp/Resource/kenya/office/information/event/jd9fs10000004qd8-att/Kenya_IndustryMap_2022_Report.pdf）、JETRO「ケニアの貿易と投資」（<https://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/gtir.html> 公開日：2023年11月9日）。

ケニアは東アフリカ共同体（EAC）関税同盟（2005 年 1 月発効）と東南部アフリカ市場共同体（COMESA）（2000 年 10 月発効）に加盟している。EAC は 2022 年 4 月、人口 9,000 万人を抱えるコンゴ民主共和国（DRC）の加盟を新たに承認し、加盟国数は 7 カ国、域内総人口は 2 億 6,700 万人に拡大した。また、ケニアはアフリカ域外諸国との貿易交渉も積極的に進めており、英国との間では、2021 年 1 月に経済連携協定（EPA）が発効した。

1-1-4. 政治体制⁶

ケニアの政治体制は共和制であり、国家元首は直接選挙により選ばれる大統領で、任期は 5 年である。2013 年には首相制が廃止され、一院制から二院制（カウンティ（County、地方自治体）の代表である上院と選挙区議会の下院）に移行した。

1963 年の建国以来、初代大統領であるジョモ・ケニヤッタ、二代目大統領のダニエル・アラップ・モイが属するケニア・アフリカ民族同盟（Kenya African National Union : KANU）による一党制の長期政権が続いていたが、1991 年に複数政党制が導入され、2002 年の総選挙では、ムワイ・キバキが率いる複数の政党による連合組織が勝利し、政権交代が実現した。2007 年の大統領選でキバキが再選した後、2013 年の大統領選では KANU 出身（現、国民連合）のウフル・ケニヤッタが当選し、2017 年の大統領選でも再選した。2022 年の大統領選挙では、前副大統領のウィリアム・ルトが当選した。対抗馬であった元首相ライラ・オディンガが最高裁判所に異議申し立てを行ったが、最高裁判所は異議申し立てを棄却した。ウィリアム・ルトの当選が確定し、現在まで同氏が大統領の座についている。

ケニアの現行憲法は、2010 年 8 月 27 日に施行された。現憲法下では、国家体制は「The Executive」「The Legislature」「The Judiciary」「The Devolved Governments」の 4 つで構成され、Executive は大統領、副大統領、内閣、Legislature は国会、Judiciary は司法当局、Devolved Governments はカウンティ政府を指し、行政、立法、司法の三権分立を基本としている⁷。

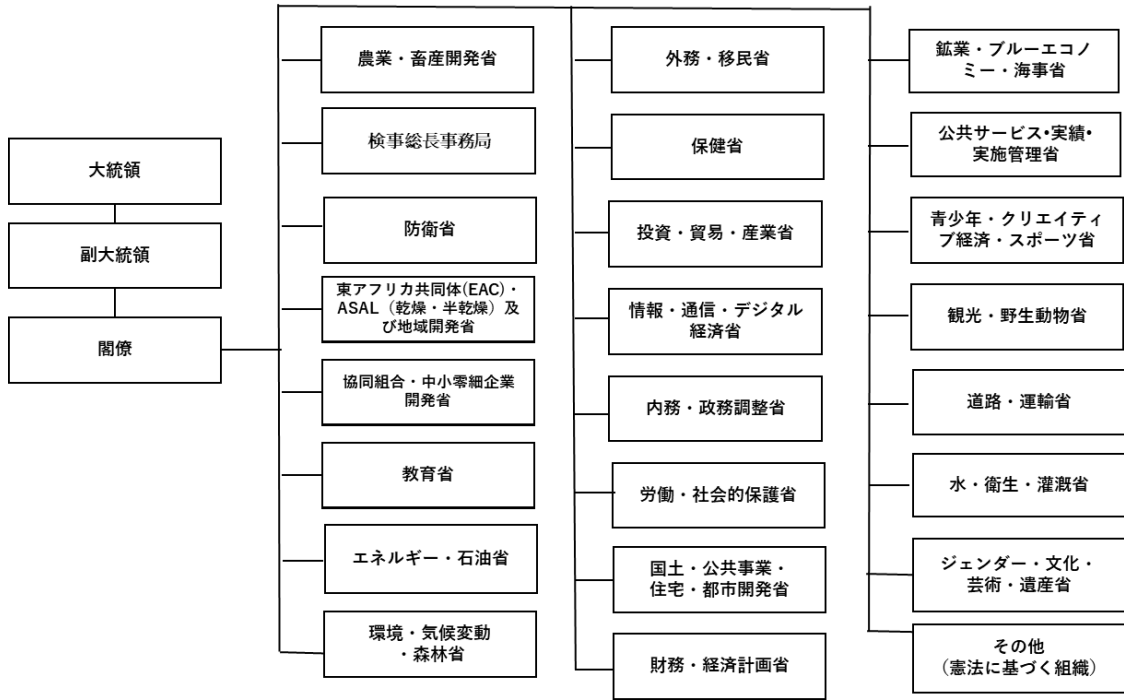
省庁と位置付けられる機関の数は、2023 年 11 月に発出された大統領令によると、Ministries が 22 機関、Attorney General of Kenya、憲法直下に設立された機関と大統領命により設立された機関が 7 機関、Ministries の傘下機関が 29 機関存在する⁸。

⁶ JICA「国別指標一覧（2019 年 3 月版）」、外務省「国別データ集 2017」、外務省「ケニア共和国基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html>）（2024 年 5 月 21 日閲覧）、JETRO「ケニア基本情報」（https://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/basic_01.html）（2024 年 5 月 21 日閲覧）記載の情報を基に作成。

⁷ National Council for Law Reporting with the Authority of the Attorney-General, Constitution of Kenya, 2010

⁸ 「ORGANIZATION of THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KENYA（EXECUTIVE ORDER NO. 2 of 2023）」（<https://www.president.go.ke/wp-content/uploads/Executive-Order-No.-2-of-2023-.pdf>）（2024 年 5 月 21 日閲覧）

現憲法制定までは中央政府主導の国家体制であったが、憲法において 47 のカウンティ(郡)を地方行政の単位とすることが決定され、大統領権限の縮小、地方分権化に移行している。2013 年の総選挙後にはカウンティ政府が設立され、カウンティ政府には中央から多くの権限が委譲され、カウンティの予算・職員も従来の地方行政区や中央から配置・配転された。各カウンティの下には、サブカウンティ (Sub-county)、区 (Ward)、村 (Village) の下位行政区分が設置されている。このように地方分権化によるカウンティへの権限移譲が進んでいるものの、カウンティの行政実施能力には課題も多く、大統領の権限は依然として強い傾向にある。ケニアの政府組織一覧図を、以下に示す。



出所：調査団作成

図 1 ケニアの政府組織一覧

1-1-5. 開発計画

ケニアの国家開発計画は、2008 年に策定され、2030 年までの目標を示した「ビジョン・2030」である。同ビジョンは国の長期的な開発の青写真を示しており、「豊かな生活と共に世界的に競争力のある繁栄した国家を作り出す」ことを標榜し、2030 年までの新興工業国・中所得国入りを目指している⁹。

⁹ The National Treasury and Economic Planning, Kenya Vision 2030 (<https://www.planning.go.ke/kenya-vision-2030/>) (2024 年 5 月 24 日閲覧)

表 3 ビジョン・2030 の概要

目標	重点分野	共通課題
経済成長率 10%の維持	● 観光 ● 農業 ● 卸売・小売 ● 製造業 ● ビジネスプロセスアウトソーシング ● 金融サービス	インフラ・エネルギー 科学技術 土地改革 人材育成 治安の改善 公的サービスの向上
衛生的かつ安全な環境で人々が住め、平等で、公正、結束力のある社会	● 教育及び職業訓練 ● 保健・医療 ● 水及び衛生 ● 環境 ● 住宅及び都市化 ● ジェンダー及び若者・弱者 ● 平等及び貧困削減	
法に従い、すべてのケニア国民の人権と自由を守る政治の上に成り立つ民主政治のシステム	● 法の支配 ● 選挙と政治プロセス ● 民主化・国民参加 ● 透明性及びアカウンタビリティ ● 公共サービスの管理と運営 ● 安全保障・平和の定着・紛争の予防と解決	

上記の「ビジョン・2030」に基づき、これまで「中期計画（Medium Term Plan : MTP）」が第 1 期～第 4 期まで策定されてきた。第 1 期 MTP（2008 年～2012 年）及び第 2 期 MTP（2013 年～2017 年）では、「2007 年の大統領選挙による騒乱後の急速な経済及び社会の回復」、及び「インフラ投資による経済成長の加速」、「教育・医療分野での社会サービスの向上」を主要政策として掲げていた。第 3 期 MTP（2018 年～2022 年）では、第 1 期、第 2 期 MTP の成果に基づき主要政策の改善と継続を行うと共に、ビジョン・2030 の達成に貢献する新政策として、当時のケニヤッタ大統領のイニシアティブにより「ビッグ・フォー」と呼ばれる重点政策が打ち出された。ビッグ・フォーでは 4 つの重点項目「工業化及び製造業・農産加工業の振興」「食料安全保障・栄養」「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」「手頃な住宅へのアクセス改善」に関連した政策、事業が 2022 年まで実施された¹⁰。

¹⁰ The National Treasury and Economic Planning, Third Medium Term Plan 2018-2022

現行の中期計画である第4期 MTP（2023 年～2027 年）では、新型コロナウイルス感染症により悪化した経済の回復のため、年間 120 万人の雇用創出、輸出促進、インフレ率と生活費の抑制等を目標に、5 つの重点開発分野として「農業の変革と成長」「中小企業」「住宅と定住」、「ヘルスケア」、「デジタルスーパーハイウェイ¹¹及びクリエイティブエコノミー¹²」を掲げている。また、2022 年 8 月のルト新政権の開始に伴い、第4期 MTP の推進力を高めるため、2023 年より新政策「ボトムアップ経済変革アジェンダ（BETA）」が導入された。BETA では 10 の開発分野と、12 の成功要因（各開発分野における公共投資の主要ターゲット）が設定されており、また、下表の通り開発分野、成功要因、第4期 MTP の重点開発分野をマッピングして整理し、公共投資の支出計画を策定している¹³。

¹¹ 都市や地方に依らず、国内のあらゆる場所で高速通信を実現する計画。

¹² アートやデザインを含むあらゆる創造的な生業。（日本総研ウェブサイトより <https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/12754/>）（2024 年 6 月 3 日閲覧）

¹³ Operationalizing the Bottom-up Economic Transformation Agenda, September 2023 Edition No. 16 (http://www.parliament.go.ke/sites/default/files/2023-09/Budget%20Watch%202023_0.pdf)（2024 年 5 月 24 日閲覧）

表 4 BETA 開発分野・成功要因・中期 MTP のマッピング

開発分野（10）	BETA における成功要因（12） （公共投資の主要ターゲット）	第 4 期 MTP における重点開発分野（5）
1 教育	1 教育と研修	
2 インフラ、エネルギー、ICT	2 インフラ（道路、エネルギー（電気、石油））	1 住宅と定住 2-1 デジタルスーパーハイウェイ
3 公共政策、国際関係	3 サービス業（金融サービス） 4 外交政策と地域統合 5 ガバナンス（公共サービスの変革）	
4 ガバナンス、法律	5 ガバナンス（平和、人権、安全）	
5 安全保障	5 ガバナンス（安全）	
6 保健		3 ヘルスケア
7 環境保全、水資源、天然資源	2 インフラ（水道、灌漑） 6 ブルーエコノミー ¹⁴ 7 環境と気候変動	
8 農業、地域開発、都市開発	8 製造業（皮革、乳製品、繊維、食用油、茶）	4 農業の変革と成長
9 社会的保護、文化	9 女性アジェンダ 10 社会的保護 11 スポーツ、文化、芸術 12 青少年のエンパワーメントと育成	2-2 クリエイティブエコノミー
10 経済、商業	3 サービス業（観光） 8 製造業（皮革、乳製品、繊維、食用油、茶、建築および建設資材）	5 中小企業

1-1-6. 高等教育事情

ケニアの教育制度は、1985 年以降、初等教育 8 年、中等教育 4 年、高等教育 4 年の 8-4-4 制であったが、2017 年以降新たな教育制度として 2-6-6-3 制が導入された¹⁵。高等教育には学部課程（3 年）、修士課程（1～2 年）、博士課程（3 年）の他、ポスト中等教育機関にて提供されるディプロマコース（2～3 年、取得資格は Higher Diploma、Diploma、Certificate）がある¹⁶。

¹⁴ 海洋生態系の健全性を維持しながら経済成長、生計向上、雇用のために海洋資源を持続的に利用すること。（WWF ウェブサイトより <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/5320.html>）（2024 年 6 月 3 日閲覧）

¹⁵ KENYA INSTITUTE OF CURRICULUM DEVELOPMENT, Basic Education Curriculum Framework 2017
なお、2-6-6-3 制の内訳は次の通り。2：就学前教育、6：初等教育、6：中等教育、3：高等教育（学部）

¹⁶ KENYA NATIONAL QUALIFICATIONS AUTHORITY, Kenya Credit Accumulation and Transfer System (KCATS) GUIDELINES 2018 及び THE KENYA NATIONAL QUALIFICATIONS FRAMEWORK 2018 を基に纏めた。

高等教育に進学するには、中等教育修了試験（Kenya Certificate of Secondary Education : KCSE）において一定以上の成績を取得する必要がある。KCSE の成績評価は A～E（プラス・マイナスを含む）の 12 段階で行われ、大学進学には平均 C+以上が必要となる。

2012 年に制定された大学法（Universities Act）の下、高等教育機関には、国立大学（Public Chartered Universities）、私立大学（Private Chartered Universities）、国立短期大学（Public Constituent Colleges）、私立短期大学（Private Constituent Colleges）、暫定認定機関（Institutions with Letters of Interim Authority）、国立専門学位授与大学（Public Specialized degree awarding university）の 6 種類がある¹⁷。ケニアの 2022 年 8 月時点における各大学・機関の数は、以下のとおり。

表 5 ケニアの高等教育機関の数（2022 年 8 月時点）

高等教育機関	校数
国立大学（Public Chartered Universities）	35 校
私立大学（Private Chartered Universities）	25 校
国立短期大学（Public Constituent Colleges）	5 校
私立短期大学（Private Constituent Colleges）	3 校
暫定認定機関（Institutions with Letters of Interim Authority）	8 校
国立専門学位授与大学（Public Specialized Degree Awarding University）	1 校
計	75 校

出所：COMMISSION FOR UNIVERSITY EDUCATION, UNIVERSITIES AUTHORISED TO OPERATE IN KENYA, August 2022

国立大学においては 35 校中 30 校、私立大学においては 25 校中の 19 校が 2001 年以降に設立されている。2000 年代以降、大学の数が増えているが、人口増加に伴う中等教育修了者数の増加及び経済成長に伴う教育熱の高まりにより、高等教育に対する需要が増加した。ケニアは学歴社会となり、就職においても学位やディプロマ、修了証書等が重視されるようになった¹⁸。なお、2022 年における高等教育の総就学率は、20.5%である¹⁹。

2015 年度～2021 年度における国立・私立大学の学生数は、以下のとおり。2015 年度から 2020 年度の間に国立大学だけで入学生数が約 59 万人増え、約 14%の増加率となっている。

¹⁷ COMMISSION FOR UNIVERSITY EDUCATION, UNIVERSITIES AUTHORISED TO OPERATE IN KENYA, August 2022

¹⁸ 岸 真由美「ケニアの高等教育事情」2012 年

¹⁹ World Bank, World Development Indicators 2022

表 6 ケニアの国立大学・私立大学の入学生数

単位：人

	2015/16	2016/17	2017/18	2018/19	2019/20	2020/21	2021/22 ^{注1}
国立大学学部生	367,757	411,905	439,965	389,257	368,188	423,550	414,079
国立大学大学院生	59,277	67,407	32,977	43,988	44,657	28,539	34,403
ディプロマ等	2,786	3,978	21,954	24,755	29,224	37,244	31,917
国立大学計	429,820	479,312	494,896	458,000	442,069	489,333	480,399
私立大学 ^{注2}	77,929	85,195	80,928	86,217	96,628	94,610	113,584

出所：Kenya National Bureau of Statistics, Statistical Abstract 2022

注：ケニアの学校年度は1月～11月であるが、大学は9月～6月。

注1：暫定数値。2024年6月時点で同数値は更新されていない。

注2：私立大学の学部生、大学院生、ディプロマ等の内訳は、データ入手不可

1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

ケニア政府は、同国の長期国家開発計画である「ビジョン・2030」（「1-1-4. 開発計画」参照）において、2030年までの中所得国入りを目指している。また、当目標を達成するにあたっての分野横断的な課題として、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状があり、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が課題となっている。

我が国の対ケニア国別開発協力方針（2020年9月）では、「経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献」を基本方針とし、6つの重点分野を定めている（①経済インフラ整備、②産業開発、③農業開発、④ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、⑤環境、⑥地域の安定化）。ケニアにおけるJDSでは、第1期において、ケニアの各開発課題及び我が国の上記の重点分野に沿い、ケニア政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築のため、留学生を受け入れてきた。政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官の人材育成を支援することは、我が国の主要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」の目指す「法の支配」（ガバナンス能力強化）や「経済的繁栄の追求」（人的連結性）に合致するものである。

以上の背景の下、今般ケニア政府より日本政府に対し、2025年度から4期分の留学生受入計画について要請が出された。本事業による行政官の人材育成を通じ、行政組織の強化並びに開発課題の解決に貢献することが期待されている。

1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況

1-3-1. ケニアの公務員制度

ケニアの公務員は中央政府の省庁、国家委員会、政府研究所、国営企業、地方政府に勤務する者、公立学校の教職員を指し、公務員制度に係る方針の策定は公共サービス委員会（Public Service Commission 以下、PSC）が所管する。公務員はA～VまでのJob Groupに基づく職位が設けられている（表8参照）。2021年の国家統計局データでは政府公務員数は約91.5万人で、うち中央省庁の公務員は約22万人である。

表 7 公共セクターにおける公務員数²⁰

2021 年公共セクターにおける職員数	(単位：千)
中央省庁及び司法長官事務所等	220.7
その他政府組織（中央省庁の傘下組織等）	144.3
地方政府	200.5
教職員	349.9
合計	915.4

表 8 ケニア公務員のクラス・代表的官職位例

職位	クラス	グレード	昇進に必要な条件(学位等)*
Head of Public Service 大臣級	Job Group V	1	リーダーシップ能力
Principal Secretary、Director General 副大臣級	Job Group U	2, 3	
Secretary 長官・局長	Job Group T	4	
Director 課長	Job Group S	5	
Deputy Director 副課長	Job Group R、Q	6	マネージメント能力
Assistant Director 課長補佐	Job Group P	7	マネージメント能力 技術試験合格 修士以上の学位
Principal Officer 上級オフィサー	Job Group N、M	8	能力試験に合格
Senior Officer シニアオフィサー	Job Group L	9	数年の研修歴
Officer I オフィサー1(主任級)	Job Group K	10	学士号以上
Officer II オフィサー2	Job Group J	11	学士号(大卒のエントリーレベル)
一般職	Job Group H – A	12-17	ディプロマ、高卒等

*昇進には各職位で 2~3 年の勤務経験が必要となる。

本準備調査にて JDS の対象として想定される主要省庁に対して行った。アンケート調査によると、回答のあった 19 機関に所属する公務員の人数は各省庁によって 100 名程度の組織もあれば、内務省のように 20,000 名以上の組織もあった。19 機関の内、具体的な数字の回答が得られた 14 機関の平均正職員数は約 3,200 名、45 歳以下²¹の平均正職員数は約 1,700 名であった。

²⁰ 2022 年の国家統計局データ (<https://www.knbs.or.ke/download/economic-survey-2022/>) (2024 年 5 月 12 日閲覧)

²¹ ケニア JDS の現フェーズでは、公務員の高齢化に鑑み、運営委員会での協議・合意のもと、対象機関の内中央省庁は 45 歳未満までの応募を可能としている。

PCS の年度報告書 2022/2023 によると、中央省庁における 46 歳以上の職員の割合は全体の約 33%、36 以上 45 歳以下は約 31%、35 歳以下は約 36%であった。公務員全体の男女比は、男性約 62%、女性約 38%であった²²。

修士号は、Assistant Director（課長補佐、Job Group P、グレード 7）以上のポストに就くための必要条件であるが（「1-3-2.ケニアにおける公務員のキャリアパス（2）昇進と必要な学位、人事異動、人材育成制度」参照）、アンケートに回答した組織に所属する公務員の内、約 5%が修士号を取得していた。博士号取得者は 14 機関 69 名であり、アンケートに回答した機関の合計職員数に対して 1%に満たない割合であった。博士号取得者が 5 名以上確認できた省庁は外務・移民省（10 名）、内務・政務調整省（14 名）、歳入庁（11 名）、ナイロビカウンティ（10 名）等で、ヒアリングで博士留学のニーズが確認された省庁と一致していた。

1-3-2. ケニアにおける公務員のキャリアパス

PSC の発行する公務員制度に関する人事方針「Human Resource Policies and Procedures Manual for the Public Service²³」によると、各省庁における人材管理を効果的に実施するため、各省には人事管理アドバイザー委員会、能力評価委員会が設置されている。人事管理アドバイザー委員会は毎月、能力評価委員会は四半期毎に定例会議を行っている。

人事管理アドバイザー委員会は、各組織の事務次官（委員長）、人事局長（事務局）、7 名の委員等で成り立ち、①職員の公募、選考、採用、②人事評価、昇進、研修、研修評価について、各担当職員に対して指導を行う。一方、能力評価委員会は、事務次官（委員長）、各部門局長、総務局長、企画課長、人事局長（事務局）等で成り立ち、①各組織の戦略に対する実施状況についての四半期評価、②政府の人事評価制度に基づく人事評価の実施、③人事制度のモニタリング、人事評価・レポートに関する制度の開発と実施、④報酬、処罰に関する信頼性の担保についての機能を有している。

²² Public Service Commission annual report for the financial year 2022/2023
(<https://publicservice.go.ke/index.php/publications/reports>) (2024 年 5 月 12 日確認)

²³ PSC ウェブサイト (<https://www.publicservice.go.ke/index.php/publications/policies-guidelines/category/63-manuals>) (2024 年 5 月 12 日閲覧)

(1) 公務員の公募と採用

ケニア公務員の採用方針は PSC が策定し、公務員の採用を実施する。ケニアでは、空席が発生した際に、該当する職位への空席補充を行っている。各政府組織は、採用が必要な空席を含む人事計画を毎年年度当初に PSC へ提出するが、日本のように一括採用する制度を取っておらず、特定の時期に一斉に公務員の新卒や中途採用の公募が行われることはない。JDS のターゲットとなる大学卒業者が応募する職位 (Job Group) J、K、L については、各省庁が PSC へ報告し空席の公募への承認を得る。空席情報は PSC のウェブサイトや大学の掲示板、主要な新聞に掲載される。採用は公平な競争試験 (面接試験) の結果によって決められる。なお、管理職の職位となる Job Group P 以上の空席の補充については、各省で推薦された対象者の人事評価等を PSC へ提出し、PSC が形成する選考委員会にて面接試験を実施して決定する。

公務員の採用プロセス

- 各省内の空席に応じて、採用に必要な資格要件、業務内容を PSC が決定。
- PSC のウェブサイトや大学の掲示板、主要な新聞 (毎週火曜日) に、空席情報が掲載される。
- 候補者は PSC のウェブサイトを通して必要な情報を入力して応募する。
- PSC の選考委員会が、応募書類から資格要件によって候補者を絞り込む。
- ショートリストされた候補者を面接して選考し、合格者を決定する。
- 合格者のリストが、各政府組織へ通知される。

(2) 昇進と必要な学位、人事異動、人材育成制度

公務員の昇進に関する方針を含めた公務員人事制度運用の方針は PSC が策定し、その方針に沿って、P より下位のポストは各省庁に試験の実施が委任され、各省庁が昇進面接試験を実施する。面接試験の質問は、一般質問、技術的質問、ガバナンス関連質問に分かれ、業務内容によって異なっており、職位や業務に適した人材が選定される仕組みとなっている。管理職の入口である課長補佐級の昇進面接時には、特に技術的な質問が重視され、面接試験の最も多い配点を占める²⁴。昇進に必要な条件は方針によって定められているが、各省庁の専門分野やポストの条件によっても決められる。PSC によると、昇進には勤務経験年数、勤務評価、学位等が考慮されるため、学位取得のみにより段階を飛び越えて昇進できるわけではなく、一般的には、同じ職位での 2~3 年の勤務経験が昇進の条件となっている。そのため、ケニアの公務員人事制度は、年功序列的な制度ともいえる。ケニアの官職のクラスと昇進に必要な条件は表 8 のとおり。大学卒業者は Officer II (Job Group J)、すなわち主任レベルからキャリアが始まる。

²⁴ 技術質問 40%、一般質問 30%、ガバナンス関連質問 30%。

学歴として修士号が必要となるのは、管理職の始まりである課長補佐(Job Group P) 以上となる。また、Job Group P 以上は PSC の設置する昇進委員会が昇進試験を実施する（P より下のポストは、先述のように各省庁に試験の実施が委任される）。各省へのアンケート調査によると、博士号は一般的には昇進に必要な条件ではないが、政府組織及び職位により必要とされるケースも確認された。

昇進試験のプロセス（例：Job Group K のケース）

- Job Group K のクラスに 3 年勤務後、年度の終わりの人事評価で研修ニーズ及び昇進に関する確認を行う。
- 昇進の場合、ケニア政府大学校（Kenya School of Government）もしくは専門分野に関する研修コースを受講。分野によっては試験を課すケースもある。
- 省内の昇進委員会によるインタビューを受ける。

2018 年に発行された「ビジョン・2030」の第 3 期中期計画において、「公務員の 60% が 45 歳以上であり（当時）、今後 10～15 年以内に定年退職する」との見通しが発表されたが、「1-3-1. ケニアの公務員制度」にて既述の通り、現在の PSC の公表資料においては 46 歳以上の公務員は全体の 33%（45 歳以下の若手職員の割合が全体の約 67%）となっている。一方で、ケニア JDS の実施機関であり、公務員人事や人材育成に関する政策・ガイドラインの策定や、各省庁における研修の監督及び評価を担当している公共サービス・実績・実施管理省公共サービス局（以下、SDPS）によれば、公務員は遅くとも 45 歳までに管理職となることが一般的であるが、公務員の高齢化に伴い、近年も依然管理職の退職が多い状況が続いていることから、JDS 留学生含め若手政府職員にとっては、今後管理職に就く可能性が高まるとのことであった。

SDPS によれば、ケニア政府は、若手公務員の業績等の要件を確認しながら若手の昇進を積極的に検討することで、今後の管理職人材の確保に対応しようとしており、修士号等の必要な条件を満たし、業績に特段の問題がなければ、45 歳までには管理職に就く機会を与えたいと述べている。JDS において、特に中央省庁の公務員の年齢制限を 45 歳に広げることを提案し、実際に JDS 第 2 期以降ではそのように運用しているが、これは、JDS を活用してより多くの管理職候補者の確保をするための提案であった。

なお、通常は課長補佐級が政策策定に直接的に関与できる役職であるが、それより低い職位（Principal Officer、もしくは Senior Officer）でも、業務や能力によって間接的に（現場での運営を踏まえた見解の共有や、データ提供等）政策立案への関与が可能であることを SDPS からのヒアリングにより確認した。

人材育成のための制度について、PSC は SDPS の策定した政策に基づき公務員の人材育成・研修の実施方針・実施計画を策定する。各行政機関はその実施方針に従って組織内の研修を実施している。PSC が推奨する研修分野は、若手公務員の研修、ビッグ・フォーに関連した研修、リーダーシップ研修、マネジメント研修等である。

また、PSC は公務員の研修データの取り纏めも担っており、その年次報告書²⁵によると、2022～2023 年の期間に 3,776 名が研修に参加している。政府の研修機関としては、PSC の傘下機関であるケニア政府大学校があり、公務員への研修を担っている。ケニア政府大学校ではリーダーシップ開発、マネジメント、公務員倫理等についての研修を提供している。各省庁では、昇進予定の職員に同校のコースを受講させている。受講形式は学校に通う対面受講とオンラインの両方が選択可能であり、概ねオンラインの場合は 2 か月、対面の場合には 1 か月で終了する。

ケニア政府大学校の研修の他に、公務員の人材育成・研修が各省庁で実施されている。これら各省庁における人材育成・研修について、PSC が取り纏めたデータを基に監督及び評価を担当しているのは、SDPS である。その中でも海外研修を含む 6 カ月以上の長期研修の場合、研修員は SDPS²⁶の承認のもと、所属先との間に Training Bond（研修に係る契約）を締結する必要がある。当該契約では、研修後、公務員として勤務する条件（復職期間等）が定められている。所属先との雇用条件によって、研修中に給与も支給される。Training Bond はケニア政府の Commissioner for Oaths（宣誓管理官）が保証する法律文書である。なお、Training Bond の締結に係る政府内の手続きに 1～2 カ月の期間を要するため、余裕をもって手続きを開始する必要がある。

長期研修に係る契約内容や条件は Public Service Training Bond Guidelines（公共サービスの研修に係る契約ガイドライン）に定められている。当ガイドラインによると、研修期間により復職期間が定められている（半年～1 年以下の研修の場合、1 年間の復職が必要。その他研修期間により 1 年～2 年：2 年、2～3 年：3 年、3 年以上は不在期間によるが 5 年以下とする）。

Training Bond Guideline（公共サービスの研修に係る契約ガイドライン）においては、復職義務期間を満たす前に公務員を退職する場合や、不成業の場合に賠償金を課している。それぞれの場合において、研修・留学期間（休職期間）に受領していた給与²⁷や留学に係る費用等を含めた金額の返済が求められる。実際の返済の有無や金額は、退職や不成業の理由や、復職後の退職の時期等も踏まえ、所属先と本人との協議によって決められる。

²⁵ Public Service Commission annual report for the financial year 2022/2023

(<https://publicservice.go.ke/index.php/publications/reports>) (2024 年 5 月 12 日確認)

²⁶ SDPS によると、各政府組織の人事局内に SDPS デスクがあり、彼らが各組織内の研修実施の承認を担当している。

²⁷ JDS 留学中は、一定比率を差し引かれた給与が支払われる。給与額は所属先によって異なる。

カウンティの公務員制度については、ケニアの法律の下、カウンティ独自で職員（地方政府公務員）の採用・昇進を行っている。カウンティごとに **Public Service Board**（公共サービス理事会）が設置されており、カウンティ政府内の部局からは独立した組織として存在している。カウンティ政府の職員は、当地のカウンティに所属する地方公務員である。

1-3-3. ジェンダー配慮

ケニアは、1984 年に「女性に対する差別撤廃条約（CEDAW; Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women）」を批准した。同国における一般的なジェンダー格差の状況について、2023 年の世界男女格差指数では、153 カ国中 77 位に位置し²⁸、ジェンダー主流化をさらに促進するようケニア政府は努めている。

ケニアの公務員制度では、男女のいずれかの性別が政府組織内の総職員数の 3 分の 2 以上を占めることを禁じている（以下、「3 分の 2 ジェンダー規制」とする）。PSC は、公務員制度におけるジェンダーの平等を含む事項について、四半期毎に各省と共に報告書にまとめる義務があり、年次報告書を政府及び大統領へ提出して報告する義務がある。

ジェンダーに関するナショナルマシナリーとして、国家ジェンダー平等委員会法が制定されており、同法に基づく国家ジェンダー平等委員会（2011 年 8 月設立）が存在する。当委員会は、国内法だけでなく、CEDAW や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際条約で定めた方針に沿い、女性や子供の権利等を所管する政府の委員会として活動している。また、同委員会は政府に対し、上述の「3 分の 2 ジェンダー規制」を含む男女平等を促進する既存の法律や政策の実施強化、ジェンダーに配慮した予算編成、ジェンダー平等を阻害する習慣や固定観念に関する対処の導入、法案の作成・審議のための国会への情報提供等を行っており、同国のジェンダー平等に係る現状や取り組みをモニタリングする機関としての機能も果たしている²⁹。さらにジェンダー・文化・芸術・遺産省及び JDS の実施機関であり公務員の人事制度策定・管理を所掌する SDPS も、それぞれ地域社会及び政府省庁におけるジェンダー主流化を促進する一翼を担っている。

なお、ケニア政府は、「ビジョン・2030」においても、女性の全面的で平等な社会参加を国家開発の視点でも重要事項として掲げ、政府全体としてジェンダー主流化を進めている。PSC が公表している最新のデータでは、公務員総数に占める男性の割合が約 62%、女性は約 38%であり³⁰、「3 分の 2 ジェンダー規制」の範囲内となっている³¹。また、人材育成方針にもジェンダー主流化が反映され、男女が平等に研修を受けるように配慮されている³²。

²⁸ 世界経済フォーラム「男女格差報告 2023 年版」参照。

²⁹ 国家ジェンダーと平等委員会ウェブサイト（https://www.ngeckenya.org/news/9288/statement-on-the-commemoration-of-2024-international-women-s-day-#_ftnref1（2024 年 5 月 4 日確認））

³⁰ Public Service Commission annual report for the financial year 2022/2023（2024 年 5 月 4 日確認）

³¹ 本準備調査にて対象機関向けに実施したアンケート調査の結果では、課長補佐から副大臣級までの管理職の内、平均約 20%が女性であった（副大臣級の 15.0%、局長の 12.0%、課長の 21.8%、副課長の 20.6%、課長補佐の 33.3%）。

³² 過去の JDS においては応募者の男女比がほぼ同数であったこと、応募人数が少なく留まっていること等から、選考において運営委員会による特段の調整は発生していない。

1-4. 我が国の援助動向

1-4-1. 我が国の援助動向

ケニアにとって、我が国の対ケニア経済協力実績は DAC の中で第 2 位（2022 年）であり重要なドナーの 1 つとなっている。無償資金協力を始め様々な ODA 事業を実施しており、その総額は累計で 3,903.04 百万ドル（2021 年度まで）となっている。2017 年度末までの対ケニア協力額の累計は、援助形態別にその内訳を見ると、有償資金協力 1,387.84 百万ドル、無償資金協力 1,293.31 百万ドル、技術協力 1,221.89 百万ドルにのぼる³³。

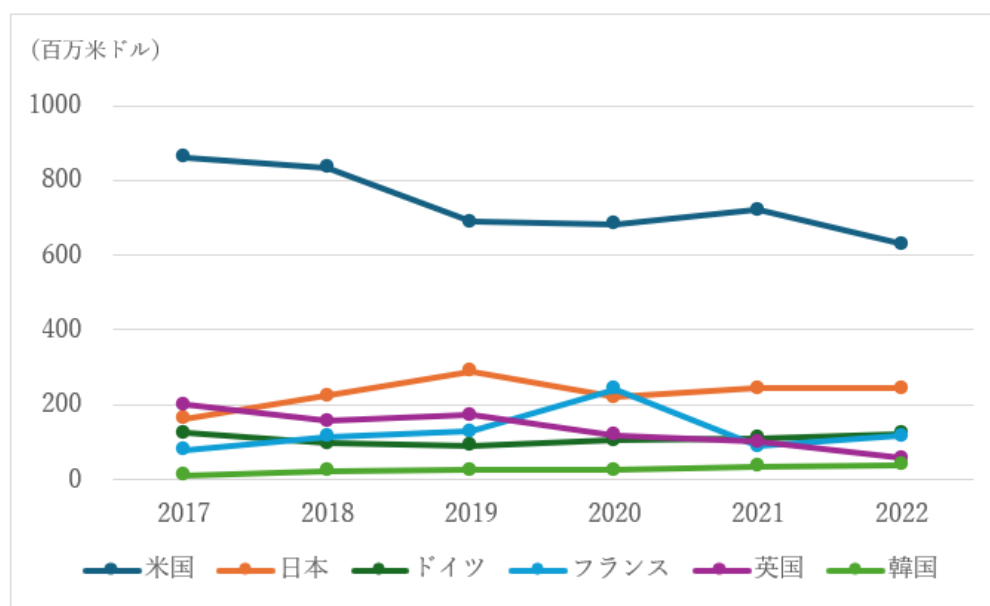


図 2 主要ドナーによる対ケニア援助実績推移（DAC のみ）（支出総額ベース）³⁴

ケニアに対する我が国の ODA の基本方針では、「経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献」を大目標に設定し、「経済成長に寄与する質の高いインフラ、経済環境及び社会基盤の整備に貢献しつつ、経済成長に伴い発生する課題への対処や経済成長から取り残された社会階層への支援等を通じ、ケニア共和国の社会経済の発展に貢献する。」ことを目的に、6 つの援助重点分野とそれらに紐づく 12 の開発課題（小目標）が設定されている（下表参照）。

³³ 外務省「政府開発援助（ODA）国別データ集 2022」より纏めた。

³⁴ OECD Query Wizard for International Development Statistics (<http://stats.oecd.org/qwids/>) を纏めた。（2024 年 5 月 12 日閲覧）

表 9 我が国の対ケニア国別開発協力方針

基本方針（大目標）	重点分野（中目標）	開発課題（小目標）
経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献	1.経済インフラ整備	1-1.輸送インフラ整備 1-2.電力アクセス改善
	2.産業開発	2-1.貿易・投資環境整備 2-2.民間セクター振興 2-3.科学技術イノベーション人材育成
	3.農業開発	3-1.市場に対応した農業開発 3-2.食料と栄養の安全保障
	4.ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ	4-1.保健システム強化 4-2.健康危機準備対応
	5.環境	5-1.気候変動レジリエンス強化 5-2.都市環境改善
	6.地域の安定化	6-1.地域の安定化

1-4-2. 我が国の留学制度

2022 年 5 月 1 日時点、国費・私費いずれを含む日本への留学生総数は 231,146 人³⁵である。出身地域別留学生の割合については、アフリカ地域からの留学生が全体の 1.0%となっている。出身国別留学生数では、2022 年度の記録ではケニア人留学生総数は 191 人であり、2013 年の 100 名から 10 年間で約 2 倍に増えている。国費留学生数は、2013 年は 49 人、2022 年は 52 人であり、その間大幅な人数の増減はなく、平均して 45 名程度が保たれている。私費留学生数には、JASSO の統計では JDS 及び ABE、SDGs 等の JICA 長期研修員も含まれており（以下の折れ線グラフの通り）、高等教育全体の留学生数は、ABE イニシアティブの受入れが始まった 2014 年以降³⁶大きくなり、その後 JDS や JICA 長期研修員数の増減の影響を受けていることがわかる。

³⁵令和 4 年度外国人留学生在籍状況調査結果」、2023 年 4 月、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）
（https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2023/03/date2022z.pdf）

³⁶ ABE イニシアティブの受入れは 2014 年秋から始まったが、JASSO の統計は毎年 5 月のため、ABE の受入人数は 2015 年からカウントされている。折れ線グラフの値は ABE、SDGs、JDS のみの合計数。

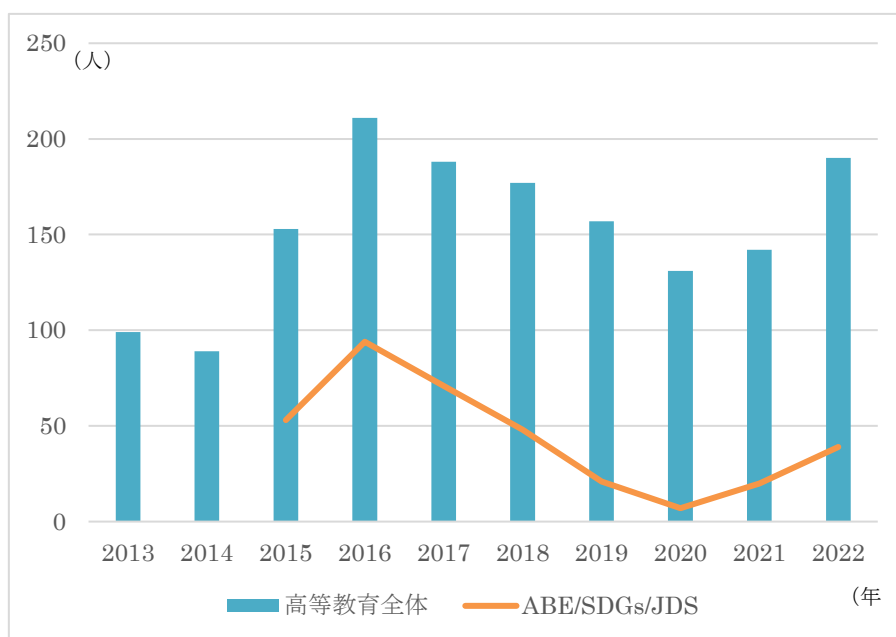


図3 日本におけるケニア人留学生総数

我が国政府による、ケニアからの留学生を含む外国人に対する留学生事業は、主に5つの機関によって実施されている。JDSと同様に、行政官を対象としたものは、文部科学省国費外国人留学制度、日本政府から国際機関への拠出金を通じた奨学金事業、JICAの長期研修員の3つに大別される。下表は、これらの概要を整理したものである。

表 10 ケニアにおける我が国の留学制度

実施機関	事業名	趣旨等
文部科学省	国費外国人留学制度	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。
日本学術振興会 (JSPS)	外国人研究者 招へい事業	個々の外国人特別研究員の研究の進展を支援するとともに外国人研究者との研究協力関係を通じた日本の学術研究の推進及び国際化の進展を図る。
	論文博士号取得希望者 に対する支援事業	アジア・アフリカ諸国の優れた研究者が日本の大学において大学院の課程によらず論文提出によって博士の学位を取得できるように支援する。対象国の学術研究水準の向上と日本と対象国の学術交流関係の発展を目的とする。
外務省	日本／世界銀行共同大 学院奨学金制度 (JJ/WBGSP)	欧米、日本等の開発関連分野の修士課程において学ぶ機会を途上国の中間管理職の人々に対して提供する。25 年以上前より日本政府の拠出金により運営されている。これまで 5,000 人以上が受給、2 億ドル以上が日本政府から執行されている。開発途上国の官民両方が対象。
JICA	長期研修員	開発途上国の <u>JICA 事業のカウンターパート</u> や相手国政府関係機関の優秀な若手人材を 1 年以上受け入れ、総合的かつ高度な知識・技術を習得させる技術協力事業。

(1) 国費外国人留学生制度（文部科学省）

我が国がケニアに対して実施している留学生制度として、1954 年度に創設された「国費外国人留学生制度」がある。当制度で実施している「研究留学生」プログラムは本事業と同じ大学院レベルの留学制度である。

大使館推薦の研究留学生プログラムでは、2019 年度から 2023 年までの 5 年間に修士留学生計 19 名、博士留学者計 10 名を受け入れている。なお、在ケニア日本大使館によると、ケニアの国費留学生のほとんどが民間人で公務員は少なく、分野は理系（工学・電子工学・物理学等）及び医学系が中心となっている。また、国費留学生制度の一つとして教員研修留学生や高等専門学校留学生も受け入れており、近年では毎年数名の受入実績がある。

表 11 国費外国人留学制度における大学院課程を対象とするプログラム

プログラム名	研究留学生
目的	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。日本の大学にまず研究生として1年半～2年間学び、当該期間に大学院（修士・博士）の入学試験に合格すれば、奨学金給付期間が延長される。日本語能力のない者はそのうち半年間が予備教育機関となる。
設立年	1954 年
募集分野	日本の大学院で受入れ可能な全ての分野
教授言語	日本語または英語 (積極的に日本語を学習しようと意欲のある者)
定員	なし
主な資格要件	年齢：35 歳未満 職務経験：不問（学部生も対象）
選考方法	在外公館による選考・推薦、日本の大学による推薦

(2) JICA による留学スキーム

JICA による留学スキームでは、技術協力による長期研修員受入の実績があり、現在ケニアでは、日本企業のアフリカ進出の水先案内人育成に主眼を置いた ABE イニシアティブ、研究者を育てることに主眼を置いた SDGs グローバルリーダー・コース等が実施されている。

2014 年から始まった ABE イニシアティブでは、民間人を主要ターゲットとして、2023 年度までに計約 200 名（10 期生まで）がケニアから来日し、ビジネス、経済、保健、農業分野を含め多岐にわたる分野で学ぶと共に日本企業でインターンシップを行っている。

表 12 ABE イニシアティブ

目的	アフリカ諸国において産業開発を担う優秀な若手人材を外国人留学生として、修士課程へ受け入れ、また日本企業への見学およびインターンシップ実習を行うプログラムとなっている。プログラムを通じて、アフリカにおける産業開発に資する日本とアフリカの間での人脈が形成され、日本企業がアフリカにおいて経済活動を進める際の水先案内人として活躍することが期待されている。
プログラム	修士課程
募集分野	主に工学系、農学系、経済・経営学系をはじめ、全ての学術分野を対象
教授言語	英語
対象	アフリカ全 54 カ国の民間人及び公務員
主な資格要件	年齢：40 歳未満
選考方法	書類選考、面接等

ケニアは、SDGs グローバルリーダー・コースの対象国であり、大学の研究者を主要ターゲットとし、留学生を受け入れている。

表 13 SDGs グローバルリーダー・コース

目的	アジア、大洋州、中南米、アフリカ諸国の行政官等が、日本の大学院の博士・修士課程で学び、学位取得を目的としている。将来、各国が抱える持続可能な開発目標（SDGs）の政策課題の解決に向け、政策決定に深く関わるトップリーダーとなること、そして、日本の関係者（官公庁、民間企業、大学、NGO、JICA 等）と各分野のネットワークを構築・強化し、結果として、日本を良く知る人材の育成、日本との繋がりを強化することを目指している。
プログラム	修士課程、博士課程
募集分野	行政・公共政策、財政・金融、国際関係、ビジネス、国際貿易・投資（国によっては他分野での受入可能性有）に関する政策課題や開発課題
教授言語	英語
対象	研究者、公務員等
主な資格要件	年齢：40 歳未満
選考方法	書類選考、面接等

日本への留学事業としては、上記の ABE イニシアティブや SDGs グローバルリーダー・コースの他に、多数の長期研修が実施されているが、デマケーションに留意しつつ各事業が実施されている。

表 14 ケニアにおける主な人材育成事業 全体図

	スキーム	対象	人数
無償 資金 協力	JDS (修士・博士)	公務員 (中央政府、地方政府)	13 名/年 (博士 1 名)
長期 研修	ABE イニシアティブ (修士)	近年の実績 (2021 年～2023 年) 民間企業 60%、中央省庁 15%、 研究機関 5%、教育機関 5%、 医療機関 5%、その他 10%	近年の実績 2021:10 名、 2022:17 名、 2023:13 名
	SDGs グローバル リーダー (修士・博士)	近年の実績 (2021 年～2023 年) 公立大学 5 名、研究機関 2 名、 民間企業 1 名	近年の実績 2021:0 名、 2022:4 名、 2023:4 名 (計 8 名全て博士)
	資源の絆 (修士・博士)	民間企業、大学 (資源開発等に関連する 機関)	近年の実績 2019:4 名、2020:3 名、 2021:1 名 (計 8 名中 7 名が博士)
	感染症対策 (博士)	研究機関 (感染症対策研究者)	1、2 名/年
国費 留学生	研究留学生 (修士・博士)	職務経験等不問 近年の実績 (2021 年～2023 年) 民間人がほとんど。公務員は数名 研究分野は理系 (工学・電子工学・物理 学等) 及び医学系が中心)。	近年の実績 2021:6 名、2022:8 名、 2023:7 名 (計 21 名中 8 名が博士) ※大使館推薦の人数
	教員研修留学生 2021:3 名、2022:2 名、2023:2 名 高等専門学校留学生 2022:1 名		

- ABE イニシアティブでは民間企業の社員を主な対象者としている点で、公務員のみを対象とする JDS とは異なる。ABE イニシアティブも公務員を対象には含み、派遣の実績があるものの、留学生の研究分野は経営・ビジネス・投資、もしくは製品開発技術に関連する工学等に特化している。JDS にもコンポーネントとして経済分野 (1-2) が含まれているが、ビジネス関連に特化しておらず、ケニア政府の開発政策に従い保健や社会保障・社会保護 (Social Protection) 分野等の課題に関連する経済研究/財政研究等、幅広く対象としており、ABE イニシアティブに比べて対象とする研究内容の範囲が広い。

- SDGs グローバルリーダー・コースのケニアでの近年の派遣実績は、2021 年から 2023 年の間で計 8 名であり、JDS の受入実績（第 1 バッチ～第 3 バッチまでで計 31 名）の約 4 分の 1 である。人数規模は JDS に比べて小さく、上記 8 名は全て博士課程での受入れであり、公立大学からの合格者が中心（6 名）となっている。8 名の受入分野は工学系が 6 名、その他は自然科学、獣医学を専攻している。JDS においても次フェーズより公立大学と研究機関が博士課程の対象機関として追加となるが、JDS では主に社会科学系 CP1-1～1～1-3 行政、経済、法律もしくは工学系でも都市/地域開発計画（CP1-4）を対象としており、研究分野の点で棲み分けがされている³⁷。
- 資源の絆や感染症対策も近年毎年の派遣実績があるものの、JDS に比べ規模は小さい。また、前者は資源開発等に関連する機関、後者は感染症対策研究者に対象が限定されており、JDS とは事業の目的が異なる。
- 国費留学生の「研究留学生」プログラムは、JDS と同じく大学院レベルの留学生制度であり、近年では修士・博士ともに受入実績があるものの、参加者は民間人が中心であり、研究分野は理系中心となっている点で、JDS との違いが見られる。

(3) 現地における同窓会活動

ケニア国内で活動する、我が国へ留学した留学生の同窓会としては、文部科学省奨学金帰国留学生同窓会（Kenya Japan MEXT Alumni）、世界青年の船、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）同窓会、JICA ケニア帰国研修員同窓会 JICA Ex-Participants Alumni of Kenya（JEPAK）、KAKEHASHI アフリカなど 5 つの同窓会組織があり、これらを束ねる形として、日本同窓会協会 Kenya Japan Alumni Association（KEJAA）が設立された。以下にいくつかの同窓会組織の活動概要を示す。

① JICA ケニア帰国研修員同窓会 JEPAK (JICA Ex-Participants Alumni of Kenya)

- 1989 年に設立され、JICA 事業の研修修了者で構成されており、修了生は官民にまたがり、セクター、地域とも多様である。会員は、短期研修、長期研修員含めて 2024 年 4 月時点にて 2,000 名以上であり、11 名の運営委員会メンバーによって構成されている。
- 毎年総会を開催し、2 年毎に選挙によって会長など委員会メンバーを選出する。委員会メンバーにはシニア会員が多く、会長の役割は、主に委員会の開催や活動の企画、JICA 等との調整となる。
- 毎年 1 年間の組織の活動予算を組む。年間予算は最大 200 万円であり、予算源は JICA からの補助金のほか、メンバーの会費徴収から成る。一般会員としての新規登録費用は 1,500KES であり年会費は 1,000 KES/年で、特別会費（永久会費）は 5,000 KES である。

³⁷ CP1-1～1-3 行政、経済、法律に関連する PSC、財務・経済計画省、司法長官事務所、及び CP1-4 都市/地域開発計画に関連する道路・運輸省には、それぞれケニアの大学講師からトップ（大臣、長官）の職位に就任した実績があることがわかっている（表 19 参照）。また、講師としての職位に就くには博士号の取得が必要である。

- JEPAK の主な活動は、年次会合、ニュースレターの発行、カンファレンスの開催、スタディツアーの実施等である。2023 年度には、小学校での植樹活動や、教育ツアーとして植樹を行った学校、KEFRI（ケニア森林研究所）、JICA IFNuS³⁸プロジェクトオフィスの訪問等が行われた。

② 文部科学省奨学金帰国留学生同窓会（Kenya Japan MEXT Alumni）³⁹

- 2008 年設立。日本留学者で構成されており現在 144 名が登録している（2024 年 1 月時点）。年次総会を開催し、その場で同窓会活動等を話し合っている。
- 活動内容は、日本留学に関する情報提供関連ニュースレターの発行、日本文化紹介関連活動等である。

③ 日本同窓会協会（Kenya Japan Alumni Association）⁴⁰

- 2009 年設立。日本留学者 3,445 名が登録している（2024 年 1 月時点）。
- 主な活動としては、会員相互間や在留邦人との親睦活動関連（総会）、日本文化紹介、スタディツアー、その他慈善活動等を行っている。

④ KAKEHASHI アフリカ

- ABE イニシアティブ研修員によって組織されたネットワーク
- 2018 年ケニアにて正式に NPO 法人として認定、約 1,000 人のメンバーが運営・活動
- 日本企業の「水先案内人」として、日本企業への情報提供、勉強会、ネットワーキング、コンサルティングサービス、人材紹介等を実施

なお、本準備調査の第 1 回現地調査にて行った JDS 第 1 期帰国留学生との面談において、「JDS 同窓会」設立に係る協議が行われ、当面のリーダー等が決定し、今後の活動について検討していくことが帰国留学生の間で合意された。その後、同窓会として募集説明会での留学経験等の説明を含む募集活動への協力が行われた。また、同窓会メンバーで構成される SNS のグループを通じて、滞日生より論文作成に関する問い合わせを受け付けて助言を与える等の活動がすでに行われている（「3-5. 過去の JDS の成果状況（3）同窓会の設立、今後の活動」参照）。

³⁸ 乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト

³⁹ Study in Japan ウェブサイト（帰国留学生会アフリカ <https://www.studyinJapan.go.jp/ja/network/list/africa/>）（2024 年 5 月 7 日閲覧）

⁴⁰ 同上

1-4-3. 民間の協力・交流状況

我が国とケニアの貿易額（2022 年）は、対日輸出 6,804 万ドルに対して、対日輸入が 9 億 7,082 万ドルとなっており、我が国から同国への大幅な輸出超過となっている。我が国の対ケニア最大の輸入品目は、原料品（56.8%）で、次に食料品（36.5%；コーヒー、茶等）、衣類（3%）が続く。我が国からの輸出は、輸送用機器（58.3%；自動車等）、原料別製品（30.8%；鉄鋼等）、一般機械（2%；原動機等）である。我が国からの直接投資は 9 億円（2022 年）であり、近年の日本企業の対ケニア投資としては、商社によるケニアの大手薬局チェーン株式の一部取得（2023 年）や、自動車関係では、ピックアップトラックのケニアでの委託組立生産の開始（2022 年）、トラックボディの電着塗装工場棟の新設・稼働（2023 年）、新たな車種の生産開始等の動きがある⁴¹。

ケニアに進出する日本企業数（拠点数）は現在 114 社（2022 年 10 月 1 日現在）であり、南アフリカに続き第 2 位となっている⁴²。首都のナイロビには、総合商社や海運・物流サービスを含む日本企業の多くが拠点を置いており、JETRO が実施している「海外進出日系企業実態調査アフリカ編」においてケニアは、有望なビジネス分野として「消費市場」や「インフラ」等が挙げられており、日本企業のアフリカ地域の注目国として 8 年連続首位となっている⁴³。

JETRO は日本企業のケニア進出や事業拡大を促進するため、現地政府・企業関係者及び現地でビジネス活動を行う日本企業を招き、ケニア・日本両国においてビジネスフォーラム等を積極的に実施している。直近では 2024 年 2 月 8 日、ルト大統領の訪日時に東京でビジネスフォーラムが開催された。フォーラムには、ルト大統領の他、投資・貿易・産業長官、内閣府外務・ディアスポラ担当長官⁴⁴、ケニア商工会議所会頭、ケニア民間セクター連合最高経営責任者等が出席した。ルト大統領をはじめ各ケニア側出席者より、日本企業のケニアへの投資拡大に対する強い期待が述べられた。

また、2023 年 5 月 3 日、岸田総理大臣はケニアを訪問しルト大統領と会談した。岸田総理大臣はルト大統領に対し、ケニアはスタートアップ等日本企業の有数の進出先と述べた上で、今後もビジネス環境の整備や人材育成を通じて日本企業の投資を促進するほか、グリーン成長・気候変動対策や農業分野に協力することを約束した。

⁴¹ JETRO ケニアの貿易と投資 2023 年 11 月 9 日公開（<https://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/gtir.html>）（2024 年 5 月 12 日閲覧）

⁴² 外務省 海外進出日系企業拠点数調査（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html）

⁴³ JETRO 海外進出日系企業実態調査アフリカ編 2023 年 12 月 21 日 ※日本企業へのアンケート結果で、「注目国」と回答した日本企業の数が多いのがケニアである。

⁴⁴ 2024 年 5 月 12 日現在、外務・ディアスポラ省は内閣府内の一部局となっている。

1-5. 他ドナーの援助動向

ケニアに対するドナーの援助実績については、DAC の支出総額データ（2022 年）によると、1 位米国、2 位日本、3 位ドイツ、4 位フランス、5 位英国となる。

奨学金プログラムについては、ケニアでは様々なドナーにより奨学金プログラムが実施されている。JDS と同様、行政官の育成を主な目的とする留学事業は韓国国際協力団（以下、KOICA）の奨学金事業がある。他に、公務員だけでなく民間セクターも含め広く優秀な留学生を公募するものとしては、英国政府奨学金（コモンウェルス奨学金）、中国政府奨学金、インド政府奨学金等の奨学金プログラムがある。一般公募の奨学金については、これらの奨学金を利用して公務員も留学しているため、これらの奨学金事業も JDS の競争相手となる。英国のコモンウェルス奨学金、中国政府奨学金、インド政府奨学金は受入人数が多く、対象機関へのアンケートやヒアリングでも、派遣実績があると回答した機関が多かった。JDS の募集においては、これらのドナーとの差別化をアピールすることが重要である。

表 15 ケニアにおける主な他ドナーの留学事業

事業名	対象	学位	分野	主な待遇（USD 換算 ⁴⁵ ）	受入人数
英国政府奨学金 （コモンウェルス奨学金）	対象機関 限定なし	修士 博士	科学技術、 保健医療等 6 分野（ケニア 以外の全ての対象国 に対し同じ 分野設定）	・ 渡航費 ・ 学費 ・ 生活費 2,037USD/月 （ロンドン） ・ 論文助成金 277USD/年	約 30 名／年
中国政府奨学金	対象機関 限定なし	学士 修士 博士	なし	・ 生活費 424USD/月(修 士)、495USD/月(博士) ・ 学生寮（無料）または宿 泊費補助*金額明記なし ・ 総合医療保険 112USD/ 年	約 30 名／年
KOICA	公務員	修士	なし	・ 渡航費 ・ 学費 ・ 支度金 456USD (修士)、 912USD (博士) ・ 生活費 759USD/月 ・ 宿舍（学生寮） ・ 保険加入 ・ 成業時一時金 228USD (修士)、456USD(博士)	約 10 名／年
インド政府奨学金	対象機関 限定なし	学士 修士 博士	なし	・ 学費 ・ 生活費 242USD/月(修 士)、266USD/月(博士) ・ 家賃補助 78USD/月 ・ 一時補助金 84USD/年(修 士)、151USD/年(博士) ・ 論文助成金 84USD(修 士)、121USD(博士)	約 50 名／年

① 英国政府奨学金（コモンウェルス奨学金）

コモンウェルス奨学金は、1959 年に創設され、ケニアでは公務員を対象として、1 年修士、3 年博士プログラムを提供している。対象分野（6 つの開発テーマ：科学技術、保健医療、イノベーション、平和安全保障、災害対策、会均等）が設定されているものの、全対象国で同じ分野設定であり、ケニアの開発課題に沿った分野設定がされているわけではない。修士課程は 1 年コースのみが対象であり、博士課程は 3 年コースである。年齢制限は設けられていない。

⁴⁵ 2024 年 5 月 31 日時点のレート（1 GBP = 1.234 USD、1 CNY = 0.141 USD、KRW = 0.00076 USD、1 INR = 0.0121 USD）

近年の受入実績は平均 30 名/年程度である。2023 年はケニアから修士課程に 23 名、博士課程に 5 名がプログラムに参加した。主な合格者は公務員である（もともと公務員のみを対象にしており、対象機関の限定をなくしたのが数年前であった）。

募集及び広告を行う機関はケニア教育省であり、教育省が新聞やウェブサイトにも募集広告を掲載し、募集活動を行う。教育省がケニア国内での選考を行い、ショートリストをイギリスのコモンウェルス奨学金委員会に送り、コモンウェルス奨学金が最終選考・最終承認を行う。

家族の呼び寄せは可能であるが、通常プログラムから家族への支援は行われない。ただし、家族滞在ビザの取得要件を満たすために必要な場合に限り、家族手当を支給することがある。また、留学生がひとり親の場合、同伴する子の数に応じた手当が支給される。

② 中国政府奨学金⁴⁶

中国政府奨学金は対象機関を限定しておらず、公務員に限らず民間組織も対象としている。省庁ヒアリングでは約 3 分の 1（7 省庁）が中国政府奨学金への参加実績があると回答した。対象分野については、選択可能な大学数が多く（280 大学以上）、それぞれの大学に複数の分野・コースが設定されているため、修士、博士共に膨大な選択肢が用意されている。年齢制限については、学士は 25 歳以下、修士は 35 歳以下、博士は 40 歳以下を条件としている。応募方法に関しては、応募者はウェブサイトを通して応募し、在ケニア中国大使館が選考を実施している。当プログラムでは年間約 30 名の留学生を受け入れている。

③ KOICA 奨学金事業

KOICA は、中央省庁、地方政府、大学、研究機関も含めた公務員を対象としている。JDS と同じく SDPS から各省庁に募集案内が送られ、各省庁から推薦者の応募書類が SDPS に送られる。一方、JDS と異なり選考プロセス（書類審査と面接審査）にケニア政府は関与しておらず、KOICA と韓国国内の受入大学によって選考される。受入大学は 27 大学あるが、ケニアの開発課題に沿った対象分野が設定されているわけではない（全対象国に対し同じ分野設定）。年齢制限については、修士課程、博士課程ともに 40 歳以下を条件としている。

ケニアにおける KOICA の奨学金プログラムは 1991 年より受け入れが始まり、2023 年までに 148 名が参加している。ケニアでは修士課程、博士課程の両方のプログラムがあり、近年は平均計 10 名/年程度の公務員を受け入れている。2023 年は修士課程に 40 名の応募者があり、15 名が合格した。所属カテゴリー（中央、地方、大学）毎の合格者数に特に偏りは見られない。博士課程の応募者は少なく、2023 年は 4 名の応募者がいたものの、合格者はいなかった。

⁴⁶ 中国政府奨学金ウェブサイト（https://www.campuschina.org/content/details3_74776.html）及びケニア教育省の同奨学金の募集案内（<https://education.go.ke/sites/default/files/2022-11/CHINESE%20GOVERNMENT%20SCHOLARSHIPS%202023%20ADVERT.pdf>）をもとに纏めた（いずれも 2024 年 5 月 12 日確認）。

長期・短期両方のプログラム参加者を対象とした同窓会が存在し、会員数は1,000名を超えている。同窓会活動のために KOICA から年間予算が割り当てられており、同窓会組織が年間活動計画を作成し、毎年社会貢献活動等を行っている。

帰国留学生は同窓会に加入し、毎年長期・短期研修を含めた同窓生間の意見交換セミナー等のイベントを実施している。長期・短期を含めた同窓会のウェブサイトや SNS (Facebook) で情報交換を行っている。

④ インド政府奨学金⁴⁷

インド政府はケニアに特化した奨学金事業及び研修を実施していないが、アフリカ地域を対象とした「アフリカ奨学金スキーム (Africa Scholarship Scheme)」というプログラムを実施している。

所定の大学リスト (約 130 大学) の中から、学士・修士・博士のプログラムに応募可能であり、資格要件は、対象機関を限定せず、学士修士は 40 歳以下、博士は 50 歳以下を対象としている。分野設定は設けられていない。なお、インド大使館は募集案内掲載のためにケニア教育省に情報を共有し、応募者は各研修専用のポータルサイトにアクセスして応募する仕組みであり、選考はインド本国にて行われるため、ケニア政府は選考には関与していない。

1-6. 対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況

JDS の成果発現の前提条件となる、適格な人材の選出に向け、対象機関の人材育成ニーズや人材層の状況を把握するため、JDS の対象機関として想定される主要省庁に対してアンケートと聞き取り調査を実施した。

(1) アンケート調査の概要

2023 年 10 月から 2024 年 4 月にかけて、想定する対象機関に対してアンケートを実施した。アンケート用紙は英語で作成した。

- アンケート送付日：2023 年 10 月
- 締切：2023 年 10 月
- 送付先：27 政府組織 (JICA から対象機関として推薦があった中央省庁・カウンティ)
- 回収率：約 78% (27 組織中、21 組織が回答)

⁴⁷ インド政府奨学金ウェブサイト (<https://a2ascholarships.iccr.gov.in/>) 及びケニア教育省の同奨学金の募集案内 2023/2024 (<https://www.education.go.ke/sites/default/files/2023-03/INDIAN%20SCHOLARSHIPS%202023-2024.doc%20march%202023.pdf>) をもとに纏めた (いずれも 2024 年 5 月 12 日確認)。

(2) 聞き取り調査の概要

国内における既存資料分析結果及びアンケート調査の結果を踏まえて、2023 年 10 月～2024 年 3 月にケニアでの現地調査のため、21 の主要対象機関及び他政府機関を訪問して、人材育成ニーズや開発課題を聞き取った。また、各対象機関にて、人事担当者から聴き取りを行うだけでなく、JICA 事務所からも聴き取りを行い、他 JICA 事業の JDS との連携可能性や JDS への要望等を聞き取った。

(3) 本準備調査のファインディング

① 人材育成ニーズ

ケニア JDS の次フェーズの各コンポーネントに関し、対象機関ごとの人材育成ニーズの度合いを下表にまとめた。各対象機関へのヒアリングにおいて、ケニア JDS のコンポーネントを提示し、特に優先度が高いとの回答がなされたものを「◎」、次いで優先度の高いものの「○」と記して区別している。なお、道路・運輸省やエネルギー・石油省等の技術部門が多い機関においては、人材育成の最優先は技術的な分野であるものの、JDS の設定するコンポーネントにもニーズがあるとの回答を得ている。全てのコンポーネントにおいて、ニーズがあることを確認することができた。

表 16 主要対象機関の人材育成に関する優先分野（コンポーネント）

	コンポーネント			
	1-1 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上	1-2 経済計画/ 政策及び公共財政管理/ 公共投資管理に係る能力向上	1-3 法律策定・運用に係る能力向上	1-4 都市および地域開発計画/ 政策に係る能力向上
財務・経済計画省	○	◎	○	
外務・移民省	◎	○	○	
内務・政務調整省	◎	○	○	
司法長官事務所	○		◎	
投資・貿易・産業省	○	◎	○	
歳入庁	○	◎	○	
国家統計局	○	○	○	○
道路・交通省	○	○	○	○
農業・畜産開発省	◎	○	○	
エネルギー・石油省	○	○	○	○
保健省	○	○	○	
水・衛生・灌漑省	○	○		○
環境・気候変動・森林省	○	○		○
国家環境管理庁	○	○		○
国土・公共事業・住宅・都市開発省	○	○	○	○
国土委員会	○			◎
東アフリカ共同体(EAC)・ASAL（乾燥・半乾燥）及び地域開発省	○	○		
ナイロビカウンティ	○	○		◎
モンバサカウンティ	◎	○		○
ケニア産業調査開発機関（※）	○	◎		
ケニア公共政策調査分析機関（※）	◎	○		
ナイロビ大学（※）	○	○	○	○
ジョモケニヤッタ農工大学（※）	○	○	○	○

※公的研究機関及び公立大学は現フェーズの対象機関ではないものの、ケニア政府より次フェーズの博士課程対象機関への追加要望があったことから、ヒアリングを行った。

② 博士留学のニーズ

アンケート調査及びヒアリングにて、博士課程への留学ニーズについて質問したところ、当質問に回答した 21 機関中 17 機関（81%）が博士留学を「必要」と回答した。つまり、ほとんどの機関にて博士留学の必要性が認識されていた。

中央省庁・County 政府においては、人事制度上、博士号の取得は昇進の要件にはなっていない。しかしながら、高度な知識が求められる財務・経済計画省のエコノミストや司法長官事務所の職員等には、上位職に高度な専門知識が求められるため、博士号のニーズがあるとの回答を得ている。また、技術部門の職員が多い農業・畜産開発省やエネルギー・石油省においても、博士号取得者はそれぞれ、「政策策定に必要な調査部局への貢献」、「高度な専門知識とガバナンスや政策策定の知識による技術部門の取り纏めへの貢献」の観点で、博士号取得者へのニーズがあることを確認した。加えて、博士号所持者のほとんどが管理職のポストに就いているという対象機関もあった（歳入庁）。

なお、中央省庁の傘下機関である、政府の政策立案のためのデータ分析・専門分野の報告書等を策定している公的研究機関等では、主任研究員の上級レベルや政策立案を担う局長以上のポストへの昇進には博士号が条件となることも確認された。一方、中央省庁及びカウンティの人事制度上では、博士号は昇進の必要条件ではなく、加点評価要素である事が確認された。

③ ドナーの奨学金プログラム（長期）

アンケートの回答では、日本以外では、韓国、中国、英国、インド政府が提供する長期研修にて職員を海外へ派遣している機関が多かった。中でも韓国、中国は財務・経済計画省や内務・政務調整省等の公共政策・経済分野に限らず、技術部門の多い農業・畜産開発省やエネルギー・石油省等、多様な分野で奨学金プログラムを提供している。

表 17 対象機関職員が派遣されているドナーの海外奨学金プログラム

対象機関名	留学先
財務・経済計画省	韓国 (KOICA)、中国、インド、マレーシア
外務・移民省	中国、エストニア、ブラジル、バングラデシュ
内務・政務調整省	韓国 (KOICA)、中国、英国、ドイツ、インド
司法長官事務所	オーストラリア
投資・貿易・産業省	韓国 (KOICA)、インド、マレーシア
歳入庁	韓国 (KOICA)、中国、英国、オーストラリア
道路・運輸省	ハンガリー
農業・畜産開発省	韓国 (KOICA)、中国、インド、タイ
エネルギー・石油省	韓国 (KOICA)、中国、ドイツ、デンマーク
国土・公共事業・住宅・都市開発省	中国、インド、モーリシャス
ケニア産業調査開発機関（※）	英国、ハンガリー

※公的研究機関は現フェーズの対象機関ではないものの、ケニア政府より次フェーズの博士課程対象機関への追加要望があったことから、ヒアリングを行った。

④ ジェンダー配慮

先述のように、ケニア政府は、「ビジョン・2030」の中で、女性の全面的で平等な社会参加を国家開発の点でも重要事項として掲げ、政府全体としてジェンダー主流化を進めている。ケニアの公務員制度では、男女のいずれかの性が政府組織内の 3 分の 2 以上を占めることを禁じているが（「1.3.3 ジェンダー配慮」参照）、対象機関へのアンケートの結果では男性 57%、女性 43%で、政府方針の範囲内の値となっており、方針が浸透していることを裏付けている。

上述の通り政府内では女性の公務員は 40%程度を占めているが、候補者・研修員数の性別による差異の緩和へ配慮を行わずに候補者の募集・選考を行う場合は、女性の候補者・研修員数が公務員の割合と必ずしも同じ割合になるわけではない。ケニア政府の方針にも沿った JDS の事業成果を得るため、現フェーズでの女性応募者や最終候補者の数・割合の実績に鑑みて、女性応募者や最終候補者を増やすためのジェンダー配慮について、ケニア政府との協議・検討が必要である。次フェーズでの対応については「2-5-1. 募集方法（4）ジェンダー配慮に係る対応」に記載する。

第2章 JDS 事業の内容

2-1. JDS 事業の概要

前述の通り、JDS は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、開発途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。

JDS の開始当初、留学生個人の能力向上が主な目的であったが、2009 年度事業より段階的に新たな方式に移行し、目的を各国の行政能力の向上とし、将来、各国の課題解決のための政策立案ができる人材を対象としてきた。この方式の特徴は、個人の留学支援を目的とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する援助重点分野（サブプログラム）に携わる人材の育成に主眼が置かれている点にある。

本準備調査では、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の対ケニア国別開発協力方針に基づき設定されたサブプログラム・コンポーネントにおける人材育成ニーズ及び想定される対象機関における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージ（フェーズ）とした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行うものである。

2-1-1. プロジェクトの基本設計

2023 年 10 月に実施された第 1 回現地調査において、二国間関係に広く貢献する人材を育成することを目指しつつ、対象国の国家開発計画や我が国の対ケニア国別開発協力方針に基づくと共に、ケニア政府の人材育成ニーズを踏まえて、下表の通りケニア JDS の援助重点分野、開発課題及び想定される研究テーマが決定された。

表 18 ケニア JDS の枠組み（第 2 フェーズ：2025 年～2028 年来日生）

JDS 援助重点分野 (サブプログラム)	JDS 開発課題 (コンポーネント)	想定される研究テーマ
1. 行政機能の改善	1-1 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上	・政治経済学、ガバナンス/行政 ・地方行政、地方分権、地方自治 ・国際関係・保健政策・食料安全保障
	1-2 経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力向上	・理論経済学（マクロ、ミクロ） ・公共財政管理/公共投資・産業政策 ・金融政策・債務管理・保健財政
	1-3 法律策定・運用に係る能力向上	・行政関連法・ビジネス関連法 ・国際関係法（ビジネス関連、海洋関連、等）
	1-4 都市および地域開発計画/政策に係る能力向上	・都市計画・地域開発/地方開発計画 ・都市インフラ計画（運輸交通、上下水道、廃棄物、等）・環境管理、気候変動対策

(1) 受入人数

現フェーズと同じく修士課程 12 名、博士課程 1 名の合計 13 名の受入とすることで合意が得られた。修士課程では、現フェーズの第 1、2 期の応募者数は少なかつたものの（第 1、2 期平均 1.1 倍）、第 3 期にて 2 倍以上の応募者数及び上限数の最終候補者が確保できたことから、12 名枠を維持することで合意が得られた。また、修士号の取得はケニアの人事制度において管理職 Assistant Director（課長補佐級）への昇進の条件となっており、キャリアパスの観点からも必要性が高いことや、アンケート及びヒアリング結果から中央省庁では正職員の内修士号未取得者数は 7 割～9 割程度おり、修士号取得を希望する潜在的応募者は一定程度存在することにも鑑み、12 名枠継続の合意に至った（以下、「(3) 対象機関」及び「(5) 修士課程受入人数の妥当性の検証」参照）。

博士課程については、博士号取得者育成のニーズ、博士課程の対象機関拡大のニーズ、一定の潜在的応募者が見込まれること等とから、引き続き 1 名枠を維持することで合意した（以下、「(3) 対象機関」及び「(6) 博士課程への受入れの検討」にて詳述する）。

(2) 開発課題（コンポーネント）、研究テーマ

対象とするコンポーネントについて、現フェーズではまだ帰国留学生が少なく（現フェーズの第 1 期帰国留学生 9 名のみ）、引き続き事業の成果を確認するため、現フェーズと同じコンポーネントを次フェーズにおいても踏襲することで合意が得られた。なお、現地調査で訪問した対象機関においては全て、JDS のコンポーネントの全部もしくはいずれかにニーズがあることを確認した。技官の多い省庁に対しても、当事業の対象研究科は社会科学系が中心であることについて説明した上でニーズを確認したところ、技官を取りまとめるリーダーや、経済評価等に従事する職員、人事総務関連部署の職員に、社会科学系のニーズがあるとのコメントが得られており、現行のコンポーネントの継続でも対象機関に幅広く受け入れられる枠組みとなっていることをケニア政府と確認した。

(3) 対象機関

募集対象機関は、現フェーズの対象機関を次フェーズでも対象とすることで合意が得られた。中央省庁については、省庁改編等の影響により対象機関の変更が生じることがあるため、各期の第 1 回運営委員会にて都度確認し、合意の上で決定する。

ケニア政府より、現フェーズに引き続き、郡政府（以下、County 政府）を修士課程、博士課程ともに対象とし、また、次フェーズからケニアの博士課程の対象として公立大学（研究者・教員）及び公的研究機関を追加したいとの提案がなされた。この提案を受け、本準備調査にて、下表の通り、County 政府、公立大学、公的研究機関それぞれについて、中央省庁の政策立案への関与や中央省庁への要職に就く可能性が確認できたため、次フェーズの対象機関とすることとした。

なお、次フェーズではより二国間関係強化並びに国家レベルの政策立案への関与が期待できる人材を取り込むため、選考過程にて「帰国後の中央政府の政策立案への関与の可能性」を確認するため、総合面接で使用する評価シートの見直しを行う等、帰国後の政策立案への貢献可能性が高い候補者の人選を行う手段を検討することで合意を得た。

表 19 County 政府、公立大学、公的研究機関職員の政策策定関与、要職就任事例

	中央省庁の政策策定への関与	要職就任事例
County 政府職員	・政策策定のため、中央と County の共通課題に関する「分野別政府間協議」を実施 ・政策策定の優先課題設定のため「County 協議フォーラム」を全 47County で実施	・ Principal Secretary（副大臣級 以下、PS） 道路・運輸省 運輸局 ・ PS 青少年・スポーツ省 青少年・芸術局
公立大学教員	・各省庁が設定するタスクフォースのメンバーとしてアポイント/派遣され政策策定に関与 ・社会課題に関わる研究について省庁関係者と会合を持ち、成果の報告と政策への提言を行う	・ Cabinet Secretary（大臣級 以下、CS） 財務・経済計画省 ・ CS 3 名 教育省 ・ CS 道路・運輸省 ・ Attorney General（司法長官）司法長官事務所 ・ PS 3 名 教育省 ・ PS 道路・運輸省 ・ PS 住宅・インフラ省 ・ Commissioner（長官）歳入庁 ・ Commissioner（長官）公共サービス委員会 ・ Chairperson（議長）ケニア高速道路庁 ・ High commissioner to India 在インド 高等弁務官 ※省庁在籍中は休職扱い
公的研究機関職員	・中央政府の政策策定のためのタスクフォースメンバーとして、公的研究機関の職員が大統領より指名され政策策定に関与 ・ケニアの政策を研究、分析する財務・計画省傘下の研究機関が存在する（Kenya Institute for Public Policy Research and Analysis、以下 KIPPRA）	・ CS 財務・経済計画省 ※KIPPRA 設立当時の職員 ・ CEO 国家生産性・競争力センター（National Productivity and Competitiveness Center） ・ 公的研究機関から PS 候補者リストへのノミネート事例あり

(4) 受入大学

本準備調査に先立ち、JICA はこれまで JDS 留学生の受入実績のある大学及び新たに受入れを希望する大学に対して、ケニア JDS における想定対象分野／開発課題を提示し、各大学より受入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、10 大学 12 研究科から計 19 件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでの JDS 留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICA において評価要領⁴⁸に基づき受入提案書を評価した。その後、本準備調査の現地協議において、各コンポーネントに対して提案のあった本邦大学の中から日本側の評価による上位大学をケニア政府側に提示し、各大学の特徴等について説明した。協議の結果、下表の通りの受入大学及び受入人数枠で合意した。

表 20 ケニア JDS の受入大学

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入上限数
1. 行政機能の改善	1-1 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上	広島大学	人間社会科学研究科/ スマートソサイエティ実践科学研究院	2 名
		政策研究大学院大学	政策研究科	2 名
	1-2 経済計画/ 政策及び公共財政管理/ 公共投資管理に係る能力向上	国際大学	国際関係学研究科	3 名
	1-3 法律策定・運用に係る能力向上	九州大学	法学研究院	2 名
	1-4 都市および地域開発計画/ 政策に係る能力向上	東洋大学	国際学研究科	3 名

(5) 修士課程受入人数の妥当性の検証

修士課程の受入人数の妥当性を確認するため、対象機関向けの質問票への回答、ヒアリング結果等から、潜在的候補者数の規模、及びキャリアパスにおける修士号取得の意義・ニーズについて確認した。

潜在的応募者数の規模について、対象機関へのヒアリングにより、中央省庁では正職員の内、修士号未取得者数は平均して 70%以上であることがわかっている（修士号取得者は全省庁を平均して約 20%、博士号取得者は数%）。County 政府については、同国の首都を擁するナイロビ County においても修士号取得者は少なく（約 4%）、今後政策立案に関与する職員の能力の底上げを図るため、修士号取得者の数を増やしていきたいとの発言があった。

なお、上述の通り、ケニアの人事制度において、修士号の取得は管理職 Assistant Director（課長補佐級）への昇進の条件となっており、対象機関のヒアリングを通し、ほぼすべての対象機関から、「修士号取得はキャリアパスの観点から、ニーズは非常に高い」との回答を得ている。また、学士取得者が管理職になるためには人事制度上 10 年弱かかることから、JDS が対象とする 40 歳未満の内に修士号を取得することは、その後管理職として活躍する上で適切なタイミングであるとの回答も得ている。さらに、「1-3-2.ケニアにおける公務員のキャリアパス（2）昇進と必要な学位、人事異動、人材育成制度」に記載の通り、公務員の高齢化により管理職に昇進可能な職員を増やすことが求められていることから、ケニア政府において修士号取得のニーズが高まっている状況である。

⁴⁸ 受入大学提案書にかかる評価要領。提案書の記載項目別に評価ポイントを点数化し、JICA によって評価が行われた。なお、受入提案書の記載項目は、①受入可能人数、②当該想定開発課題に対する取組みの基本方針、③プログラム内容、④当該研究科における受入・指導体制、⑤過去の JDS 留学生受入実績、⑥ JDS 以外の留学生受入状況等、⑦当該開発課題における研究・協力実績等である。

このような潜在的応募者数の規模、及び人事制度・キャリアパスの観点より、修士号取得の一定のニーズを確認することができたことから、12名の人数枠は引き続き維持されることが望ましく、ケニア政府も上述の修士課程へのニーズと人数枠について合意した。

(6) 博士課程への受入れの検討

博士号は人事制度上昇進の要件にはなっていないものの、対象機関へのヒアリングでは、中央省庁においては財務・計画省のエコノミストや司法長官事務所の職員等、高度な専門知識が求められる上位職ポストの育成の必要性があり、それ以外の省庁においても、博士留学後に専門知識を持った人材による研究分析及び政策立案といった組織への貢献等が期待される等、博士号取得のニーズがあるとの意見が多く聞かれた。対象機関へのアンケートでは、必要と回答している機関は回答した機関の約60%であった。また、上記の「(3) 対象機関」で述べた通り、中央省庁の政策策定や要職候補者育成の観点からも、公立大学教員や公的研究機関職員を対象に追加することにより、博士課程プログラムを活用したいというケニア政府のニーズが確認されている。

質問票及びヒアリングから、中央省庁の博士号取得者数は、ゼロ名～数名程度であった。修士号取得数（博士号未取得者）は、組織によって大きく異なるが、数十名もしくは数百名おり、潜在的応募者が一定数いることが確認できている。County 政府についても、ナイロビ政府には300名を超える修士号取得者が（博士号未取得者）おり、都市計画の分野で博士号を持つ職員のニーズがあるとの回答を得ている。

公立大学における博士課程の潜在的応募者数について、講師が大臣級・副大臣級にアポイントされた実績が多数あるナイロビ大学（計6件）の副学長室室長及びジョモ・ケニヤッタ農工大学（計5件）の副学長にヒアリングを行った。ナイロビ大学においては、JDSが対象にしている各コンポーネントに合致する研究科が存在し、それらの研究科の修士号取得者（博士号未取得者）は計約200名程度いることが確認された。ジョモ・ケニヤッタ農工大学の場合、特にコンポーネント1-4 都市/地域開発分野の対象範囲となる工学系研究科に100名程度の修士号取得者（博士号未取ジョモ・ケニヤッタ研究科のみでも相当数の潜在的候補者が存在していることがわかっている。講師になるためには博士号が必須であり（修士号のみの場合は講師補佐）、昇進においても博士号取得のニーズがある。

公的研究機関においては、関連する省庁へのデータ提供や政策分析のために、組織によっては100名弱の修士号取得者（一方で博士号取得者は数名がおり、一組織のみで一定数の潜在的応募者が存在している。公的研究機関の場合、博士号は上級研究員（Principal Research Scientist）や局長級、長官（最上級職位）への昇進に必須の要件となっている。

以上のことから、ケニア政府との協議において、引き続き1名の枠を維持することは妥当であるとの合意に至った。

他方、第1、2、4期では一定数の応募（6名、3名、3名）があり、第1、2期ではそれぞれ1名ずつの最終候補者を確保できたものの（第4期は選考実施中）、第3期では応募者がおらず、応募者の確保は次フェーズにおける課題と考えられる。滞日中留学生及び帰国留学生へのヒアリングより、本邦大学教員からの推薦状の取り付けと、第3期より応募条件となった査読付き論文の発表は、応募の障壁となり得るとの意見が挙がった。これらの課題への対応案について「2-1-4.博士課程の受入れ方針」にて説明する。

2-1-2. JDS の実施体制

(1) 運営委員会メンバー

2023年10月に実施した第1回現地調査の協議において、運営委員会の実施体制及び機能や役割等について確認した。

運営委員会の構成について、ケニア側委員は公共サービス局（State Department for Public Service、以下 SDPS）及び財務・経済計画省の2機関、日本側委員は JICA ケニア事務所、在ケニア日本国大使館の2機関とし、現フェーズから引き続き同じ体制とすることで合意した（SDPS 及び JICA ケニア事務所が共同議長）。

運営委員会のメンバーは、公平性の観点から両国同数であることが望ましいとのケニア政府の意向がある。現地の公共財政管理法（Public Finance Management Act）により、無償資金協力は財務・経済計画省が窓口となることが定められており、JDS の交換公文（E/N）及び贈与契約（G/A）についても署名者は財務・計画省となっていることから、外務省ではなく財務・計画省が運営委員会のメンバーとなることが適当であるとの運営委員会の判断により、上述のメンバー構成となっている。

ケニアでは引き続き SDPS が公務員の研修や人事制度の立案全般を担当し、ドナーの奨学金プログラムの政府窓口となっている。また、財務・経済計画省は二カ国間協力の政府窓口であるため、両組織の代表が委員を継続する旨を、ケニア政府側とのミニッツ協議により確認した。

表 21 ケニア JDS 運営委員会メンバー

	役割	機関名
ケニア側	共同議長	公共サービス局（SDPS）
	委員	財務・経済計画省
日本側	委員	在ケニア日本国大使館
	共同議長	JICA ケニア事務所

(2) 運営委員会の役割

運営委員会メンバーには JDS 運営ガイドラインに基づく運営委員会の機能・役割（次表参照）を説明した。今後は募集方針や最終候補者の選定だけでなく、優秀な候補者のさらなる確保のため、対象機関への速やかな募集案内の共有や応募勧奨等について、各省庁に対して働きかけるための協力が期待されている。また、JDS 帰国留学生のフォローアップについても運営委員会の協力を得つつ、効果的なフォローアップ方法の検討が必要である。

表 22 運営委員会の役割

役割	詳細
募集選考方針の決定	ケニアの国家開発計画と日本の開発協力量針に基づき、各年度の募集活動の基本方針（優先開発課題、主要対象機関、応募勧奨方法等）を決定する。 JDS 運営ガイドラインに基づき、ケニア JDS の選考方針を決定する。
候補者の面接	第三次選考（総合面接）において面接官として候補者を評価する。運営委員会における最終候補者の決定を行う。
最終候補者の承認	選考プロセスを経て選ばれた最終候補者を運営委員会で承認する。
帰国留学生の有効活用の促進およびフォローアップ	留学生の帰国時に所属組織への復職を側面支援する。 プロジェクト効果発現を目指して帰国留学生の活用策を検討し、フォローアップを行う。
その他、JDS の監督	留学生の突発時に対処方針を決定し、必要な措置を講ずる。 壮行会や帰国報告会等の各種イベントに出席し、事業成果の発言に向けた助言を行う。 その他、JDS 運営上必要な事項について対応し、意志決定を行う。

2-1-3. サブプログラム基本計画（修士課程）

2023 年 10 月の現地調査で合意した枠組みの下、JDS 重点分野（サブプログラム）別に基本計画案を作成し、コンサルタントより運営委員会メンバーに説明した。

同基本計画は、案件目標や評価指標だけでなく、それぞれの JDS 重点分野で、ケニアの開発政策における JDS の位置づけ、日本の援助方針と実績、本邦の受入大学の活動等をまとめた指針である。4 期分の留学生の受入れを 1 つのパッケージ（フェーズ）として策定する。同計画に基づいて 6 年にわたり同一のサブプログラム／コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。

想定される資格要件は下表の通りであるが、応募資格要件の詳細については第一回運営委員会で協議して決定する。

表 23 ケニア JDS 修士課程応募資格要件案

項目	概要
国籍	ケニア国籍
年齢	22 歳～40 歳未満（来日年度 4 月 1 日現在）※中央省庁は～45 歳未満
学歴	学士号を有すること
応募資格者	ケニアの公務員であり、現在対象組織に正職員として雇用されていること
職務経験	応募締切時点で、公務員として 2 年以上の実務経験を有すること
語学力	日本の大学院で修士号を取得するために十分な英語力を有する者。 （IELTS6.0 以上が望ましい）
その他	過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号およびそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
	本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有する者
	軍に現に奉職していない者
	心身ともに健康である者

2-1-4. 博士課程の受入方針

博士課程については、前述の通りケニア公務員制度上、昇進の必須条件とはなっていないものの、本準備調査において博士課程へのニーズが確認できたことから、博士課程枠 1 名は維持することで合意が得られた。次フェーズの詳細な受入方針については、以下の目的、基本方針を基に、第一回運営委員会で決定する。

(1) 目的

博士枠設置の目的としては、対象国の開発課題に対し、特に高度な知識と研究実績に基づき、大局的な意思決定・政策判断ができることに加え、グローバルな視野及び人材ネットワークの構築を通じて、対象国の代表として国際的な議論をもリードし、国内外に影響力を発揮できる人材の育成である。併せて、博士課程まで一貫した日本との関係構築・進化を通じ、対象国における真の知日派リーダー育成を目的とする。

(2) 基本方針

- ① 原則、修士号取得者全員が対象。原則、45 歳未満（入学年度 4 月 1 日時点）
（日本での修士号取得が望ましい）
- ② 原則、修士修了後に 1 度帰国して復職し、一定期間（職務貢献、研究準備）を経て再留学。
- ③ 最長 3 年。
- ④ 博士枠は充足目標を設定せず、適格な人材が出た場合のみ適用する。
- ⑤ 原則、ケニア JDS の枠組みの中の分野の研究であること、および卒業大学・研究科への入学を想定、等

事業が実施されてから 2 年目の秋入学とし、人数は修士枠と別に次フェーズを通して 1 年あたり 1 枠を設定する。

(3) 受入形態・待遇

支援期間は原則 3 年間を上限とする⁴⁹。また滞日中の奨学金は国費留学生の博士課程研究留学生に準じる。

(4) 募集選考方法

通常の修士枠と別に募集選考を行い、対象国 JDS 運営委員会で決定する。応募者本人が受入大学側の事前了解（及び指導計画・推薦状等必要書類）を取り付けた上、応募書類一式（研究計画含む）をそろえて応募する。

選考について、対象国 JDS 運営委員会側で選考を行う。応募者が受入枠の 3 倍を超えた場合は、運営委員による書類審査を実施する。その後、運営委員会による面接を行い、最終候補者を決定する。

なお、JDS 博士課程は、修士課程と異なり、最終候補者は JDS による選考終了後に各応募大学へ出願し入学試験を受ける必要がある。入学試験で不合格となった場合は、JDS で留学する権利は取り消されることから、必ずしも毎年 1 名が留学できるわけではない。

(5) 応募資格要件

博士課程の応募資格要件も修士課程同様、第一回運営委員会で詳細を協議する予定であるが、ポイントは下表の通りである。

表 24 ケニア JDS 博士課程資格要件案

項目	要件
年齢	45 歳未満（来日時 4 月 1 日時点）
学歴	修士号を取得者（日本での取得が望ましい）
応募資格者	ケニアの公務員であり、現在対象組織に正職員として雇用されていること
その他	指導予定教員から推薦状を得ていること
	所属組織から留学許可を得ていること
	査読付き論文を 1 件以上発表していること

(6) 応募者数確保における課題への対応

「2-1-1（5）博士課程への受入れの検討」に記載の通り、第 3 期では応募者がおらず、応募者数の確保が課題となっている。本邦大学教員からの推薦状の取り付けと、第 3 期より応募条件となった査読付き論文の発表は、応募の障壁となっており、募集におけるそれぞれの対応案は以下の通り。なお、課題に対する対応については今後も本準備調査にて引き続きケニア政府と検討するとともに、毎期の第 1 回 OC でも協議を行う。

⁴⁹ 博士号取得の見込みが高いと判断される場合に限り、6 カ月上限での延長も可能としている。

課題①：査読付き論文の発表条件に関する対応（案）

- ・状況：ジョモ・ケニヤッタ農工大学副学長及びナイロビ大学副学長室室長へのヒアリングより、ケニア国内の大学では、2016 年から少なくとも 1 件の査読付き論文発表が修士号取得の条件となっていることが確認された。同制度の導入当時からすでに 6 年以上が経過しており、当該条件を満たす応募者は今後増えていくことが予想され、状況は改善していくことが見込まれる。なお、第 1 期から第 4 期までの JDS 博士課程応募者の内、ケニア国内で修士を取得していた 5 名の内 3 名は、2016 年以降に修士を取得している。
- ・対応案：対象機関への個別の応募勧奨や募集説明会の際に、2016 年以降の修士取得者が査読付き論文発表要件を満たしており、応募しやすい状況であることを周知する等、応募促進策について今後の運営委員会にてケニア政府と協議する。

課題②：本邦大学教員からの推薦状取り付けに関する対応（案）

- ・状況：第 1 期から第 4 期の博士課程応募者計 11 名の内 6 名、及び第 1 期と第 2 期の最終候補者それぞれ 1 名は日本留学経験者であった。また、ケニアでは人事制度により帰国後 2 年間は所属機関で勤務する必要があるため、第 1 期帰国留学生在が JDS 博士課程に応募可能になるのは次フェーズ（第 5 期 2025 年来日）以降となる。
- ・対応案：推薦状を取り付けしやすい応募者を確保するための手段として、ABE イニシアティブ参加者等の日本留学経験者への応募勧奨や、日本留学経験のない応募者への JDS 博士課程参加者からの助言等が想定されるが、その他の対応についても今後の運営委員会にて協議する。また、現在滞日中の第 2 期、第 3 期の滞日生及び受入大学の教員に対しても JDS 博士課程の案内を行い、次フェーズ（第 6、7 期以降）の博士課程への応募を滞日中から推進していくことも検討する。

2-2. JDS 事業の概要事業費

次フェーズの第 1 期 JDS 留学生に対する募集選考から修学後の帰国まで実施する場合に必要な事業費総額は、2.55 億円と見積もられる。同事業費総額は、第 1 期 JDS 留学生に係る事業費であるため、第 2 期以降、次フェーズが終了する第 5 期まで各期で同水準の事業費総額が発生することが見込まれる。日本とケニアとの負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記（3）に示す積算条件によれば、次のとおりと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額及び贈与契約額を示すものではない。

(1) 日本側負担経費

2024年度 ケニア国 人材育成奨学計画（5ヵ年国債）
概略総事業費 約 255.6百万円

（単位：千円）

年度	費目		概略事業費
2024年度 Term-1	実施経費	大学直接経費（検定料、入学金、授業料、他） 留学生直接経費（博士課程） （国際航空運賃、支度料、奨学金、書籍費、他）	994
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他） 運営委員会経費（定期開催、特別開催にかかる会議経費、等） 募集選考関連経費（募集広告等作成費、事業説明会費、書類審査経費、専門面接経費、総合面接経費、他） フォローアップセミナー開催費（会場借上げ費、会議費、他）	27,057
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	20,800
	2024年 事業費 計		48,851
2025年度 Term-2	実施経費	大学直接経費（検定料、入学金、授業料、他） 留学生直接経費（修士課程） （国際航空運賃、支度料、奨学金、書籍費、他）	45,904
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他） 来日前研修経費（来日前研修経費、壮行会経費、他） 来日後研修経費（来日後導入研修費、日本語研修経費、他） 留学生モニタリング・突発対応経費 特別プログラム経費	20,819
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	20,734
	2025年 事業費 計		87,457
2026年度 Term-3	実施経費	大学直接経費（検定料、入学金、授業料、他） 留学生直接経費（修士課程） （国際航空運賃、支度料、奨学金、書籍費、他）	44,357
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他） 来日後研修経費（来日後導入研修費、日本語研修経費、他） 留学生モニタリング・突発対応経費 運営委員会による訪日モニタリングミッション経費 特別プログラム経費	7,444
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	17,621
	2026年 事業費 計		69,422
2027年度 Term-4	実施経費	大学直接経費（検定料、入学金、授業料、他） 留学生直接経費（修士課程） （国際航空運賃、支度料、奨学金、書籍費、他）	25,672
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他） 留学生モニタリング・突発対応経費 帰国関連経費（帰国プログラム（本邦・現地）経費） 特別プログラム経費	6,151
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	12,110
	2027年 事業費 計		43,933
2028年度 Term-5	実施経費	大学直接経費（検定料、入学金、授業料、他）（博士課程） 留学生直接経費（修士課程）（博士課程） （国際航空運賃、支度料、奨学金、書籍費、他）	1,532
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他）（博士課程） 留学生モニタリング・突発対応経費（博士課程） 帰国関連経費（帰国プログラム（本邦・現地）経費）（博士課程） 特別プログラム経費（博士課程）	981
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	3,519
	2028年 事業費 計		6,032
事業費 総額	合計		255,695

（注）上記の概算事業費は、E/N 上の供与限度額及び G/A 上の贈与契約額を示すものではない。

(2) ケニア側負担経費

なし⁵⁰

(3) 積算条件

- ・ 積算時点 : 2024 年 1 月
- ・ 為替交換レート : 1US\$ = 146.57 円、1KES = 0.917 円
- ・ 業務実施期間 : 事業実施期間は、図 4 実施工程に示す通り。
- ・ その他 : 日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2-3. 相手国側負担事業の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、SDPS が運営委員会共同議長として、JDS の計画・実施・管理・監督を行う主導的役割を担い、募集要項の配布促進等を通じて応募勧奨に協力し、対象機関に対して、JDS への協力の働きかけを行う。

JDS 留学生の留学期間中は、ケニア政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員会メンバーと協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士・博士論文を作成する上で必要なデータの収集支援等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること及び二国間関係強化に資する人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、ケニア政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握するとともに、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行う。また、運営委員会は、留学生の帰国にあたり、留学前と同じ職務もしくは JDS 留学経験を活かして政府組織の中核で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

2-4. JDS 事業のスケジュール

本準備調査の結果、我が国外務省及び JICA が 2024 年度以降のケニア JDS の実施を正式に決定した場合、向こう 4 期の事業については下図に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N（交換公文）及び G/A（贈与契約）の締結後、JICA が、準備調査を受託したコンサルタントを実施代理機関としてケニア政府に推薦し、当該コンサルタントが JDS におけるケニア政府との契約を締結した上で、ケニア政府に代わり事業の実施を担うこととなる。ただし、正式には毎年外務省が日本政府内の承認（閣議）を経て受入れ上限人数及び上限額を決定する。

⁵⁰ ただし、無償資金協力に係る銀行手数料等はケニア政府が負担。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
準備調査									
第1期（修士）		募集選考	来日	帰国					
第2期（修士）			募集選考	来日	帰国				
第3期（修士）				募集選考	来日	帰国			
第4期（修士）					募集選考	来日	帰国		
第1期（博士）		募集選考	来日	帰国					
第2期（博士）			募集選考	来日	帰国				
第3期（博士）				募集選考	来日	帰国			
第4期（博士）					募集選考	来日	帰国		

図4 実施工程

2-5. 募集・選考方法

2-5-1. 募集方法

(1) 募集ツール

募集ツールとして、募集ウェブサイト、募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを作成するとともに、各運営委員や対象機関の人事部局からの協力を得て、SNS やブログ、各機関からのウェブでのプレスリリースでの発信、新聞広告等も活用する。

募集要項、応募様式、広報資料（ポスター、チラシ、ウェブサイト用資料）は、必要情報に加えて「応募書類作成のアドバイス」を載せる等応募者のニーズに沿った情報を盛り込み、また、政府機関で活躍する帰国留学生等のコメントを入れ、JDS による留学のメリットを示していく。現フェーズでは、実施代理機関が運営する JDS 用のウェブサイトを活用して募集要項、応募書類、英語問題サンプル、数学過去問題がダウンロードできるようにした。また、第4期より応募書類をウェブサイト上のツールで作成可能とする等、応募者の情報へのアクセスと応募における利便性を向上させる取り組みを行った。結果として、約50名の応募者がアクセスしウェブサイトにより応募書類の作成が行われた（その後、所属先及びケニア政府内の承認プロセスの過程で、条件に満たない応募者をスクリーニングし41名に減）。次フェーズ以降も、同ウェブサイトや応募ツールの改善（アクセス、閲覧、資料のダウンロード、応募書類作成のしやすさ等）について引き続き検討する必要がある。

(2) 募集方法

まず SDPS より、各対象機関の JDS 担当部署（主に人事部局）へ候補者募集の公示と案内が通達される。次に実施代理機関より対象機関に募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを配布する。また、下表の通り、各地にて募集説明会を実施する。開催場所は案であり、運営委員会で別途決定する。

募集説明会に加えて、現フェーズでは実施代理機関が対象期間の JDS 担当部署を訪問し、募集に関する詳細説明と応募勧奨を行っている。なお、ケニアでは、募集開始に際し、SDPS から各機関の PS へレターを送付し、PS が JDS 担当部署（人事部門等）にレターを共有する流れとなっており、人事部門等にレターが到達し、各機関の職員に情報が行き渡るまでに時間を要することが分かっているため、SDPS より対象機関宛にレターが発出され次第、同レターの写しを持参して各対象機関の人事部門等を訪問し、募集の事前準備を始めてもらうという対応を行っている。この対応については SDPS から了解を得ており、第 4 期は SDPS 担当者も都合のつく限り対象機関訪問に同席し、JDS の意義について説明する等、JDS がケニア政府として実施している奨学金事業であることを強調し、応募勧奨に取り組んだ。次フェーズも引き続き SDPS の協力を求めることが肝要である。

表 25 募集説明会開催案

開催時期	会場
2024 年 8 月下旬～9 月下旬	ナイロビ市内（主要対象機関、SDPS での合同説明会等）
2024 年 8 月下旬～9 月中旬	カウンティ（ナイロビ、モンバサ）

また、現フェーズにおいては JICA ケニア帰国研修員同窓会 JEPAK（JICA Ex-participants Alumni of Kenya）、ケニア日本留学生同窓会 KEJAA（Kenya-Japan Alumni Association）、JICA 専門家等のネットワークも活用し、より多くの潜在的候補者へ効果的に募集情報が伝達されるように広報と募集を行ってきたが、次フェーズでも引き続き同ネットワークを活用する。JICA 専門家は経済、運輸、保健医療等の分野でケニアへ派遣されて中央・地方で活躍しているため、専門家を通しての広報活動も期待できる。

本準備調査で訪問した在ケニア日本大使館や JICA ケニア事務所の JDS への関心は高く、関係省庁内の優秀な候補者への宣伝・募集への協力を得られることが確認できた。ケニアでの JDS の認知度を上げるためには、留学生の来日前のオリエンテーションや壮行会等において、現地で活躍する日本大使館関係者や JICA 関係者が候補者・留学生と関わるのが有効であるため、日本側関係者には、JDS の広報塔の役割も期待したい。

なお、本準備調査にて実施した現フェーズの第 1 期帰国留学生との面談において、彼らから「今後の募集説明会や応募勧奨に協力していく」との発言があった。実際に現フェーズの第 4 期では募集説明会に同席し、説明会に参加した潜在的応募者に対し、日本での留学経験や研究計画作成の留意点等について共有した。次フェーズでは今後増えていく帰国留学生を活用した募集勧奨について積極的に検討、実施していくことが望ましい。

また、現フェーズでは、日本政府がナイロビで開催した日・ケニア官民インフラ会議にて、ケニア政府（ケニア道路・運輸省）の要望により、JICA 事務所と協働し JDS 留学生制度の説明ブースを出展したことがあった。このような両国政府の関連するイベント等の機会も活用し、JDS の広報活動と募集勧奨を行っていく。

現フェーズにおいて応募者数が少ない大学・サブプログラムへの対応は、「3-6. 課題・提言」に記載する。

(3) 候補者の応募準備のサポート

ケニアでは英語が公用語となっているため、英語力については特段の問題は無いものの、応募書類の一つであり本邦の大学による選考の評価対象となっている研究計画書の作成方法については、募集説明会で説明する等、他国同様に支援をする必要がある。募集説明会では、応募書類の準備について説明すると共に、JDS 帰国留学生の協力を得て研究計画書の作成に関する講義を実施する等の対策が必要である。また、2021 年より JDS ウェブサイトにて「研究計画書の書き方」の説明動画を掲載し各候補者が自身で学習できるツールも提供している。

(4) ジェンダー配慮に係る対応

現フェーズにおいては、男性だけでなく女性の JDS への参加を促すため、「女性の応募を歓迎する」旨を募集要項に記載している。現フェーズ（第1期～第3期（修士・博士））における全応募者 64 名及び全最終候補者 29 名に占める女性の割合は、それぞれ 44%（28 名）、52%（15 名）であり約半数を確保することができていることから、次フェーズも引き続き募集要項にこの記載を維持していく。今後、応募者数や選考結果に男女比の偏りが見られる場合には、「1.3.3 ジェンダー配慮」に記載の「3 分の 2 ジェンダー規制」にも配慮し、運営委員会にて対応を検討する必要がある。

2-5-2. 選考方法

選考は、受入大学による書類選考、受入大学による専門面接及び運営委員会による総合面接の3段階で実施する。選考にあたっては、ガイドラインを策定し、本事業の趣旨に沿った候補者を選定するものとする。

2-6. 来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動

JDS の事業目的にあるように、JDS 留学生は帰国後に中核人材として対象国の開発課題の解決に寄与し、また日本の良き理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。JDS 各国において他ドナーも類似の奨学金事業が提供される中、大学院での教育による学位の取得のみならず、JDS として付加価値を高めるプログラムを提供することにより、JDS の事業目的の達成に貢献すると共に、JDS の魅力や他ドナーの奨学金事業に対する比較優位性も向上させることが可能となる。

このため、各受入大学での質の高い教育・研究を根幹として、来日前後のオリエンテーションや、大学から提供される特別プログラム、修了前研修など既存プログラムの質の向上のほか、滞日中のネットワーキングやインターンシップ等、留学生にとって有用な機会がより多く提供されることが望ましい。

事業目的にかかる JICA 長期研修や他国奨学金との差別化がいつそう問われる中、応募段階からの応募者・候補者に対する動機づけに加え、来日前後や滞日中において機会を捕らえて、他スキームとの違いや二国間関係強化への寄与を強調していくことが重要となる。例えば、JDS 帰国留学生に対するアンケートにおいて「帰国後に 3 段階昇進した」と回答した者に関し、「日本留学が昇進に何%貢献したか」という質問への回答では回答者の平均値として「75%」となり、「帰国後に 2 段階昇進」と回答した者（平均「74%」）、「帰国後に 1 段階昇進」と回答した者（平均「69%」）よりも数値が上回った。このような、日本留学による昇進への貢献度を裏付けるデータ・事例も活用しつつ、将来のリーダー育成や外交効果に寄与していく切り口から動機づけに繋げていく。また、応募段階や来日前のみならず滞日中においても、現役留学生が先輩たる帰国留学生との接点を持ち、帰国留学生から学びを得るための仕掛けを増やしていくことも、動機づけの一環となる。このことが、JDS の趣旨・目的を媒体として、留学前・留学中の段階から候補者、滞日中留学生ならびに帰国留学生とがネットワークを強固にし、ひいてはフォローアップ活動を発展させていく相乗効果をもたらす要素となる。

2-6-1. 来日前オリエンテーション及び来日後研修

JDS を通じた知日家・親日家の育成のためには、背景知識として、我が国の社会や開発経験につき理解することが求められる。また、他国の JDS 帰国留学生に対して行った、来日前・来日後のオリエンテーションに関するアンケートにおいては、日本語研修、日本の社会や文化についての講義について有用であったと回答した帰国留学生が半数以上を占めた。ついては、①我が国の社会や開発経験、ケニアに対する援助方針等の基礎知識の会得、②JDS 留学生としての自覚を持つためのプログラム（JICA 理事長による講義等）、③日本で円滑に留学生生活を開始することを目的とするオリエンテーション、④日本文化・日本語に関するプログラムの 4 点を念頭に実施する。

来日前の現地事前オリエンテーションでは、現フェーズに引き続き、JICA ケニア事務所による我が国の開発経験及びケニアに対する援助方針のブリーフ、及びケニアで実施中のプロジェクトについての説明を依頼する。その他、日本渡航にあたっての準備や手続き、日本社会や文化の紹介、JDS プログラムの説明を行う。さらに、来日前に 65 時間（加えて自主学習 35 時間）、来日後に 35 時間以上の日本語研修を実施し、日本での必要な会話能力の習得のみならず、体験型学習を通じて、日本の文化や生活習慣、社会マナーの理解を促進し、実生活で役立つコミュニケーションのノウハウを教授する。日本語の習得は、JDS 留学生の学生生活を容易にするだけでなく、日本人とのネットワークを構築するのに役立つものである。

また、現フェーズでは、出発前に施主への表敬訪問や、OC及び所属機関の上司を招待した壮行会を実施した。ケニア政府からJDS留学生への期待を伝えてもらい、JDS留学生のケニア政府の代表としての意識向上や、ケニア政府や所属対象機関からの事業への理解促進、協力体制やネットワークの構築を目的としている。次フェーズにおいても、表敬訪問や壮行会等のケニア政府や対象機関を巻き込んだイベントについて、運営委員会とも協議の上、引き続き検討、実施していく。

来日後には、本事業の趣旨・目的、JDS 留学生に期待される役割、他案件との連携の可能性等を伝え、JDS 留学生の参加意識・モチベーションの向上を図る。また、リーダーシップ研修を取り入れ、アクティブなグループワークを通じて、リーダーとしての自覚を促し、自身にリーダーとして必要な素養について学ぶ機会を持つ。日本の政治・経済や社会・文化についての基礎知識については、大学教員に依頼して講義形式で実施する。

なお、近年では「JICA 開発大学院連携」⁵¹に関する講義等を滞日中のプログラムのコンテンツに含めており、我が国の近代化の歴史や開発経験に関する基礎知識の習得と共に、二国間関係強化への貢献が期待される JICA 留学生の一員としての意識づけの一助としている。また、JICA 開発大学院連携に参画している受入大学においては、日本の開発経験等に関連する科目の履修を通じ、学問的見地からの理解促進の機会となる。

加えて、滞日中の規則や手続き、生活情報の提供を行う。特に、滞日中の安全管理に関しては、地震・津波・台風・大雪等の自然災害、さらに犯罪や交通ルールについて説明し、安心安全に日本での生活を送るための心得や備えを伝える。防災訓練施設を用いた体験型訓練も実施する。

前述した通り、来日後にも日本語研修を少なくとも 35 時間程度実施し、来日前日本語研修に引き続き、日本での必要な会話能力を習得するとともに、体験型学習を通じて、日本の文化や生活習慣、社会マナーの理解を促進し、実生活で役立つコミュニケーションのノウハウを教授する。

その他、慣れない生活環境の中でカルチャーショックを克服し、異文化理解を進めるためのワークショップ、先輩留学生の経験談を聞く場を設け、JDS 留学生が円滑に日本に適応できるような機会提供を行う。

2-6-2. 付加価値提供活動内容

JDS 留学生が日本の良き理解者として二国間の架け橋となる人材として活躍し、二国間関係強化に貢献すること、ならびに行政官に特化した実践的な奨学金事業として JDS の付加価値を創出することを目的として、JDS 留学生と本邦行政官との情報交換及びネットワーキングの機会提供（行政官交流会）が毎年実施されている。

⁵¹ JDS 留学生を含む JICA 留学生に対し、日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供するもの。

また、ケニアの JDS 留学生は JICA が実施する「留学生インターンシッププログラム」の対象に含まれており、これまで第 1 期生と第 2 期生計 6 名がインターンシップに参加した実績がある。当プログラムは、日本と各国の懸け橋となることを期待されている留学生と、日本の民間企業及び公的機関双方が、ネットワークを形成し、各国・地域の発展に貢献することをねらいに実施されている⁵²。

これらの活動による日本の行政官や企業関係者とのネットワークが構築されることは、日本の個々の省庁や企業とケニアの省庁が互いのニーズを理解するきっかけとなり、互いのニーズを理解することで双方の具体的な事業や業務における協力に繋がり、二国間関係への発展と結びつくことが期待される。また、他国 JDS の帰国留学生へのアンケート結果によれば、滞日中のプログラムとして、日本人行政官とのネットワーキング、インターンシップ等の要望が高く、これらの試みが事業として継続され、一層促進され発展していくことが望ましい。以下に、近年のネットワーキングイベント及びインターンシップの実績や今後の展望について記載する。

(1) ネットワーキングイベント

2022 年 11 月 8 日から 2023 年 1 月 31 日にかけて実施した行政官交流会では、10 省庁による 11 セッションをオンラインまたは対面講義の形式で省庁ごとに実施した。その前年度には全省庁オンラインで実施していたが、2022 年度は約半数の省庁が対面による講義を行い、施設見学や職員とのグループディスカッションを行った省庁もあった。JDS 留学生は、自身の所属先や研究に関連する本邦省庁の活動や政策に関する講義を受け、意見交換も行われた。2023 年 3 月 2 日及び 2024 年 2 月 29 日に行われた対面レセプション形式での行政官交流会では、それぞれ JDS 留学生 308 名/264 名、本邦省庁関係者 46 名/49 名が参加した。会では留学生と本邦行政官が名刺交換をし、分野別に分かれたテーブルで互いの所属先や担当業務等について情報交換を行う等の交流が行われた。

これらの行政官交流会により構築されたネットワークは、留学生の滞日中もしくは帰国後に、各留学生または各所属先と本邦省庁との個別の意見交換や交流、ひいては協力・連携のために活用されることが期待される。「省庁訪問・見学の受け入れ」は日本の省庁側からも上位のニーズとして確認されている他、行政官交流会が既存プログラムとして位置づけられる以前から、一部の省庁では個別の省庁訪問や施設見学が実施されている。このような密度の高い交流実績をモデルケースとして、より多くの省庁に普及していくことが効果創出のための一助となろう。

⁵² JICA 留学生インターンシッププログラム 受入れの手引き 2023 年度
(https://www.jica.go.jp/Resource/regions/asia/ku57pq00002lkvug-att/guide_2023.pdf) (2024 年 6 月 5 日閲覧)

(2) インターンシップ

ケニアの JDS 留学生が、日本の省庁だけではなく、日本企業とのネットワークを構築し、滞日中及び帰国後に協力を行うことは、日本企業のケニアにおけるビジネス展開や投資促進を進める日本政府の外交政策に合致するものである（「3-1-3.我が国無償資金協力による実施の妥当性」参照）。上述の通り、「留学生インターンシッププログラム」において、計6名のケニアの JDS 留学生が日本企業（5社）へのインターンシップを行った。これらの日本企業は、すでにケニアに事務所を持つ、もしくはケニア及びアフリカ地域でのビジネス展開を検討している企業である。インターンシップでは、視察や企業での実際の業務、意見交換等を通して、留学生からケニアの一般事情や事業分野に関連する情報やニーズが日本企業に提供された。

当準備調査でヒアリングを行った日本企業のケニア事務所からは、事業分野に関連する省庁等にコンタクトパーソンがいることは、情報収集等の面においてビジネスの拡大のために有益であるとのコメントを得ている。行政官である JDS 留学生が、インターンシップを通し、日本企業のビジネスや企業風土を理解し、帰国後も日本企業との連携を行い、二国間関係に貢献することが期待される。同インターンシッププログラムに協力実績のある日本企業のネットワークや、日本企業と留学生とのマッチングのノウハウを活用し、同プログラムの枠組みもしくは JDS として、インターンシッププログラムを行うことは、二国間関係に寄与する付加価値提供活動として有効であると考えられる。

このほか、地域社会との交流イベントも留学生にとって関心が高い。実施代理機関が JDS 留学生の帰国前に行うアンケートにおいて、日本語とともに、日本人と交流する機会をより多く持ちたかったとの声が上げられることも多い。地域の国際交流団体との連携によるイベントの実施やホームステイ等、地域社会・日本人との交流する機会の提供により、日本社会をより深く経験することに繋がり、親日家・知日家の育成にも貢献できる。

2019 年度に実施した JDS 基礎研究においても、JDS が今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、付加価値化、ブランド化の手段として以下のとおり提言がなされている。上述のとおりすでに実施されつつあるプログラムもあるが、より特徴を際立たせた奨学金プログラムとして差別化を図るために、これら提言のあった取り組みを推進していくことが必要である。

表 26 JDS がより魅力を高めるための付加価値化の手段について⁵³

タイミング	事業の付加価値を高めるための取り組み例
入学前	日本語研修の強化（3 か月程度実施）
留学中	JICA 課題部、日本の省庁・地方自治体等の行政機関との交流会
	日本の開発経験、日本の政治と行政、日本外交とアジア・アフリカ、日本の文化と社会に関する講義
	リーダーシップ研修
	政府機関、NGO、企業等におけるインターンシップ
	JDS 留学生としての接遇やセレモニー（来日時の要人表敬等）
留学後	フォローアップ活動の強化
	帰国留学生リストの日本側関係機関における共有・周知
	帰国留学生リストのオンライン・データベース化
	同窓会ネットワークへの支援
	帰国留学生の研究活動支援や家族への支援

2-6-3. 特別プログラム内容

受入大学が JDS 留学生に対して、既存の大学プログラムに加えて、受入国、開発課題等のニーズ及び他国 JDS 留学生の状況に応じて追加的な活動を行う。

特別プログラムの内容は以下の目的に沿うものとする。

- (a) JDS 留学生が当該国の開発課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- (b) 特別プログラムの活動を通じ、JDS 留学生あるいは対象国関連機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること
- (c) 限られた期間内に、JDS 留学生が必要に応じたサポートを得て、学業研究及び関係者とのコミュニケーションを円滑に行い、目的を達成すること

JDS の受入実績のある多くの大学で、特別プログラムを活用し、フィールドトリップや国内外のセミナーを実施している。その中でも、特にフィールドトリップはケニアの JDS 帰国留学生だけでなく他国の JDS 帰国留学生へのアンケートでも評価が高い。新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年以降は多くの大学でフィールドトリップを控えていたが、政府による新型コロナウイルス感染症の位置づけは 2023 年 5 月 8 日から「5 類感染症」に引き下げられたことから、各受入大学には、特別プログラムの活用を奨励すると共に、大学が上記の目的に資する有益なプログラムを提供できるよう、実施代理機関により適切なコンサルテーションが行われることが重要である。

⁵³ 「人材育成支援無償（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書、2020 年 2 月、株式会社国際開発センター（110 ページ）等を纏めた。

2-7. モニタリング・厚生補導

2-7-1. 実施体制

受入大学関係者との良好な関係構築及び非常時の迅速な対応を念頭に、受入大学毎に担当者を配置する。受入大学が地方都市に位置する場合、最寄りの支所に担当者を配置する。

2-7-2. 厚生補導

JICE 担当者は留学生来日後から帰国直前まで JDS 留学生からの学生生活や、日常生活に関する相談を受ける。その他、住宅手配、転入の届出や国民健康保険への加入補助、保険金請求の補助、住宅退去等の諸手続きを支援する。

2-7-3. モニタリング

JDS の円滑な実施を確認するうえで、JDS 留学生の学業研究及び日常生活における状況を把握することが必要である。適切なモニタリングを行うため、大学関係者との間で良好な関係を築き、日常的に留学生の情報が入ってくるよう、実施体制を整える。また、定期的に留学生との面談機会を持ち、受入大学での研究・生活状況を把握の上、必要な支援を的確なタイミングで提供できるように備える。

特に JDS 留学生との面談形式で行う定期モニタリングは、日常的には分からない JDS 留学生の抱える問題を早期に発見することができ、不成業や体調の悪化等のトラブルを未然に防ぐ予防的な措置となる。さらには、学業研究で顕著な成果を挙げる等の好事例も定期モニタリングの機会を通じて把握し、定期報告書や事業広報等で事業成果として報告する。

定期モニタリングはモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、JDS 留学生、モニタリング担当者及び受入大学の指導教員からのコメントを記載し、1 枚のシートで各留学生の状況が把握できるようにする。

万一 JDS 留学生に健康不安が見られる場合は頻繁にコンタクトを取り、地域の医療、行政関係者とも連携しながら懸念が解決されるまでサポートする。2023 年度だけでも、カンボジアやキルギスの留学生等、実施代理機関のモニタリング担当者による早期発見により留学生の病状が深刻化しなかったケースがあった。こういったケースでは、実施代理機関による適格かつ迅速な対応が必要不可欠である。

2-7-4. 緊急時対応

健康・生活上のトラブル等について夜間や週末、祝祭日、年末年始等にも対応できるよう、民間のコールセンターと連携した体制をとる。

また、大規模災害時など電話回線が使えない場合でも全留学生の安否状況、居場所等の情報を迅速かつ正確に集約することが可能な、メール配信・安否確認システムを整備する。

また、緊急時に本システムが機能するよう、JDS 留学生の来日 3 カ月後を目途に、全 JDS 留学生に対して迅速な安否報告を求める訓練を定期的に行うことも重要である。2024 年 1 月に最大震度 7 を観測した石川県（能登地方）での地震の際には、JDS 留学生安否情報の集計を即時に行い JICA へ報告することができたが、こういった体制の整備が重要である。

2-8. フォローアップの計画

JDS の目標は、「ケニア政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する」ことである。この目的を達成するためには、本邦大学への留学による専門知識の習得、研究、人的ネットワークの構築だけでなく、JDS の価値を高めるための付加価値のある活動として、滞日中の留学生及び帰国留学生に対して様々なフォローアップを仕掛ける必要がある。

(1) 留学中のフォローアップ

留学中の JDS 留学生に対するフォローアップとしては、ケニア政府や所属機関によるフォローアップだけでなく、「2-6-2. 付加価値提供活動内容」にて記載のように、JDS 留学生に与えられたミッションについての意識付けを行い、JDS 留学生としてのアイデンティティを醸成する中間集合研修（リーダーシップ研修）や、我が国の行政官との交流イベントの開催、インターンシップの実施、受入大学とのワークショップの共催、JICA の技術協力プロジェクトで実施する本邦研修に関係する JDS 留学生を参加させる機会を与える等、様々な方法を実施しているが、今後も継続して実施することが重要である。

(2) 帰国後のフォローアップ

2023 年 10 月に実施した本準備調査の第 1 回現地調査にて、現フェーズの第 1 期帰国留学生と面談を行い、9 名全員が問題なく復職したことを確認した。また、面談より、帰国留学生は速やかに留学に係る報告書を所属先に提出し、6 か月以内に留学経験を踏まえた昇進の可否が判明することとなっていることを確認した。その後、実際に 6 か月が経過した 2024 年 4 月に第 2 回現地調査を行い、昇進の状況について確認したところ、9 名中 4 名（44%）が昇進したことがわかった（「3-5. 過去の JDS の成果状況 （1）JDS 留学後の昇進状況」参照）。

SDPS 及び対象機関のヒアリングより、ケニアの人事制度上、JDS に限らずドナーのプログラムを通じた海外留学経験によって、昇進や昇給等の優遇を受けることはないことがわかっている。一方、修士号の取得は課長補佐級以上への昇進の必須要件となっていることや、留学の研究内容や成果によって、政策立案に資するような責任範囲の広い業務に従事させることは可能との事実も確認できている（「1-3-2. ケニアにおける公務員のキャリアパス （2）昇進と必要な学位、人事異動、人材育成制度」参照）。実際に、昇進はしていないが政策立案に関与している JDS 帰国留学生がいることも確認できている（「3-5. 過去の JDS の成果状況 （2）JDS 留学後の活躍状況」参照）。

本準備調査では、他ドナーによる帰国留学生のフォローアップについても確認した。ケニアにて派遣人数が多く主要な奨学金プログラムである英国政府コモンウェルス奨学金では、留学生のみの同窓会が存在し、同窓会実施委員が作成する活動計画を確認し、予算を提供している。一方で、KOICAのように留学生と短期研修員の両方を対象とした同窓会を運営するケースも確認された。一方、コモンウェルスやKOICAでは、帰国留学生の政策立案への関与や昇進の状況を取り纏めてはいないことから、JDSではこれらの情報を定期的にモニタリング、データ化して留学の成果を測り、ケニア政府側運営委員会や対象機関に共有することで他ドナーとの差別化や、JDSへの理解と協力を促すことが可能と考える。

なお、ケニアの公務員人事制度では、海外研修・留学を含む6カ月以上の長期研修・留学に参加する場合、研修員・留学生はケニア政府(SDPS)の承認のもと、所属先との間に Training Bond (研修に係る契約) を締結する必要がある。当契約では、研修後、公務員として勤務する条件(復職期間等)が定められている。長期研修・留学に係る契約内容や条件は Public Service Training Bond Guidelines に定められており、当ガイドラインによると、JDS 帰国留学生は概ね2年(修士課程)～3年(博士課程)が復職期間⁵⁴となっている。帰国留学生の昇進や転職等の状況確認においては、当復職期間にも留意する必要がある。

我が国の現地における同窓会では、JICA ケニア帰国研修員同窓会 JEPAK (JICA Ex-participants Alumni of Kenya) もしくは日本留学者で構成される KEJAA (Kenya Japan Alumni Association) がある。JDS 帰国留学生はいずれにも加入が可能である。本準備調査の第1回現地調査にて行った JDS 第1期帰国留学生との面談において、JDS 同窓会設立に係る協議が行われ、当面のリーダー、副リーダーが決定し、今後の活動について検討していくことが帰国留学生の間で合意された。また、協議では、今後の募集活動等への協力を同窓会として行うとともに、「同窓会 SNS の立ち上げ」や「来日前の留学生に向けた日本-ケニアの外交・経済関係に係る講義の実施(ケニア政府外務省を講師として)」等の提案がなされた。2022年度より、帰国留学生同士及び受入大学の教員間の関係強化、「帰国留学生及び日本留学経験者であるというアイデンティティの醸成」、「日本留学時に得た知識の深化・活用」を目的とし、JDS の一環として大学教員による帰国留学生を対象としたフォローアップセミナーが導入された。ケニアでは未だフォローアップセミナーの実績がないものの、他国では自国の開発課題をテーマにしたセミナー(コンポーネント毎に、複数教員による同時開催)や懇親会等を開催し、ネットワーキングの一助となった。このような機会や、来日前のオリエンテーションや壮行会、帰国報告会等に当同窓会の参加を促し、活用しながら、日本側・ケニア側とで協力して当同窓会の活動を盛り上げ、フォローしていくことが望ましい。

⁵⁴ 【復職期間】 研修期間半年～1年以下：1年間、1年～2年以下：2年、2～3年以下：3年、3年以上は不在期間によるものの5年以下。

2-9. 日本語枠設置の検討

JDS 留学生の日本語能力を強化することにより、JDS 留学生が真の知日派人材として育成され、我が国を深く理解したカウンターパートになることが期待できることから、2020 年度に実施した他国の JDS 準備調査において、日本語能力の強化を図る方法について調査を行った。その結果として、ニーズや、帰国後に活かされる体制等がある状況において、資格要件を満たす応募者がいた場合には日本語で留学生を受入れる等、柔軟に対応できるよう検討することとなった。

ケニアにおける日本語での留学に関するニーズ調査を行った結果、質問票もしくはヒアリングの回答が得られた全 21 組織が、「初級レベルの日本語が話せる職員はいない」、「日本語での修士課程に職員を派遣するニーズは無い」との回答であった。その理由としては、「英語が公用語となっているため、日本語習得の必要性が無い」、「習得した日本語を活かす場面无い」との意見が挙げられた。

以上の調査結果から、事業の更なる外交的効果の発現と真の知日派育成の目的を実現するために日本語による学位取得の意義はあると考えられるものの、ケニア政府内における日本語による学位取得へのニーズは著しく低く、現時点では日本語による修士課程プログラムの導入は困難と考えられる。

他方、親日派、知日派育成の目的を実現するための別の選択肢として、大学院の専門分野は英語で学びつつも、日本語の習得を目指すために、日本留学中に日本語講座の設定や日本語資格の取得に対するインセンティブの付与⁵⁵、または学位は英語で取得するものの、研究生期間+2 年の留学とし、研究生期間は大学にて日本語学習を行う留学制度等が考えられる。

- 留学期間中に JDS プログラムとして定期的な日本語講座の実施
- 日本語検定試験希望者への受験料の支給
- 研究生（一定期間の日本語学習）+2 年修士号（英語プログラム）の実施

⁵⁵ 実施代理機関にて、自主的に日本語資格の取得に関するインセンティブとして、資格試験（日本語能力試験）受験のサポートを 2022 年 4 月から開始した。具体的には、日本語能力試験（JLPT）N1~5 の試験に合格した者へ受験料を払い戻すものである。既に 14 名の留学生が今年 7 月に受験の意志を示している。実際合格者が出た場合は、学習者のモチベーションを上げるために、関係者の間で大々的に広報する等も予定している。

第3章 JDS 事業の妥当性の検証

3-1. JDS 事業の開発課題及び国別開発協力方針における位置づけ

ケニアの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS とケニアの開発計画との整合性等について以下の通り分析した。

3-1-1. ケニアの開発計画との整合性

2008 年にケニア政府は 2030 年には中所得国入りを目指す長期国家開発計画「ビジョン・2030」を公表した。この戦略を軸に、①2030 年までに毎年平均経済成長率 10%以上の達成、②公平な社会発展と清潔で安全な環境社会整備、③民主的政治システムの持続を目指すとしている。また、2017 年末に、ケニア政府は、今後 5 年間の重点経済政策として、①工業化及び製造業・農産加工業の振興、②食料安全保障・栄養、③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、④手頃な住宅へのアクセス改善の 4 つの柱からなる「ビッグ・フォー」を公表した。さらに、2022 年 8 月のルト新政権の開始に伴い、2023 年より新政策「ボトムアップ経済変革アジェンダ (BETA)」が導入され、「デジタル経済」等の優先課題の追加等、より広範囲な課題に取り組むことが計画されている。

ケニア JDS の事業では、中央政府に係る行政能力の向上だけでなく、財政、司法、都市・地域開発等の広範囲に亘る分野を網羅しているため、これら政策の目標達成のために必要不可欠な人材育成の支援の一環として位置づけることができる。

3-1-2. 我が国の対ケニア国別開発協力方針との整合性

2020 年 9 月に策定された我が国の「対ケニア国別開発協力方針（旧 国別援助方針）」では、基本方針を「経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献」とし、援助重点分野（中目標）には 6 つの分野が設定され、13 の開発課題（小目標）が設定されている。「ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー」でも同方針に準じて協力方向性を分析している。本事業は以下の各開発課題への対応のために、それぞれの分野の中心となる中核的人材の育成を行う案件として位置づけられ、我が国及び JICA の協力方針と合致する。

JDS の重点分野と開発課題は、日本国政府の方針と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い（下図参照）

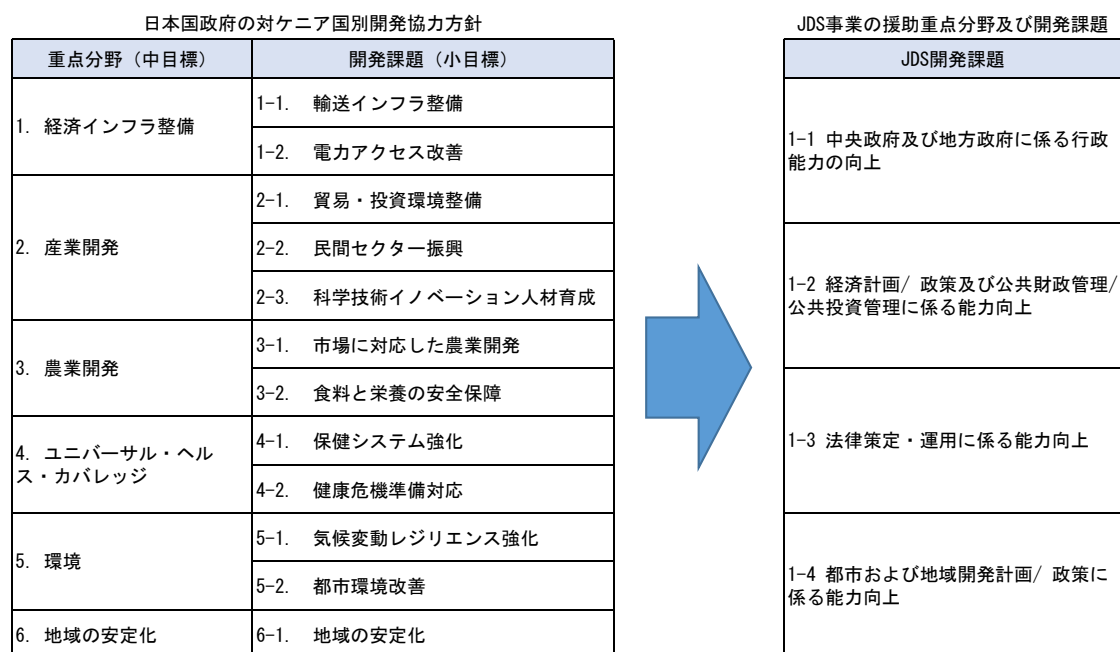


図 5 日本国政府の対ケニア国別開発協力方針と JDS の整合性

3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力の対象国は、世銀グループの国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国の基準（1人当たり GNI 1,800 ドル⁵⁶）を参照して決定される。対象案件は、開発途上国の国造りや貧困の緩和に必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業であることなどを基準に決定される。無償資金協力では、日本をはじめとするドナーの実施する技術協力や有利子融資事業とも広く連携をはかりながら、被援助国の自立に向けた国造りに貢献している。

ケニアは、一人当たり GNI が 2022 年には 2,099 米ドル⁵⁷となり、世界銀行の分類では低所得国である。大規模な公共投資、サービス産業の振興、底堅い内需などに支えられ、堅調な経済成長を遂げている一方、気候変動やテロ等による脆弱性は高い状況にある。我が国は主要援助国の一つであり、円借款による経済インフラ支援だけでなく無償資金協力による給水、保健等への支援も実施してきた。これらを踏まえ、JDS の無償資金協力による実施の妥当性について、外務省の通知文書にある検討すべき観点⁵⁸を参照し、「我が国の対外政策」「供与先となる途上国が置かれている状況」の2点から複合的に精査した。その中でも以下の点について、意義が高い。

⁵⁶ 世界銀行ホームページ（<https://ida-ja.worldbank.org/ja/financing>）（2024 年 5 月 12 日確認）

⁵⁷ 外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html>）（2024 年 5 月 12 日確認）

⁵⁸ 「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」2014 年 4 月 外務省

(1) 外交的意義⁵⁹

JDS は、ケニアの社会経済開発の政策立案・実施を担う若手行政官を対象としたものであり、JDS 留学生はケニアの将来の知日派リーダーになることが期待されている。JDS 帰国留学生は、日本のよき理解者として、二国間関係の強化に向けた貴重なアセットとなる。

ケニアは、アフリカ内陸国とインド洋、さらには太平洋をつなぐ東アフリカ地域のゲートウェイとして地政学上重要な国であるとともに、同地域内で最大の経済規模を有する国として地域経済を牽引し、地域の平和と安定にも貢献している。また、同国は我が国が主導するアフリカ開発会議 (TICAD) の初のアフリカ開催国であると共に、東アフリカ北部回廊の、内陸国へ向けた玄関口としての役割を担い、我が国の主要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を推進する上での貴重なパートナーの一つである。加えて、同国は日本企業にとってのアフリカ進出拠点となっており、引き続き経済的な結びつきを強めることは経済関係の観点からも大きな意義がある。これらのことから、JDS を通じて同国政府との人的ネットワークを構築し、協力関係の維持・強化を図ることは、極めて重要である。

(2) 重要政策との関係⁶⁰

ケニアにおいて、JDS を通じ政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官等の人材育成を支援することは、上述の我が国の主要外交政策としての FOIP の目指す「法の支配」や「経済強靱性」に合致するものである。また、2022 年 8 月の第 8 回アフリカ開発会議 (TICAD8) において、我が国は、「人への投資」や「成長の質」を重視することを表明しており、JDS はこれを具体化するものである。同国若手行政官の人材育成により、ケニア政府の重点政策に沿って経済・社会の安定を確保することは、我が国の企業を含めた民間主導型の持続的な経済成長に繋がり、東アフリカ地域内での成長モデルとなることが期待されている。

⁵⁹ 対ケニア共和国 国別開発協力方針 (2020 年 9 月) 及び外務省案件概要 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100518972.pdf> (2024 年 5 月 12 日確認)) を基に纏めた。

⁶⁰ 対ケニア共和国 国別開発協力方針 (2020 年 9 月) 及び外務省案件概要 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100518972.pdf> (2024 年 5 月 12 日確認)) を基に纏めた。

(3) 近年の二国間関係における重点協力分野との関係

2023年5月3日にケニアで、2024年2月8日には日本でそれぞれ行われた首脳会談の場で、ルト大統領より、長きにわたって培われた日・ケニアの強固な二国間関係に触れつつ、日本が国際社会においてアフリカの要望や見解を聞き入れて対応していることを心強く思い、二国間関係をさらに発展させ、緊密に連携し、国際場裡での協力を一層強化していきたい旨が述べられた。また、岸田総理大臣からは、基本的価値や原則を共有する重要な同志国であるケニアとの間で、「FOIPの推進」や、「法の支配」に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けて、緊密に連携していきたい旨述べられた。加えて、日本企業のビジネス展開や、ケニアの経済成長・雇用の創出を全面的に後押しし、ビジネス環境整備や人材育成といった支援を進めていくことが述べられた⁶¹。

また、ルト大統領の訪日時に行われたビジネスフォーラム（2024年2月8日）では、ルト大統領より、民主主義で法治国家であるケニアへの投資はアフリカで最も安全だと呼びかけ、日・ケニアの首脳は政策レベルのフレームワークや貿易における規制・法整備を進めており、日本企業のケニアへの投資拡大への強い期待が述べられた⁶²。

表 27：近年の首脳会談等で述べられた日本・ケニアの二国間関係強化における重点協力分野（下線部）

日・ケニア首脳会談（2023年5月23日）	
日本側の発言	日本企業のビジネス展開や、ケニアの経済成長・雇用の創出を全面的に後押しし、 <u>ビジネス環境整備や人材育成</u> といった支援を進めていく。 <u>地熱発電開発、太陽光発電やグリーン水素開発分野</u> といったケニアのグリーン成長や、 <u>気候変動対応、地域住民の生活向上のための農業分野での支援</u> など引き続き協力したい。
日・ケニア首脳会談（2024年2月8日）	
日本側の発言	<u>インフラ分野における官民連携（PPP）推進、情報通信技術（ICT）分野における協力関係強化</u> 、ケニア財務省と日本貿易保険（NEXI）との <u>サムライ債⁶³</u> を含む協力促進を通し、両首脳は両国の経済関係を一層強化していく。
ケニアビジネスフォーラム（2024年2月8日）	
ケニア側の発言	民主主義で法治国家であるケニアへの投資はアフリカで最も安全。日・ケニアの首脳は政策レベルのフレームワークや <u>貿易における規制・法整備</u> を進めている。 <u>日本企業のケニアへの投資拡大</u> を望む。

⁶¹ 以下の情報を基にまとめた。（いずれも2024年5月12日閲覧）。外務省ウェブサイト「日・ケニア首脳会談 2023年5月3日」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/af2/ke/page4_005861.html） 外務省ウェブサイト「日・ケニア首脳会談及びワーキング・ディナー2024年2月8日」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/af2/ke/pageit_000001_00297.html）

⁶² JETRO ビジネス短信「ルト大統領、ケニアビジネスフォーラムで日本企業の投資拡大を呼びかけ」

⁶³ 海外の発行体（国際機関や外国政府、民間企業）により日本国内市場で円建てで発行される債券。SMBC 日興証券ウェブサイト（<https://www.smbcnikko.co.jp/terms/japan/sa/J0224.html>）（2024年6月3日確認）

上記の重点協力分野は JDS のコンポーネント（開発課題）にも合致しており⁶⁴、また、下表の通り重点協力分野に関連する省庁を対象機関として含んでいることから、JDS は近年強調されている二国間関係の支援分野に対しても、貢献し得る人材を育成する事業として、実施の妥当性があると言える。

表 28：重点協力分野に関連する主な JDS 対象機関

FOIP（国際関係）、法の支配
外務・移民省、司法長官事務所 等
ビジネス環境整備、ケニアへの投資拡大、貿易における規制・法整備、サムライ債
財務・経済計画省、投資・貿易・産業省、協同組合・中小零細企業開発省 等
インフラ、グリーン成長（エネルギー）、情報通信技術
道路・運輸省、国土・公共事業・住宅・都市開発省、エネルギー・石油省、投資・貿易・産業省 等
その他（気候変動、地域住民の生活向上のための農業分野）
環境・気候変動・森林省、農業・畜産開発省 等

3-2. JDS 事業で期待される効果

人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、プロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、「当該開発課題に携わる人材の能力が向上する」こととしている。また、留学生が習得した知識や経験が帰国後、各対象機関にて効果的に活用されることを通じて、「当該開発課題に関する関係行政機関の能力が向上する」ことを上位目標としている。これらを通して、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが期待されている。

JDS は、本準備調査結果に基づく妥当性の検証を経て、最終的には日本政府によりケニアでの実施の是非が検討されるが、JDS 留学生を送る側であるケニア政府及び対象機関には修学中及び帰国後のサポートが、また受入大学には、当該国の開発課題の解決に資する研究・教育プログラムの提供がそれぞれ求められることから、プロジェクト目標の達成が両者によって促進されることが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての評価指標は、上記の視点に鑑み、以下の通り全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- 帰国留学生の修士号・博士号の取得
- 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

⁶⁴ 重点協力分野に関連するコンポーネントは次の通り。1-1 行政：FOIP（国際関係）・農業、1-2 経済：ビジネス環境整備・投資拡大・サムライ債、1-3 法律：法の支配・貿易における規制・法整備、1-3 都市・地域開発計画：インフラ・グリーン成長（エネルギー）・情報通信技術・環境・気候変動。なお、行政、経済、法律はどの重点協力分野にも関連する余地がある。

指標「帰国留学生の修士号・博士号の取得」及び「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、①募集時における各サブプログラム及びコンポーネントの主要対象機関の人事担当や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、②学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考が挙げられる。また、来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、高い成業率の達成及び能力の向上が期待される。

指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」については、留学生が帰国した際に、日本で取得した知識・能力を活用できるポストへの配置を対象機関に促す方法について、今後、SDPS を中心にケニア政府と協議していく。なお、「2-8 フォローアップの計画」にて記載の通り、帰国後 6 か月程度で留学経験を踏まえた所属先における担当業務や昇進の状況が判明し、また、2～3 年の復職義務期間があることや、一旦昇進した職員は概ね 3 年後以降に次の昇進が検討されることを踏まえ、定期的に昇進の状況を確認する必要がある。なお、同国では修士号の取得が Assistant Director（課長補佐級）以上への昇進の必須要件となっている。なお、通常は同課長補佐級以上が政策策定に直接的に関与できる職位であるが、それより職位の低い Principal Officer、もしくは Senior Officer の職位も、業務や能力によって間接的に（現場での運営を踏まえた見解の共有や、データ提供等）政策立案への関与が可能であることを SDPS のヒアリングにより確認した。そのため、まだ帰国留学生が課長補佐級より低い職位であっても、政策立案への関与について定期的に情報収集し、成果を確認することが望ましい。

また、JDS の有効性を評価するためには、日本での留学経験が帰国後の専門キャリアにおいてどのように活用されていくか中長期的に追跡することが不可欠である。こうしたモニタリング等を通じて、留学成果の発現に必要なフォローアップ施策を実施し、JDS 帰国留学生のプロフェッショナル・スキルの向上とネットワーク形成を支援していくことが求められている。適切なフォローアップは、事業成果を明らかにするだけでなく、JDS 帰国留学生とのネットワークを維持継続し、また将来の知日派リーダーという貴重な人材の活用や連携の促進の面において日本側にも便益を生むことができる。

3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性

2020年2月の「JDS事業の効果検証」基礎研究報告書（以下「基礎研究」）では、成果・インパクトに影響する要素・要因として以下のとおり分析している。他ドナー奨学金事業との比較優位性を持つためには、プラス要因を維持・向上していくほか、マイナス要因を改善していくことが求められる。

表 29 基礎研究で示された JDS の成果に影響する要因

項目	プラス要因	マイナス要因
募集・選定・来日前	・選考の透明性が高い ・大学教員が現地面接を行い、適切な人材選定に寄与。 ・受入分野が開発ニーズに合致 ・相手国政府による応募勧奨	・実務経験の要件を設定 ・対象機関・分野が限定 ・選考期間が長い ・日本文化や言語を学ぶ研修がない ・留学中の規則が厳しい
来日中	・日本で質の高い教育機会を提供 ・学生に対する生活支援が手厚い	・日本の省庁の認識が低い
帰国後	・帰国留学生と受入大学間のネットワーク構築 ・復職規定がある。日本政府が相手国政府へ帰国留学生の適切な配置を働きかけている	・日本政府や企業等が帰国留学生を活用するための仕組みが未整備 ・帰国後の日本からの情報入手や他国帰国留学生との情報交換手段がなく、「元 JDS 留学生」としてのアイデンティティが持ちにくい

ケニアにおいて、公務員の主要な応募者・合格者が公務員である、もしくは公務員のみを対象としており、JDS と競合するコモンウェルス及び KOICA にこれを当てはめると、JDS の優位性・劣位性は下表のとおりと考えられる。

表 30 JDS と KOICA、コモンウェルス奨学金との比較優位・劣位性

項目	JDS (公務員対象)	コモンウェルス (主要応募者・合格者は公務員)	KOICA (公務員対象)
比較優位性	・対象を公務員に特化している ・対象機関、分野設定はケニアの開発課題等を踏まえて設定され、ケニア政府が募集選考に参与している ・大学教員が現地で面接を行い、適切な人材選定に寄与する ・留学中の学生に対する生活支援が手厚い ・付加価値研修が提供される ・受入大学による特別プログラムの実施により、留学生が必要なサポートが提供される ・先方政府に対して帰国留学生の復職・活用・昇進について働きかけを行う	・受入上限人数が大きい (30 名/年) ・生活における言語面 (英語) での心配が少ない	・対象を公務員に特化している
比較劣位性	・選考期間が長い ・留学中の規則が厳しい ・円安や物価高騰が生活に影響する	・公務員限定のプログラムではない ・分野設定はケニアの開発課題等を踏まえて設定されたものではない (全対象国共通) ・選考にケニア政府が関与しない ・帰国留学生の活躍状況 (事業成果) が定期的にモニタリングされていない	
共通	・アルバイトは認められていない ・同窓会が組織されており、ドナーから活動予算が支給されている (JDS 及び KOICA は短期研修参加者と同じ同窓会に加入)		

JDS の優位性として、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられている点が大きい。候補者の選考から大学が深く事業に関わるだけでなく、既存の大学プログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び JDS 留学生個人に即したカリキュラムが提供される等、上述の各項目で一貫した選考・指導・受入れ・フォローアップ体制が整えられていることが利点である。

さらに、年毎のプロジェクト方針の設定に実施代理機関が積極的に関わるだけでなく、候補者の募集・選考と日本への送り出し、留学期間を通しての実施代理機関による定期モニタリング等の留学生が享受する手厚いサポートにより、我が国大学院修士課程における過去 10 年間 (2008 年～2017 年) の平均成業率は 87.8%であるが、JDS 留学生の修士号取得率は 98.7%⁶⁵に上る。すでに帰国済みの第 1 期帰国留学生の学位取得率が 100%となっているケニアも例外ではないと言える。JDS 留学生が現役公務員であることを考えると、この高い成業率は JDS の比較優位性を示す重要な要素である。

⁶⁵ 2019 年度の基礎研究における JDS 対象 13 カ国の学位取得率。

英語を母語とするケニアの人々にとっては、英語圏への留学が学業・生活の面で優位性があると考えられるものの、基礎研究で示されている、JDS の学生に対する生活支援が手厚いことは、生活における言語面での課題を補完している。2023 年 9 月に帰国した JDS 第 1 期の留学生に対するヒアリングからは、全員が、実施代理機関によるサポート（滞日中のモニタリング等）によって生活面と学業面の不安が減ったとのコメントがあった。また、ケニアの JDS 留学生は、来日した第 3 期生まで、学業や生活面で特段の問題は生じていない。なお、JDS が滞日中、留学生とのコミュニケーションだけではなく、定期モニタリングにて大学の指導教員からもヒアリングを行っている点は、KOICA 及び上述のコモンウェルスにもない手厚い対応であることがわかっている。

また、受入分野がケニアの開発課題に合致している点、さらには、ケニア政府が留学生の募集選考に主体的に関与している点も JDS の比較優位である。これらの点は、留学生の研究成果がケニア政府の開発課題に対し、より直接的に貢献できるというケニア政府としてのメリットと、留学生にとっても、ケニアの重点政策への関与・貢献を期待されて派遣されているため、帰国後の政策策定への関与の可能性が高まるという点でメリットがあると考えられる。実際に、第 1 期の帰国留学生 9 名の内、帰国後 6 か月以内にすでに 4 名が昇進を果たしており、また、政策立案に関与している事例も見られる（「3-5. 過去の JDS の成果状況」を参照）。ケニアにて派遣人数が多く主要な応募者が公務員であるコモンウェルス奨学金、JDS と同じく公務員を対象としている KOICA については、対象分野は設定されているものの、対象国すべてで同じ分野が設定されており、ケニアの開発課題等を踏まえて設定されたものとはなっていない。また、ケニア政府が留学生の募集・選考に関与せず、ドナー側のみで実施されている。

帰国後の取り組みに関しても、JDS が相手国政府へ帰国留学生の適切な配置を働きかけている点や、帰国留学生の政策立案への関与や昇進の状況を定期的にモニタリングし、留学の成果を確認している点は、KOICA、コモンウェルスにはない取り組みである。JDS では、対象機関への応募勧奨や運営委員会等において、帰国留学生の昇進や政策策定への関与の有無についてケニア政府・対象機関に情報を共有し、昇進や活用について働きかけを行っており、この取り組みはケニア政府・帰国留学生双方にとってのメリットであり、他ドナーにはない優位性であると言える。

また、ケニアの JDS 帰国留学生から日本留学の比較優位についてヒアリングした際には、「日本の Discipline（規律・責任感）」「日本の文化・歴史」、「高い技術が学べる」等が日本留学の比較優位として挙げられているのは注目に値する。なお、マイナス要因については、円安の影響により奨学金だけでは日本での生活維持が困難である点が課題として指摘されている。これらの点も勘案しつつ、今後の JDS での対応策を検討することが必要である。

3-4. プロジェクト評価指標関連データ

ケニアにおける JDS の事業成果・インパクトに係る指標案は次表の通りである。「3-2. JDS で期待される効果」で記載されたプロジェクト評価指標の達成度を測るためのより具体的に落とし込んだサブ指標として、年間受入上限人数を満たす留学生の派遣、留学生の年齢、女性の割合、学位取得率、学位取得後の復職率や、昇進数・率、管理職者の数・率、所属機関タイプを定量的指標として提案する。

表 31 ケニア JDS のデータシート（案）2020 年 8 月～2024 年 4 月

開始年		2019 年
年間受入上限人数		13 名（内、修士課程 12 名、博士課程 1 名）
受入実績	合計	31 名（内、修士課程 29 名博士課程 2 名
	性別	男性 14 名、女性 17 名（女性の割合 54%）
	平均年齢	33 歳（来日時）
帰国留学生	合計	9 名
	学位取得者	9 名
	不成業者数	0 名
	学位取得率（成業率）	100%
所属機関タイプ別	来日時	中央省庁 20 名（65%）、その他の中央行政組織 6 名（19%）、地方行政組織 5 名（16%）
	帰国後	中央省庁 6 名（67%）、その他の中央行政組織 2 名（22%）、地方行政組織 1 名（11%）
復職率	帰国後	9 名（100% 9 名中 9 名）
昇進者	帰国後	4 名（非管理職）（44% 9 名中 4 名）
管理職 （課長以上）	来日時	1 名（3%）※第 3 バッチ 1 名
	帰国後	0 名 ※上記 1 名が滞日中のため

3-5. 過去の JDS の成果状況

ケニアでは、2022 年に 1 年コースを卒業した修士 1 期生 1 名、2023 年には残りの修士 1 期生 8 名が帰国し、合計 9 名の帰国留学生を輩出している（博士 1 期生は 2024 年卒業予定）。第 1 期修士帰国留学生全員の帰国後の所属先の確認、及びヒアリングを行うことで、JDS の経験が帰国後どのように役立っているか等にかかる調査を行った。なお、第 1 期生は 9 名全員が特段の問題なく修了し（成業率 100%）、また、2023 年 12 月時点で全員が復職したことを確認した（復職率 100%）。

(1) JDS 留学後の昇進状況

現在合計 9 名の JDS 留学生が学位を取得して帰国しているが、その内の約 4 割、4 名（農業・畜産開発省 2 名、道路・運輸省 1 名、ナイロビカウンティ 1 名）が、帰国後約半年の内に昇進している。

表 32 JDS 帰国留学生の所属先（2024 年 5 月時点）

期	帰国 年	氏名	受入大学	前所属・役職	現所属・役職
1 期	2022	Mr. Inganga Hussein	政策研究 大学院大 学	カカメガカウンティ 人事補佐官	カカメガカウンティ 人事補佐官
1 期	2023	Ms. Lotam Zipporah Chepoghon	政策研究 大学院大 学	内務・政務調整省 カウンティ―局長補佐	環境・気候変動・森林省 局長補佐・総務 ※内務・政務調査省からの 出向
1 期	2023	Mr. Mwanzi Oscar Tsimbalaka	広島大学	農業・畜産開発省 害虫駆除製品委員会コンプラ イアンス・執行オフィサー	農業・畜産開発省 害虫駆除製品委員会シニア コンプライアンス・執行オ フィサー
1 期	2023	Ms. Kimeu Caroline Syombua	広島大学	農業・畜産開発省 人材管理・開発シニアオフィ サー	農業・畜産開発省 人材管理・開発上級オフィ サー
1 期	2023	Mr. Kazungu Raphael Konde	広島大学	ナイロビカウンティ 計画補佐官	ナイロビカウンティ 都市計画官
1 期	2023	Mr. Okemwa Kevin	国際大学	国家建設局 リサーチオフィサー	国家建設局 リサーチオフィサー
1 期	2023	Mr. Mwangi Anthony Maina	国際大学	国家統計局 統計官	国家統計局 統計官
1 期	2023	Ms. Mbusiro Elizabeth Mogosi	国際大学	道路・運輸省 ファイナンスオフィサー	道路・運輸省 ファイナンスオフィサー
1 期	2023	Ms. Wanyama wi Racheal Njira	東洋大学	道路・運輸省 道路・鉄道シニアオフィサー	道路・運輸省 道路・鉄道上級オフィサー

注：帰国後所属のうち、下線が引いてあるものは帰国後に昇進した役職

(2) JDS 留学後の活躍状況

ケニアでは、JDS 留学生が学位を取得し帰国して間もないことから、2024 年 5 月の時点においては、定性的成果は少ないものの、数例の成果を確認することができた。

表 33 ケニア JDS 帰国留学生のヒアリング結果

1. 当国の開発課題の解決への貢献	
事例 1	帰国後は、シニアオフィサーに昇進し、農薬化学品規制に関する政策策定と実施に大きく貢献している。日本での研究と、現場での知識と経験が、効果的な政策・規制の作成、実施に役立っている。新しい農薬化学品の申請・承認または拒否などの政策決定において、上司の補佐を務めている。
事例 2	帰国後は建設業界の規制・監視に関する規定の草案に従事しているが、今後は、自身が日本での研究から得たデータ収集やデータ分析手法を活用し、建設業界の重要課題への対策に関する内閣長官向けの政策提案文書の作成に携わる計画がある。
事例 3	省庁横断的な業務や政策文書の取り纏めのスペシャリストとして、内務・政務調整省から環境・気候変動・森林省に出向し、局長補佐として勤務する。局長の代理として政策立案に関わる会議に出席することもあり、また、複数の部局から提出される政策関連文書を整理し、一つに取り纏めるという重要な役割を担っている。
2. 日本との関係強化への貢献	
事例 1	JICA の技術協力プロジェクトである「ナイロビ首都圏公共バス運営改善プロジェクト」に関与している。プロジェクトに従事する日本のコンサルタント会社に、自身の経験・知識、日本での研究結果等を共有した。
事例 2	かつて JICA 開発計画調査「ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト（2012 年～2014 年）」にカウンターパートスタッフとして関与した経験がある。JDS 留学によって昇進し、現在はナイロビの都市開発に従事している。具体的には上述のマスタープランにも言及されているナイロビレイルウェイシティ都市再生プログラムに関与しており、業務委託条件の策定に取り組んでいる。なお、日本の研究で学んだリスク管理の原則をプログラム設計と政策形成に組み込むことで、都市開発プログラムの有効性向上に貢献している。
事例 3	JICA 留学生インターンシッププログラムにて、4 名の 1 期生が日本企業でのインターンシップに参加した（分野：建設、ソフトウェア開発、エアモビリティ、ビジネスコンサルタント）。ケニアもしくは周辺地域におけるビジネスに関心の高い各企業に対し、それぞれの帰国留学生がインターンシップにて同国の課題等について情報提供し、帰国後も繋がりを維持している。
3. その他の副次的な成果	
事例 1	留学中、自身の修士論文（害虫駆除製品の違法取引に関する論文）が学内の 2023 年度秋学期優秀論文賞を受賞した。同論文は、帰国後にインドのニューデリーで開催される国際農業経済学者協会（IAAE）会議で発表された。同論文が国際的にも認められたことで、今後当人の研究成果はケニアにおける同分野の政策・規制導入にも活用される。

(3) 同窓会の設立、今後の活動

本準備調査の第1回現地調査にて行った JDS 第1期帰国留学生との面談において、JDS 同窓会設立に係る協議が行われ、当面のリーダー等が決定し、今後の活動について検討していくことが帰国留学生の間で合意された。また、協議では、今後の募集活動等への協力を同窓会として行うとともに、「同窓会 SNS の立ち上げ」や「来日前の留学生に向けた日本-ケニアの外交・経済関係に係る講義の実施（ケニア政府外務省を講師として）」等の提案がなされた。

その後の第2回現地調査では、同窓会として実際に募集活動への協力を行ったこと（募集説明会での留学経験等の説明）や、同窓会ロゴの作成が行われたこと、また、同窓会メンバーの SNS を通じて滞日生より論文作成に関する問い合わせを受け付けて助言を与える等の活動実績があることを確認することができた。また、同窓会リーダーより、「今後は毎年の応募勸奨や、最終候補者の来日前のオリエンテーションや壮行会等への参加・協力を中心に活動し、同窓会活動の基盤を整えたい。帰国留学生を取り込み同窓会メンバーの人数を増やしながら、独自の活動としてのスタディツアーや、ケニア国内の学校訪問による日本紹介等を行うことをメンバーと話し合っている。」との意向を確認した。

3-6. 課題・提言

本準備調査を通じて得られた、ケニア JDS の課題・提言は、以下の通りである。

3-6-1. 外交効果向上に資する取り組み

JDS は二国間関係強化の実現に資することを目的の一つとした事業であることから、募集においては、対象機関から日本政府の外交方針や協力方針等について理解した候補者が輩出され、また、近年両国間においてコミットされた重点協力分野にも配慮し、当該分野に貢献し得る対象機関からより多くの応募者・合格者を確保する必要がある。選考においては、上記の候補者の中から、より二国間関係強化への貢献可能性の高い合格者を選定することが重要である。また、留学生の帰国後においては、帰国留学生が日本留学の経験と研究成果を活用し、二国間関係強化に貢献できるよう、事業として帰国留学生の昇進や活躍を後押しするフォローアップを行うことが必要である。

一方、募集段階の課題として、対象機関の JDS 担当者や説明会等に参加する潜在的応募者は、JDS が将来の両国パートナーシップの強化に資する人材育成事業であるという目的は理解するものの、その目的の背景にある、近年さらに深まっている二国間関係の具体的状況等については把握していないことから、必ずしも対象機関から二国間関係強化の重点支援分野に合致した応募者が送り出されるとは限らない状況となっていることが挙げられる。また、対象機関の中には、「3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性」にて記載した、二国間関係における我が国のケニアへの重点協力分野に関連する省庁が含まれているものの、現状では、重点協力分野に関連する省庁の中には、応募者数及び合格者数が未だ少ない組織が多く存在している。選考については、応募書類の記入項目や面接の質問に対する応募者の記述・回答が、必ずしも二国間関係強化への貢献に関する具体的記載となっておらず、応募書類の一部の内容や総合面接における評価方法を見直す余地があると考えられる。帰国後のフォローアップにおける課題としては、ケニア JDS では、2023 年 9 月に第 1 期生が帰国し表 33 の通り日本との関係強化への貢献事例が複数件見られるものの、帰国留学生の多くから、業務内外において、日本との直接的関りが未だ少ない状況であるとのコメントがあった。帰国留学生の二国間関係強化への貢献に繋げられるよう、現地にて日本人とのネットワーク等促進、拡大させる等、今後毎年増えていく帰国留学生に対するフォローアップ活動の検討も必要である。

以下に、上記の課題を踏まえた募集選考やフォローアップ活動等における提言について述べる。

(1) 募集選考

既述のとおり次フェーズのケニア JDS では、コンポーネントの内容、コンポーネント及び研究科毎の受入人数配分、対象機関設定について、現フェーズから変更しない方向性でケニア政府との合意に至った。一方で、ミニッツ協議においては、開発課題への貢献のみならず、JDS 帰国留学生のキャリアパスを見越した二国間関係に資する戦略的な人選を行うことを両国側が合意した。

この観点を踏まえ、フェーズを通じて JDS の目的に沿う人材を確保するためには、以下に示すような取り組みを行い、戦略的な募集選考を展開していくことが重要となる。

① 対象機関の二国間関係強化に対する理解促進

募集説明会では、日本とケニアの二国間関係が強まっていることを TICAD や近年の首脳会談、日本の支援等の事例を用いて紹介し、日本の強みや他国の支援との差別化を図りながら、潜在的応募者に対し当事業が掲げる二国間関係強化の目的について理解を得ることが重要である。加えて、最終的に選考された JDS 留学生に対しても、来日前のオリエンテーションや壮行会において、具体的な両国の外交・経済関係や日本の支援等について説明し、両国の発展と二国間関係強化に資する存在となることが期待されていることを意識付けする必要がある。

② 二国間関係の重点協力分野関連省庁からの潜在的応募者の取り込み

二国間関係強化の効果を高めるためには、対象機関の内、近年の我が国の重点協力分野に関連する機関に的を絞って応募勧奨を推し進めることが望ましい。「表 28：重点協力分野に関連する主な JDS 対象機関」にて挙げた対象機関の現フェーズにおける応募者数と合格者数は下表の通りである。財務・経済計画省、道路・運輸省、農業・畜産開発省のように応募者数と合格者数が一定数確保できている省庁がある一方で、外務・移民省、投資・貿易・産業省等、応募者数・合格者数共に少ないが、我が国にとって重要と考えられる省庁が見られる。そのため、これらの組織の人事部局や職員に対し、個別に募集説明会を行い、二国間関係強化に資する人材の輩出を促進することが必要である⁶⁶。応募者・合格者が安定的に確保できている財務・経済計画省等についても、将来的なクリティカル・マス形成が期待できることから、引き続き重点的に応募勧奨を行う。

表 34：重点協力分野関連省庁の応募者数及び合格者数（現フェーズ第 1～3 期合計）

	外務・ 移民省	司法長 官事務 所	財務・ 経済計 画省	投資・ 貿易・ 産業省	道路・ 運輸省	国土・公共事 業・住宅・都 市開発省	エネル ギー・ 石油省	環境・気 候変動・ 森林省	農業・ 畜産開 発省
応募 者数	1	2	6	1	6	1	3	1	7
合格 者数	0	1	4	1	4	0	1	0	3

③ 二国間関係強化に資する人材の選定

選考段階において二国間関係強化に資する人材を選定するためには、運営委員会による総合面接において、日本留学を通じたケニアの開発課題・政策策定への貢献及び二国間関係への貢献の意志を十分に確かめることが鍵となる。そのためには、面接官となる各運営委員に対して、総合面接における重要な評価基準、特に二国間関係強化への貢献可能性に関する採点項目について、近年の外交政策や上述の二国間関係の重点協力項目を踏まえて説明し、その目的に沿った面接が実施されるよう理解を得る必要がある。なお、応募書類（Application Form）の内容と総合面接における評価方法に関しては、二国間関係強化の視点を応募者及び運営委員会により強く意識させるために、見直す余地があると思料する。以下に、案を提示する。

⁶⁶ 現フェーズにおいて、毎年度、応募勧奨のための省庁個別訪問時に省庁側から説明会の実施を求められ、実施しているケースがある。

【応募書類の内容】

応募書類の「9. Future Contribution」の項目に関して、現行の質問が「How do you contribute to strengthening bilateral relations with Japan」となっているが、広義に解釈できる質問内容となっている。そのため、質問に対する応募者の回答記述が、必ずしも JDS にて期待される二国間関係強化への貢献に関する具体的記載となっておらず、自身の所属先や担当業務とは直接関連しない文化・交流的側面に関する記載も見受けられる。その状況を改善するため、より応募者が JDS において期待される二国間関係強化への貢献について考え、記述できるように導く方法を運営委員会にて検討する。

案 1 :

日本とケニアとの外交や、日本政府の ODA 事業や国別開発協力方針を紹介するウェブサイトのリンクを募集要項に添付し、応募者が自身の業務と両国間の外交や ODA 事業の方針との関連性を考え、どのような貢献が可能か記載できるようにする。

案 2 :

応募者が JDS にて期待される二国間関係強化への貢献について自身で熟考し回答できるよう、応募書類に具体的なキーワードを幾つか示し、それらを使って文章を作文するよう指示する。(キーワード例：日本・ケニア両政府への貢献、二国間の橋渡し、二国間外交、日本・ケニア間の貿易・投資促進、日本とケニアの共通課題、二国間政策協議への参加、等)

【評価シート】

JDS は他の留学スキームとは異なり二国間関係強化が特に期待されていることから、より我が国と当該国との二国間関係強化に資する人材を評価するために、以下を提案する。

案 1 :

二国間関係強化への具体的な貢献計画について、総合面接における質問への回答を必須とし、その回答に基づいて、評価シートの二国間関係強化に関する項目の評価を行う。また、応募者が二国間関係への貢献について具体的な考えや計画案にて回答できるよう、事前に応募者に質問内容を提示する。

案 2 :

総合面接後の合格者の承認プロセスである第 3 回運営委員会において、現行では各運営委員の採点・コメントと集計点のみを運営委員間で共有し承認を得ている。それに加えて、二国間関係強化への貢献に関連する採点・コメントと集計点も抜粋して運営委員会に共有し、第 3 回運営委員会の場にてお互いに議論するプロセスを加える。この議論において、二国間関係強化に資する発言が僅かであったにもかかわらず評価点が高い候補者が認められる場合は、採点の根拠を運営委員間で確認のうえ、最終合格者を決定する。

④ 二国間関係への貢献を考慮した対象機関の設定

ケニアでは 2023 年 10 月に中央省庁の改編が行われたが、今後も政情等によって再び省庁改編が行われた場合、その後の運営委員会における対象機関の選定では、直近の日本とケニアの外交方針、経済関係、援助方針等にも鑑みて対象機関を確認、設定する必要がある。

なお、近年の首脳会談で述べられている「日本企業のビジネス展開」に関し、ケニアに事務所を構える日本企業に対し「行政官である JDS 帰国留学生の日本企業への貢献可能性」についてヒアリングを行った。その結果、日本企業にとっては、日本社会や日本人の考え方を理解し、日本人に対して協力的なコンタクトパーソンが、特に日本企業の事業分野に関連する中央省庁にいることは、情報へのアクセスの面で貴重な存在となるとのコメントがあった。

また、事業分野横断的に必要となるケニアの金融政策・税制、産業振興政策、経済指標データ等にアクセスするためには、中央銀行、歳入庁、国家統計局、経済特区庁といった経済政策に直結する省庁の傘下組織等に、日本留学経験者がいることは日本企業にとって有益である。日本企業からは、「共有可能な情報には一定の制限があることは理解しつつも、日本留学経験者がコンタクトパーソンとなって、彼らから情報取得の協力が得られることは、今後の事業拡大もしくはその検討に資するものである。」との見解が示された。事業拡大を目指す日本企業にとってメリットをもたらすという観点から、中央省庁のこれらの傘下機関にも目を向けることが肝要である。

(2) フォローアップ活動

二国間関係強化を促進するフォローアップ活動の実施

JDS を通じた外交的成果、開発課題への裨益を確実なものにするため、運営委員会及び対象機関による滞日中の留学生のモニタリング支援や帰国後の人材活用に向けたフォローアップが極めて重要となる。特に所属先においては、帰国後の職位の確保、キャリア形成支援を行うよう継続的に理解を求めていく必要がある。

ケニアには、海外留学経験が自動的に昇進に反映される制度は無いものの、これまでに帰国した JDS 帰国留学生 9 名のうち、4 名は帰国後に昇進しており、日本留学の経験が一定の評価を得ることができていると考えられる。

ケニアはまだ JDS 帰国留学生の人数が少なく、JDS 帰国留学生だけに限定したフォローアップ活動には限界があるため、ABE イニシアティブ等の日本留学経験者からも協力を得てフォローアップ活動を実施することは効果的と考えられる。日本留学経験者は、日本理解の促進、そして両国の友好的な関係構築に大変有用な存在であることから、この「外交的なアセット」を有効活用する。

① 日本関係者（日本企業を含む）の JDS への理解促進⁶⁷

「3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性」にて記載の通り、二国間関係の強化において、日本政府は日本企業のケニアにおけるビジネス展開を後押しすることを表明しており、ケニア政府としても日本の投資拡大を望んでいる。上述の通り、日本企業は、情報には一定の制限があることは理解しつつも、日本留学経験のある行政官がコンタクトパーソンとなることのメリットはあると考えていることから、JDS 帰国留学生と日本企業のネットワークの構築を図ることが望ましい。まず、JDS に関する理解を援助関係者以外の日本関係者に深めてもらう必要があるため、ケニアでビジネスを行う日本企業の関係者への JDS 帰国報告会への参加を呼びかけ、事業の説明を行うとともに、帰国留学生の報告を通して事業の成果について理解を得、関心を抱かせる機会とする。

② 日本関係者とのネットワーク深化のためのワークショップ等の実施

JDS 帰国留学生とその上司、ABE イニシアティブ等の帰国留学生（民間組織所属ではなく行政官を対象とする）及び日本関係者を集め、ワークショップやレクレーションを行うイベントを開催する。イベント内容の案は以下の通り。

- JDS 帰国留学生が、自身の帰国後の所属省庁での活躍について、日本企業関係者を含めた参加者に共有する。
- 日本企業関係者が、事業分野や担当業務等について JDS・ABE の帰国留学生に説明し、関連分野に関する情報（ニーズや制度等に関する提供可能な情報）を交換する。
- JDS 帰国留学生が、ABE 帰国留学生や日本企業関係者と共にワークショップを行う。ワークショップでは、帰国留学生の所属先での主要政策や担当業務、自身の将来的なキャリアパス（昇進・政策立案への関与）の展望も踏まえながら、日本企業関係者との協力や連携の可能性等について意見交換し、発表を行う。

以上のようなイベント活動を通し、今後の帰国留学生自身の活躍や現地での日本との関係性を促進する機会とする。

⁶⁷ 2024 年 5 月 14 日に、ABE イニシアティブ及び SDGs グローバルリーダーの帰国留学生を対象とした帰国報告会がナイロビで開催された。日本企業にも参加を呼びかけ、12 社 13 名（対面、オンライン両方含む）の日本企業関係者が参加した。

3-6-2. 応募者確保等に関する課題と対策

ケニアの第1フェーズの応募者数と応募倍率は、第1期（2020年度）募集が9名/1.3倍、第2期（2021年度）募集12名/1.0倍と、事業開始当初は十分な応募者が確保できていない状況であったが、第3期（2022年度）募集では29名/2.4倍、第4期（2023年度）募集では41名/3.4倍であり、応募者数が増加傾向にある。事業開始当初はケニア政府内でのJDSの認知度が低かったが、毎年募集期間中に中央省庁を中心に対象機関を訪問し事業の説明を行ってきたことや、第3期及び第4期においては募集説明会や対象機関訪問にケニア政府実施機関担当者が同行し、第4期では帰国留学生が募集説明会に参加したことから、より事業への理解と信頼が得られやすくなったことで、認知度が向上し、応募者数が増加したものと思われる。一方で、以下に挙げる大学・研究科においては応募者数が第4期においても未だ少ない状況にあるため、より多くの応募者から優秀な留学生を選定するため、対応を検討する必要がある。

(1) 応募者数の少ない大学・研究科への対応

コンポーネント 1-1 政策研究大学院大学（以下、GRIPS）

状況：同コンポーネントの広島大学の有効応募者数は、受入枠2名に対し第1～4期平均3.4倍であったが、GRIPSは1.6倍に留まっている（他大学も含めた全体平均は2.0倍）。GRIPSについては、3期の合計有効応募者数の54%（13名中7名）が内務・政務調整省からの応募であり、これまで応募があった組織数は6組織に留まる。一方、広島大学は約25%が農業・畜産開発省からの応募であるものの、応募組織数は16組織であり、GRIPSに比べ特定の省庁からの応募の偏りは見られない。GRIPSは今後、内務・政務調整省からの応募者は確保しつつも、さらに多様な対象機関から応募者が得られるようにすることが課題と考えられる。

対応案：同大学の応募者数増を図るため、専門面接の際に行われるケニア政府との意見交換会等を活用し、同大学の教員等とケニア政府が話し合う機会を設ける。同大学にて研究可能な分野をケニア政府に説明し、その分野に該当する対象機関、もしくは部署等をケニア政府から提示してもらい、応募勧奨に役立てる。また、今後現フェーズのGRIPS帰国留学生の数は増えていくことから、募集説明会へ参加してもらい、同研究科の特徴や自身の研究成果、業務や政策策定への活用可能性等に関して説明してもらい、応募者により具体的なイメージを持たせ、応募に繋げる。

(2) その他募集活動に係る戦略

ケニア JDS 開始から 4 年が経過し、合計 9 名が学位を無事に取得して帰国し復職しており、各対象機関における JDS の認知度が徐々に向上してきている。JDS 帰国留学生が募集説明会に参加し、日本留学の経験談を話してもらうことで、日本留学への不安を取り除くとともに、期待感を高める効果に繋がっている。2023 年度には、JDS 帰国留学生の体験談等を収録した PR 動画を作成したため、次年度以降の応募勧奨活動に活用していく。地理的・文化的にも遠い環境にあるケニアにおいて、実際に日本留学を経験した帰国留学生の体験談は説得力があるため、引き続き JDS 帰国留学生と連携して日本留学及び JDS の魅力を伝えていくことが重要である。

また、各省の人事部門の担当者には、JDS の利点をアピールする必要がある。JDS は行政官を対象とし、同国の開発課題に合致した人材育成のプログラムであるため、ケニアの中長期的な発展に資するプログラムであること、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられていること、既存のプログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国に即したカリキュラムが提供される等の付加価値に加え、一貫した指導体制・受入体制が整えられていること、また、滞日期間中を通して定期モニタリング等の留学生が受けられる手厚いサポートがあること、さらには我が国の行政官とのネットワーキングイベント等の付加価値提供活動が実施されていることを積極的にアピールする⁶⁸。このような JDS の特徴・優位性を十分に活用し、対象機関を積極的に訪問して JDS の優位性をアピールすることで優秀な応募者の獲得に繋げていく。

(3) 対象機関に関する留意点

本準備調査におけるミニッツ協議において、対象機関を含むケニア JDS の枠組みを策定し、ケニア政府との合意が得られた。枠組みには、コンポーネント毎に想定される対象機関が記載されているが、対象機関の設定は毎年の募集開始前の運営委員会にて協議することで合意している。現フェーズにおいては、運営委員会での合意の上、応募者数確保のため、これまでコンポーネント毎に対象機関を設定せず、対象機関はどのコンポーネントにも応募可能としてきた。幅広い対象機関が応募可能となることで、応募者数増につながる可能性が高くなるため、次フェーズにおいても応募者数を安定的に確保できるようになるまでは、同対応を続けていくことが望ましい。

なお、特にコンポーネント 1-3 法律や 1-4 都市及び地域開発は、1-1 行政や 1-2 経済に比べ、分野がより専門的であり、当該分野を直接的に所掌する対象機関は限定的である。一方で、今回の調査のヒアリングにおいて、中央省庁を中心とした対象機関に当該分野へのニーズの有無を確認したところ、ほとんどの機関がこれらの分野に関連する部署や業務があり、職員も多くはないが存在しており、ニーズがあることが確認された。そのため当該分野においても、対象機関を限定しないことによって、より多くの応募者数を確保することができると考えられる。

⁶⁸ 実際に 2022 年及び 2023 年に第 1 期、第 2 期の計 6 名（計 5 社）の JDS ケニア留学生が、「JICA 留学生インターンシッププログラム」にて日本企業へのインターンシッププログラムを行った。

3-6-3. 事業目的の達成と比較優位性向上に資する滞日中の取り組みの実施

JDS 留学生は帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、また日本のよき理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。日本での生活と大学院での教育による学位の取得をサポートし、また、JDS として付加価値を高めるプログラムを提供することにより、事業目的の達成に貢献するとともに、JDS 各国において他ドナーから類似事業が提供される中、JDS の魅力や他事業に対する比較優位性も向上させることが可能となることから、次フェーズも引き続き以下の取り組みを行うことが望ましい。

(1) 付加価値プログラムの必要性⁶⁹

JDS 留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係の構築、また他奨学金との差別化の観点から、留学生の滞日中は受入大学での学業だけでなく、付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。現在、就学期間中に、修了前研修や行政官交流会、JICA 開発大学院構想⁷⁰を通じた研修機会の提供等を行っている。引き続き、こうした日本独自の付加価値プログラムを提供する。

(2) 効果的なモニタリング

留学生は、研究及び日常生活、さらには随伴する家族の問題等、様々な問題を抱えているが、これらの問題に適切に対応できるように、現在の実施代理機関では、受入大学・留学生毎に担当者を配置し、「2-7.モニタリング・厚生補導」で記載のサポートに加え、ケニアを含む留学生に問題が発生した際には、さまざまな取り組みを工夫して実施している。

また、問題への対応時だけでなく、定期的に実施代理機関の関係者（支所及び本部）は以下のような定量的かつ定性的な情報を活用した取り組みを行い、問題の早期解決に努めてきた。

- モニタリングデータの蓄積・分析とその活用（テキストマイニング⁷¹分析等）
- 担当者へのモニタリングの重要性とレポート作成の重要性の説明
- モニタリング担当者の定期会議、情報共有ツールの活用
- ケニア関係者とモニタリング担当者が定期的に国特有の問題について話し合い、国の背景、ケニア人の特性等を踏まえたサポート方法を検討する機会の設定
- 問題発生時の対応（災害等の緊急時以外）情報の蓄積と活用

⁶⁹ 「2-6-2.付加価値提供活動内容」を参照。

⁷⁰ 本構想の下で、JICA は「JICA 開発大学院連携プログラム（JICA Development Studies Program : JICA-DSP）」を政府開発援助の一環として行うもので、JICA の人材育成事業の枠組で来日し日本の大学の学位課程に在籍する者を対象としている。

⁷¹ テキストマイニングとは、一般的にはデータ内に隠れた価値を見出し、それを利用可能な形に変換し可視化することを目的とした文書解析ツールを用いた分析方法である。モニタリングレポートのテキストマイニングでは、膨大なテキストデータを分析するために、専門家が開発・設計した AI による文書解析ツールを使用している。この手法では、文書全体を分析して、単語の頻出だけではなく与えられた文書の中でその単語がどれだけ特徴的かを表したり、感情の傾向を可視化したりすることが可能である。

なお、テキストマイニングでは、過去に実施代理機関が実施したモニタリング報告書の内容をデータ化し、JDS 留学生の滞日中の 2 年間の研究・生活環境に対する考え方や行動と順応の変化についての傾向を分析し取りまとめ、モニタリングを担当する関係者に共有し関係者の間で把握・活用するようにしてきた。モニタリング担当者が留学生の滞日 2 年間中の考え方や行動と順応についての傾向を理解しながらモニタリングを効果的に進めることで、留学生の早期問題解決だけでなく満足度の向上にもつながるため、こういった工夫は必要不可欠である。

さらに、関係者に過去の課題及びテキストマイニングの結果の共有を行うことで、担当者が変わっても新しい担当者は早期にキャッチアップでき、モニタリングの質が常に保たれるメリットもある。

また、実施代理機関では、大学による違い（生活環境、研究の速度等）や、出身国による特徴（日本への期待、母国との研究方法の違い、家族に対する価値観の違い、生活慣習の違い等）についても、テキストマイニングにて傾向を分析して参考にしてきた。こういった傾向を参考にしつつ、来日から帰国までの留学生の生活環境への対応や心理的な揺れ動きに注意しながら、適切なモニタリングを行いかつ定性的な分析を行うことで、早期に問題を発見し解決につながる方策を提案し実践することが重要である。

JDS 留学生全体への JDS 留学経験についてのアンケート調査の結果で、ケニアだけでなく全体的に評価が高い項目の一つが実施代理機関によるモニタリング・生活支援の手厚さであることが判明している。オーストラリア政府奨学金事業やフルブライト奨学金事業等の他の奨学金事業では見られない JDS 特有のサポート制度でもあるため、引き続き留学生のモニタリングを工夫することで留学生との繋がりを強化し、事業への評価を高めることが重要である。

3-6-4. 同窓会活動の活性化に向けた取り組み

同窓会組織の設立は、帰国留学生が JDS のネットワークを活用し、日本とのつながりを維持・拡大するための有益な場となることや、同窓会を通して帰国留学生の強固なネットワークが形成・拡大され、将来的な我が国の外交資産、外交のカウンターパートとなり得ることから、JDS の目的に大きく資するものである。

「3-5. 過去の JDS の成果状況 (3) 同窓会の設立、今後の活動」に記載の通り、ケニア JDS においては、第 1 期の帰国留学生が同窓会を組織し、同窓会としての今後の活動の検討が始められ、JDS の募集勸奨への協力がすでに行われているが、現地調査時のヒアリングにおいて、第 1 期の帰国留学生は、「当面は第 2 期以降の帰国留学生の取り込みや、会の制度等の検討が優先的な課題である」と述べている。

そのため、応募勸奨や来日前のオリエンテーション、帰国後の報告会等に同窓会を積極的に関与させ、潜在的応募者や今後の帰国留学生への同窓会の存在の周知と、メンバーの取り込みを図ることが重要である。また、他国 JDS の同窓会組織の運営方法や活動事例を

紹介し、組織の立ち上げや定期的なイベントの開催を促進させることも必要である。

なお、実施代理機関は各国において、自己資金により「JDS フォローアップファンド」を創設し、JDS 帰国留学生が独自に企画するフォローアップ活動について資金面での支援を行っている。ケニア JDS は未だ帰国留学生が少ない状況にあり、自己資金での運営に課題があることにも配慮し、同窓会と実施代理機関とが連携を図りながら、活動をフォローすることが望ましい。

3-6-5. 将来的なクリティカル・マスの形成に向けた取り組み

JDS では、留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用し、また、外交的観点から対象機関における日本の影響力を拡大することを見据え、各省庁に JDS 帰国留学生の集団「クリティカル・マス」（効果発現が期待できる集団）を形成することも狙いとしている。

クリティカル・マス形成による効果発現のためには、一組織における JDS 帰国留学生の数が增えることだけでなく、JDS 帰国留学生が昇進し、政策立案に関与し得る管理職（課長補佐級以上）に占める割合が大きくなることも重要である。従って、将来的なクリティカル・マスの形成に向けては、昇進に係る帰国留学生のフォローや、昇進が期待される応募者・合格者の戦略的募集・選考も重要である。

ケニアの公務員制度では、同じ職位で2～3年勤務することが昇進の条件の一つとなっている。このことを踏まえ、今後増えていく帰国留学生の昇進状況を確認するとともに、2～3年で昇進できない帰国留学生がいれば、昇進した先輩帰国留学生から助言を得られる機会を設ける等の取り組みを行うことが望ましい。また、中長期的には、昇進できない要因や、該当する帰国留学生の所属先・部署・業務分野等の情報を蓄積し、傾向を分析することで、昇進可能性の高さの観点から、クリティカル・マスを見据えた戦略的な募集選考方法を検討することも考えられる。なお、将来的なクリティカル・マス形成を見据えた戦略的な募集選考方法は、二国間関係強化の重点協力分野に関連する省庁からの、応募者数や合格者数の実績等の状況も踏まえ、検討されることが望ましい。

以上

付 属 資 料

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業協力準備調査フロー図
3. 第一次現地調査 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
7. 対象機関の調査結果概要

調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）

氏名	役割	所属・役職
林 憲二	団長	独立行政法人国際協力機構 ケニア事務所 次長
鷹觜 悠史	協力計画 (2023 年 10 月まで)	独立行政法人国際協力機構 ケニア事務所 企画調査員
境 菜美	協力計画 (2023 年 11 月以降)	独立行政法人国際協力機構 ケニア事務所 企画調査員

< コンサルタント >

井代 純	業務主任／人材育成計画	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 部長
鈴木 洋晴	留学計画	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課 副課長
網代 健人	基礎情報収集 (2024 年 3 月まで)	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課
富永 夕綺	基礎情報収集 (2024 年 4 月以降)	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課

2023年度 JDS準備調査フロー図

	現地調査	国内作業	受入大学
2023年 7月	3-7月 (JICA/大使館/外務省) ・対象分野課題 (サブ・プログラム/コンポーネント) 表の作成 ・先方政府へのJDS事業概要説明	7月 大学への要望調査 (JICA)	
8月		8月	8月 留学生受入提案書 (調査票)
9月	9月~10月 コンサルタントによるニーズ調査 ・現地公務員制度にかかる情報収集 ・ジェンダー実態調査 ・日本語制度設計検討のための情報収集等	8月~9月 9月-10月 大学検討・調査 -受入提案書の評価 (JICA) -受入大学案の検討 (JICA) -大学情報調査 (コンサルタント)	
10月	9月~10月 【受入計画合意 1/2】 (OC/JICA調査団) ・概要・実施体制の合意 ・対象開発課題の合意 ・募集対象機関・対象層の選定/合意 ・受入大学案の協議/選定		
11月			
12月		12月-2024年1月 開発課題基本計画 (案) 作成	
2024年 1月		1月 準備調査報告書ドラフト作成	
2月		2月 概略設計の作成 外務省へ資料提出	
3月	4月【受入計画合意 2/2】 (OC/JICA調査団) ・募集選考方法等にかかる確認 ・先方政府への基本計画案確認	3月 大学に選定結果通知 (JICA)	3月 選定結果通知受領 受入準備
4月			
5月	以降、調査後の流れ		
6月	6月- ・交換公文【E/N】 ・贈与締結【G/A】	5月下旬 ・日本政府による令和6年度JDS事業の実施決定【閣議】 (6月 準備調査報告書完成)	
7月 ~ 2025年 2月	8月- 留学生募集 11月- 書類選考 健康診断 12月-2025年2月 現地専門面接		選考に参加 11月- 書類選考
3月 ~ 7月	7月 来日前研修		4月- 受入準備
8月		8月 留学生来日 来日後導入研修	
9月			9月- 入学

人材育成実学計画準備調査（ケニア国） 第一次現地調査 面会者リスト

Date	Ministry	State Department	Name- Position
Oct. 16th	Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management For Courtesy Call on the Principal Secretary For Discussion on the Minutes ①	Public Service	Amos N. Gathecha, EBS, NDC (K)- Principal Secretary David Njoroge- Secretary HRD, Jackson Alwanga- Director HRD, Wambua Stephen- Director HRD
Oct. 17th	Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management	Public Service	David Njoroge- Secretary HRD, Jackson Alwanga- Director HRD, Wambua Stephen- Director HRD
	The National Treasury and Economic Planning	Economic Planning	Ahenda C.O.- Director HRD
	Ministry of Interior and National Administration	Internal Security	M.S. Gitari- Director HRM&D, Alicve Nyathoko- Deputy Director HRM&D, Thiongo Jemimah- Deputy Director HRM&D
	Office of Attorney General	Justice	Dr. Ernest Alela- Director HRD
	Kenya Revenue Authority	-	Franklin Kiogora- Manager, HR
	County Government of Nairobi	-	Eng. Tom Achar- Acting Director for Planning Compliance and Enforcement
	Ministry of Investments, Trade and Industry	Trade	Phillip Barchok- Deputy Director HRD, Josphat Kemboi- Training section Matthew Komen- Internal trade
Oct. 18th	Ministry of Foreign and Diaspora Affairs	Foreign Affairs	Eva Njoroge Acting Director HR
	Ministry of Agriculture and Livestock Development	Crops Development	Dr. Ruth Bosire Director Human Resource and Development Timothy Melita- Senior HR Officer
	Ministry of Investments, Trade and Industry	Industry and Investment	Augustine Muthiga- HR Officer Faith Nyambura- HR Assistant
	Ministry of Co-Operatives and Micro, Small and Medium Enterprises (MSME) Development	MSME	Grace Maina- Director, HRD Dalmas Yeri- HR Officer Peninah Samamba- HR Officer Bernadette Kisese- Clerical Officer Brian Odenyo- HR Officer
	Ministry of Health	Medical Services	Nathaniel Mutekwa- Principal HR
	Ministry of Water, Sanitation and Irrigation	Irrigation	Daniel Okwiri Assistant Director HRD
	Ministry of Environment, Climate Change and Forestry	Forestry	Jackline Mwangi- Snr HR Officer
Oct. 19th	Ministry of Environment, Climate Change and Forestry	Climate Change and Environment	Mr. Kennedy Odhiambo- Director, HRM&D
	National Land Commission	-	Richard Kaikai Chief Human Resource Officer
	Ministry of Foreign and Diaspora Affairs	Diaspora Affairs	Juanita Ombima- Head of HR Caroline Nderi- Deputy HR John Njogo
	Kenya National Bureau of Statistics	-	Rose Awino- Head of HR David Marisia- Assistant Manager HRM Rachel Okuom- Training
	National Construction Authority	-	Paul Kariuki- Head, HR
	Ministry of Lands, Public Works, Housing and Urban Development	Public Works	Stella Njau- Director HRD
	Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management For Discussion on the Minutes ②	Public Service	David Njoroge- Secretary HRD, Jackson Alwanga- Director HRD, Wambua Stephen- Director HRD
Oct. 23rd	Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management For Discussion on the Minutes ③	Public Service	David Njoroge- Secretary HRD, Jackson Alwanga- Director HRD, Wambua Stephen- Director HRD
Oct. 24th	Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management For Discussion on the Minutes ④	Public Service	David Njoroge- Secretary HRD, Jackson Alwanga- Director HRD, Wambua Stephen- Director HRD
	Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology	-	Prof. Eng. Bernard W. Ikua Deputy Vice Chancellor
Oct. 25th	Kenya Industrial Research & Development Institute (KIRDI)	-	Joan Bett- Senior HR Officer
	National Environmental Management Authority	-	Wekesa Immanuel- Principal HR Officer
	Mombasa County Government	-	Dr. Roselyne Randu- Chief Officer, Education Nancy Gathigia Mwangi Gichuhi- Department of Education, Mombasa County
	Ministry of Roads and Transport	Roads	William Asande, Deputy Director, HRD Dennis Mirwoba- Director HRD
	Kenya Institute for Public Policy Research and Analysis (KIPPRA)	-	Monica Sifuna- Senior HR officer
Oct. 26th	KOICA	-	Aidah Mtende- Program Coordinator
Oct. 27th	Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management For Discussion on the Minutes ⑤	Public Service	David Njoroge- Secretary HRD, Jackson Alwanga- Director HRD, Wambua Stephen- Director HRD

HR=Human Resource, HRD=Human Resource Development, HRM=Human Resource Management, HRM&D=Human Resource Management and Development



REPUBLIC OF KENYA

**MINISTRY OF PUBLIC SERVICE, PERFORMANCE AND DELIVERY
MANAGEMENT**

**STATE DEPARTMENT FOR PUBLIC SERVICE
HRD DIVISION**

**MINUTES OF THE OF THE SURVEY COMMITTEE OF THE PROJECT FOR
HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP**

List of the Survey Committees

Kenyan Side

<u>Name</u>	<u>Title</u>
David K. Njoroge	Secretary HRD, State Department for Public Service
Jackson Alwanga	Director, State Department for Public Service
Fred Nyasimi	Deputy Director, State Department for Public Service
Simon Gichuki	Assistant Director, State Department for Public Service
Denis Mutahi	Director HRD, State Department for Public Service

Japan Side

<u>Name</u>	<u>Title</u>
Kenji Hayashi	Senior Representative, JICA Kenya Office (Team Leader)
Yuji Takahashi	Project Formulation Advisor, JICA Kenya Office
Nami Sakai	Project Formulation Advisor, JICA Kenya Office
Simon Kariuki	Programme Officer, JICA Kenya Office
Jun Ishiro	JICA Survey Member
Yosei Suzuki	JICA Survey Member
Kento Ajiro	JICA Survey Member
Sati Arthur	JICA Survey Member

Background

In response to a request from the Government of the Republic of Kenya (hereinafter referred to as “Kenya”), Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as “the JICA Team”) to Nairobi from October 16th to October 27th, 2023. in respect of “the Project for Human Resource Development Scholarship” phase2 (hereinafter referred to as “the JDS Project”) to be implemented in Kenya. During the first phase (FY 2020-2023), the JDS Project has been successfully implemented by sending 29 Master’s and 2 Doctoral students to Japan (9 of them have returned after acquiring the degrees). As a follow up to the first phase, the Government of Kenya requested for implementation of the second phase. A survey has been conducted to identify the relevance of the second phase through discussions with State Department for Public Service, Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management (hereinafter referred to as “SDPS”) and other relevant target public organizations/institutions.



/c.

**MINUTES OF DISCUSSIONS
ON THE PREPARATORY SURVEY OF
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP
TO THE REPUBLIC OF KENYA**

Introductory Statement

The Minutes of Discussions are a fundamental component in the preparation process for the second phase of the JDS Program. It is expected that both JICA and SDPS understand the importance of the Minutes of Discussions to facilitate the next phase of the program. The meeting was briefed by the JICA team that the purposes of the survey was to inform on:

- (i) Framework of the JDS project from Japanese fiscal year 2024 to 2027 to be implemented under Japan's grant aid;
- (ii) Designing the outline of the JDS project through collecting basic information on human resource development for public servants in Kenya;
- (iii) The outline of the JDS Project to the relevant parties of Kenya and
- (iv) Estimation of overall costs of the first cycle, that is a period of five years, of the JDS project.

I. Objective of the JDS Project

The JICA Preparatory Survey Team objective of the JDS Project is to support human resource development in recipient countries of Japanese Grant Aid, through highly capable, young public servants and others, who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS Fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS Fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

II. Framework of the JDS Project

1. Project Implementation

The meeting was informed that the JDS Project is implemented under "Flowchart of

 K

JDS Project for the Succeeding Four Batches (ANNEX 2)".

2. Implementation Coordination

In order to strengthen coordination with human resource strategy for public servants of Kenya, the meeting was informed that the Operating Committee consists of the organizations as follows:

(1) Implementing Organization

The State Department for Public Service, Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management (hereinafter referred to as "SDPS") is responsible for administrative matter of JDS, and therefore SDPS is regarded as the Implementing Organization.

(2) Operating Committee

The Committee is composed of the representatives from the following organizations.

Kenyan side

- SDPS (Co-Chair)
- The National Treasury and Economic Planning

Japanese Side

- JICA Kenya Office (Co-Chair)
- Embassy of Japan in the Republic of Kenya

(3) Agent for the Project Implementation

An agent recommended by JICA will facilitate the implementation of the project.

3. Target Areas of the JDS Project

Based on the discussions held between JICA and SDPS, the meeting was informed of target priority areas as Sub-Program and target development issues as Component and are identified as below.

Priority Area as Sub-Program 1 :

Improvement of Administrative Functions

Development Issue as Component

- 1-1. Improvement of Administrative Capacity of Central and Local Governments
- 1-2. Capacity Building for Economic Planning / Policy and Public Financial

 K.

Management / Public Investment Management

1-3. Capacity Building for Legal Development and Operation

1-4. Capacity Building for Urban and Regional Development Plans / Policies

4. Target Organizations

Based on the discussion held between JICA and SDPS, the target organizations were identified as ANNEX 3 “Framework of Acceptance for the Program for Human Resource Development Scholarship (JDS) in Kenya”.

The meeting was informed that the target organizations shall be reviewed according to the result of recruitment / selection, discussed and decided in the Committee.

5. Maximum Number of JDS Fellows (Master’s Program)

The total number of JDS Fellows for the first batch in Japanese fiscal year 2025 shall be at twelve (12) and this number would indicate the maximum number per batch for four batches, from Japanese fiscal year 2025 to 2028.

6. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University

Based on the discussion held between JICA and SDPS, the meeting was informed that the educational programs of following universities would be suitable to the development issues in Kenya.

1) Development Issue as Component :

1-1. Improvement of Administrative Capacity of Central and Local Governments

University:

- National Graduate Institute for Policy Studies, Graduate School of Policy Studies
(2 slots)
- Hiroshima University, Graduate School of Humanities and Social Science /,
Graduate School of Innovation and Practice for Smart Society Social
Innovation Science (SIS) (2 slots)

2) Development Issue as Component :

1-2. Capacity Building for Economic Planning / Policy and Public Financial
Management /

Public Investment Management

University:

 /C

- International University of Japan, Graduate School of International Relations
International Development Program (IDP) (3 slots)

3) Development Issue as Component :

1-3. Capacity Building for Legal Development and Operation

University:

- Kyushu University, Graduate School of Law LL.M. Program (2 slots)

4) Development Issue as Component :

1-4. Capacity Building for Urban and Regional Development Plans / Policies

University:

- Toyo University, Graduate School of Global and Regional Studies Course of
Regional Development Studies (3 slots)

7. PhD Program in Japan under the JDS Project

PhD program would be offered for the maximum 1 slot per batch.

8. Basic Plan for Each Component

The JICA Preparatory Survey Team explained a Basic Plan for each component (ANNEX 4), which included the background, project objectives, summary of the activities of the project and other, would be prepared for mutual understanding between JICA and SDPS during the Preparatory Survey.

The Committee was informed that the necessary meeting arrangement would be taken for preparation of the Basic Plan for each component.

9. Monitoring and Evaluation

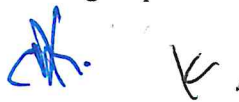
The meeting was informed that monitoring and evaluation of JDS graduates would be done actively by the Government of Kenya in collaboration with JICA for expanding their outcomes and human network.

III. Undertakings of the Project

The meeting proposed the undertakings of the Project as described in ANNEX 5.

IV. Project Monitoring Report on JDS

The meeting proposed the Project Monitoring Report on JDS (hereinafter referred to



as “the PMR” and Submission form as provided for in ANNEX 6.

V. Important Matters Discussed

1. Strategic recruitment and selection of candidates

It was recommended that both JICA and SDPS would make efforts towards strategic recruitment and selection of candidates to increase participation from organizations which contribute to bilateral relations between Kenya and Japan as well as enhancing the career path of JDS fellows.

2. Initiatives to Promote Gender Equality

The meeting was informed that during the first phase of the JDS project almost equal number of officers were selected from both genders. Therefore, both JICA and SDPS will continue working for gender equality through gender-oriented initiatives such as information sessions, recruitment and selection, as well as to provide training and networking opportunities and career development after returning to Kenya.

ANNEX 1: Flowchart of the Preparatory Survey

ANNEX 2: Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches

ANNEX 3: Framework of Acceptance for the Program for Human Resource Development Scholarship (JDS) in Kenya

ANNEX 4: JDS Basic Plan for the Target Priority Area (Draft)

ANNEX 5: Undertakings of the Project (Draft)

ANNEX 6: Project Monitoring Report on JDS(Draft)

Nairobi, November 22nd, 2023

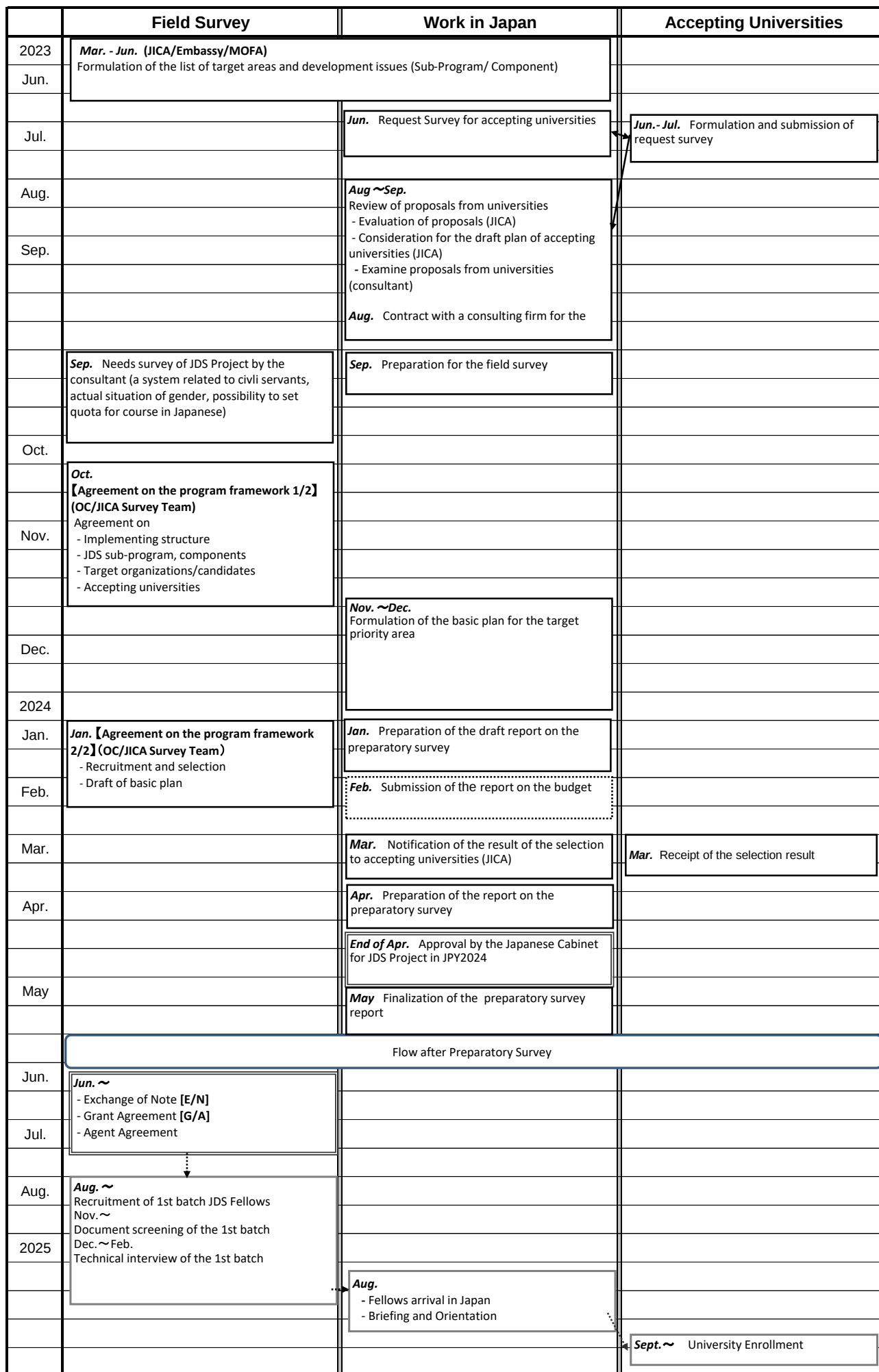


HAYASHI Kenji
Leader
Preparatory Survey Team
Japan International Cooperation Agency

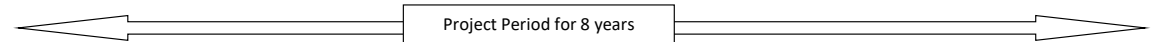
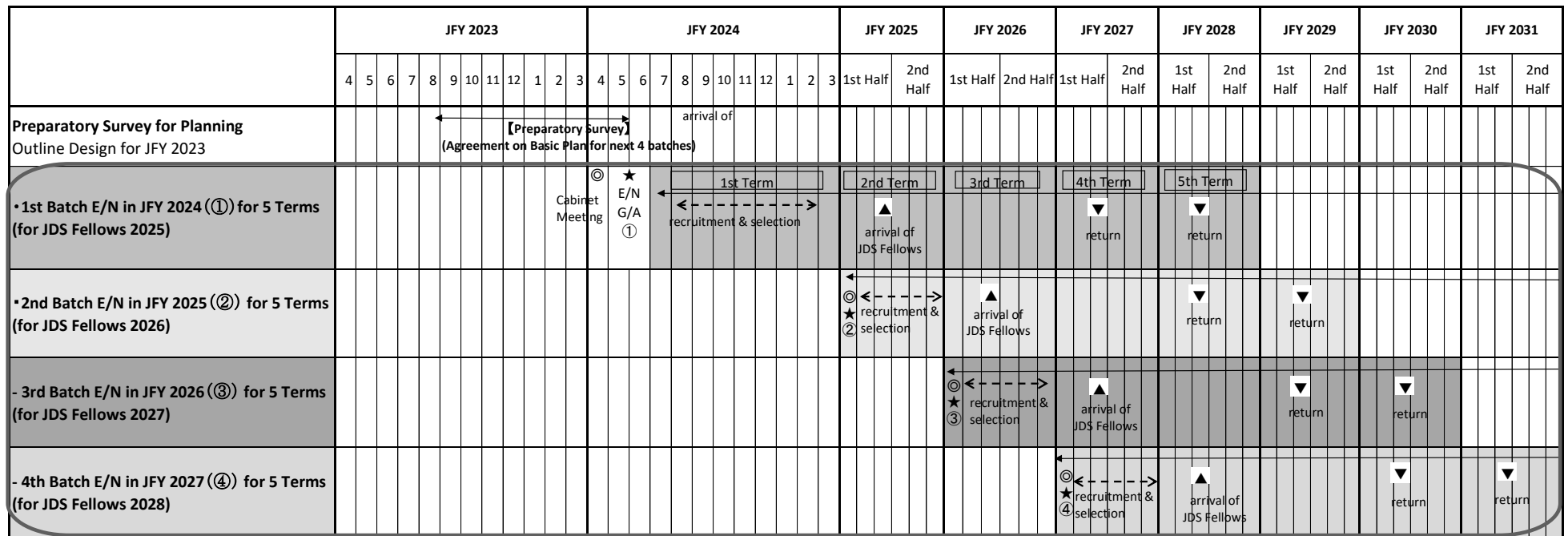


David K. Njoroge
Secretary, HRD
State Department for Public Service
Ministry of Public Service, Performance
and Delivery Management

Flowchart of the Preparatory Survey of JDS Project



Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches



Framework of Acceptance for JDS in Kenya

Sub-Program (JDS Priority Areas)	Components (JDS Development Issues)	Number of Fellows	Accepting University	Slot	Possible Fields of Study	Tentative List of Target Organizations
Improvement of Administrative Functions	1 Improvement of Administrative Capacity of Central and Local Governments	4	Hiroshima University Graduate School of Humanities and Social Sciences Graduate School of Innovation and Practice for Smart Society	2	•Political Economy, Governance / Administration •Local administration, Decentralization, Local autonomy	•Ministry of Foreign and Diaspora Affairs •Ministry of Interior and National Administration •The National Treasury and Economic Planning •Ministry of Investments, Trade and Industry •Ministry of Agriculture and Livestock Development •Ministry of Health •Ministry of East African Community(EAC), The ASALS and Regional Development •Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management •Ministry of Gender, Culture, the Arts and Heritage •Counties* • Public Universities and Research Institutes (PhD programme only)**
			National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS) Graduate School of Policy Studies	2	•International relations •Public health policy •Food safety and security	
	2 Capacity Building for Economic Planning / Policy and Public Financial Management / Public Investment Management	3	International University of Japan (IUI) Graduate School of International Relations (GSIR)	3	•Theoretical economics (Macro, Micro) •Public financial management / Public investment •Industrial policy •Financial policy •Debt management •Healthcare finance	•The National Treasury and Economic Planning •Central Bank of Kenya •Kenya Revenue Authority •Kenya National Bureau of Statistics •Ministry of Health •Ministry of Roads and Transport •Ministry of Lands, Public Works, Housing and Urban Development •Ministry of Energy and Petroleum •Ministry of Co-Operatives and Micro, Small and Medium Enterprises (MSME) Development •Counties* • Public Universities and Research Institutes (PhD programme only)**
	3 Capacity Building for Legal Development and Operation	2	Kyushu University Graduate School of Law	2	•Administration related laws •Business-related laws •International relations laws (Business, Marine etc.)	•Office of Attorney-General (The State Law Office) •Office of Director of Public Prosecutions •Counties* • Public Universities and Research Institutes (PhD programme only)**
	4 Capacity Building for Urban and Regional Development Plans / Policies	3	Toyo University Graduate School of Global and Regional Studies	3	•Urban development planning •Regional development / Local development planning •Urban infrastructure planning (Transportation, Water and sewage, Waste, etc.) •Environmental management, Climate change countermeasures	•Ministry of Roads and Transport •Ministry of Lands, Public Works, Housing and Urban Development •National Land Commission •Ministry of Water, Sanitation and Irrigation •Water Resource Authority •Ministry of Environment, Climate Change and Forestry •National Environmental Management Authority •Counties* • Public Universities and Research Institutes (PhD programme only)**
Maximum Number per year		12	* Officers who involve in the planning and development of the Government's Policies in the Counties may be selected during the selection process ** Researchers in the Reserach Institutes under the relevant Ministries and Public Universities that involve in the planning and development of the Government's Policies may be selected during the selection process			

The Project for Human Resource Development Scholarship (JDS)
Basic Plan for the Target Priority Area (Draft)

Basic Information of Target Priority Area (Sub Program)

1. Country:
2. Target Priority (Sub-Program) Area:
3. Operating Committee:

Itemized Table 1-1

1. Outline of Sub-Program / Component

(1) Basic Information

1. Target Priority (Sub-Program) Area:
2. Component:
3. Implementing Organization:
4. Target Organization:

(2) Background and Needs (Position of JDS in Development Plan of the Republic of Kenya)

(3) Japan's ODA Policy and Achievement (including the Republic of Kenya)

Relevant Projects and Training Programs of JICA Kenya Office:

2. Cooperation Framework

(1) Project Objective

The objective is to strengthen the government's administrative capacities in the country, through providing opportunities to obtain the Master's degree to the young capable government officials who are expected to play leadership roles to contribute to the socio-economic development of the country. It also aims to build a human network, and eventually strengthen the bilateral relationship / partnership between Japan and Kenya.

(2) Project Design

- 1) Overall goal
- 2) Project purpose

(3) Verifiable Indicators

- 1) Ratio of JDS participants who obtain Master's degree
- 2) Enhancement of the capacity of JDS returned participants on research, analysis, policy making and project operation/ management after their return.
- 3) Policy formulation and implementation by utilizing the study outcomes of JDS returned participants.

(4) Number of JDS Participants and Accepting University

Graduate School of X X X fellows / year total X fellows / 4 years

(5) Activity (Example)

Graduate School of XXXXX

Target	Contents/ Programs to achieve target
1) Before arrival in Japan	
Pre-departure preparation in Kenya in order for the smooth study/ research in Japan	
2) During study in Japan	
3) After return	
Utilization of outcome of research	

(6)-1 Inputs from the Japanese Side

- 1) Expenses for activities of Special Program provided by the accepting university before, during, and after studying in Japan (e.g. preparatory instructions including local activities, special lectures and workshops, follow-up activities after returning home)
- 2) Expenses for studying in Japan (e.g. travel expenses, scholarships during stay in Japan, examination fees, tuition fees, etc.)
- 3) Expenses for supports during stay in Japan (e.g. monitoring, daily life support, etc.)

(6)-2 Input Duration and the Number of JDS Fellows

1 batch X fellows × 4 years = X fellows

From the year 2025 (Until 2027) : X fellows, From the year 2026 (Until 2028) : X fellows

From the year 2027 (Until 2029) : X fellows, From the year 2028 (Until 2030) : X fellows

(7) Inputs from the Kenyan Side

- 1) Dispatch of JDS fellows
- 2) Follow - up activities (e.g. providing opportunities for JDS returned fellows to share/disseminate the knowledge they acquired in Japan at their organizations/ other priority organizations)

(8) Qualifications

1) Work Experience:

- Must be a Public servant of Kenya and currently employed in the Target Organizations with permanent status.
- Required more than 2 years of work experience as a public servant. including a period of probation as a permanent and pensionable employee at the time of application (Part time jobs and volunteer activities are not counted as work experience).

2) Others:

- Nationality: Must be citizens of the Republic of Kenya.
- Mentally and physically in good health.
- Age: Between 22 and 39 years old (inclusive) as of April 1, in the year of dispatch.
- Those who have Bachelor's Degree.
- Those who have obtained or are scheduled to obtain a Master's or higher degrees overseas under the support of foreign scholarship are ineligible.
- Those who are enlisted military personnel are ineligible.
- Have a good command of English at graduate school level.

Undertakings of the Project (Draft)

(1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as “the Committee”) in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after signing of the G/A	SDPS	N/A	
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairperson of the Committee	Within 1 month after signing of the G/A	SDPS	N/A	
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after signing of the G/A	SDPS /TNT	N/A	
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after the signing of the contract	SDPS /TNT	N/A	
5	To bear the following commissions to a bank in Japan for the banking services based upon the B/A				
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the contract	SDPS	approx. JPY6,000.-	
	2) Payment commission for A/P	Every payment	SDPS	approx. 0.1% of the payment amount	

6	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	SDPS	N/A	
7	To organize the Committee meeting	During the Project	SDPS	N/A	
8	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services are exempted	During the Project	SDPS	N/A	
9	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	SDPS	N/A	
10	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	SDPS	N/A	
11	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project	SDPS	N/A	
12	To ensure the safety of persons engaged in the implementation of the Project in the country of the Recipient	During the Project	SDPS	N/A	
13	1) To submit Project Monitoring Report on JDS to JICA	Every half year	SDPS	N/A	
	2) To submit Project Monitoring Report on JDS (final)	After completion of the Project	SDPS	N/A	
14	To ensure that the knowledge acquired by the Kenyan physical persons as a result of the Grant is not used for military purposes	After completion of the Project	SDPS	N/A	

(B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to Pay, N/A: Not Applicable, SDPS: State

Department for Public Service Ministry of Public Service, Gender and Affirmative Action, TNT: The National Treasury and Economic Planning)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellow's returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		XXX

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient.

<u>Project Monitoring Report</u> <u>on</u> <u>JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship in</u> <u>Country Name) Grant Agreement No. XXXXXXXX</u> 20XX, Month

Organizational Information

Signer of the G/A (Recipient)	Person in Charge (Designation)
	Contacts Address: Phone/FAX: Email:
Executing Agency	Person in Charge (Designation)
	Contacts Address: Phone/FAX: Email:
Agent	Person in Charge (Designation)
	Contacts Address: Phone/FAX: Email:

General Information:

Project Title	JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship)
E/N	Signed date: Duration:
G/A	Signed date: Duration:
Source of Finance	Government of Japan: Not exceeding JPY _____ mil. Government of (____): 1) Advising commission of A/P approx. JPY6,000 2) Payment commission for A/P approx. 0.1% of the payment amount

1: Project Description

1-1 Project Objective

The purpose of JDS Project is to support human resource development in developing countries that receive Japanese grant aid through accepting highly capable, young government officials, who are expected to engage in formulating and implementing social economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

1-2 Project Rationale

- Higher-level objectives to which the project contributes (national/regional/sectoral policies and strategies)
- Situation of the target groups to which the project addresses

JDS project will contribute to the human resource development of XX's government officials based on Japan's knowledge and will improve their policy management capacity in the development issues to be addressed. This is fully consistent with the cooperation policy and analysis of Japan and JICA.

Target groups: The number of young government officials who will obtain degrees (master's and doctoral degrees) will be XX persons/term. (JDS promotes the participation and capacity development of female civil servants in order to promote gender equality and women's empowerment).

1-3 Indicators for measurement of "Effectiveness"

Quantitative indicators to measure the attainment of project objectives		
Indicators	Original	Target
Degree completion	(Number of Fellows)	(Degree completion rates)
Master's degree		95%
Doctor's degree		65%
Qualitative indicators to measure the attainment of project objectives		
- Young government officials in recipient countries will acquire degrees (master's and doctoral degrees) in Japan and acquire expert knowledge that will contribute to solving of the social and economic development issues that their countries are facing. - After returning to their home countries, they will contribute engage in formulating and implementing social and economic development policies/plans and are expected to become leaders in their countries, thereby strengthening the functions of those organizations and strengthening the relationship with Japan. - The project will contribute to the strengthening of bilateral relations and promoting of friendship, the enhancement of international competitiveness of accepting universities, etc., and the strengthening of international intellectual networks through the acceptance of international students. - The project will foster female government officials who can exercise leadership in solving issues in their own countries, not only by studying for degrees at graduate schools in Japan, but also by providing training for career development, etc.		

2: Details of the Project

2-1 Implementation Schedule

Term	Items	Original		Actual
		(proposed in the outline design)	(at the time of signing the Grant Agreement)	

Reasons for any changes of the schedule, and their effects on the project (if any)

2-2 Obligations by the Recipient (Progress of Specific Obligations) See Attachment 1.

2-3 Agent Fee and Scholarship Costs borne by the Grant

	Item	Original (proposed in the outline design)	Actual (in case of any modification)
Term 1	Agent Fee	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
	Scholarship Cost	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
Term 2	Agent Fee	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
	Scholarship Cost	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
Term 3	Agent Fee	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
	Scholarship Cost	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
Term 4	Agent Fee	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
	Scholarship Cost	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
Term 5	Agent Fee	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
	Scholarship Cost	JPY ***, ***, 000	JPY ***, ***, 000
Total			

2-4 Executing Agency

- Organization's role, financial position, capacity, cost recovery etc,
- Organization Chart including the unit in charge of the implementation and number of employees.

Original (at the time of outline design)

name:

role:

financial situation:

institutional and organizational arrangement (organogram):

human resources (number and ability of staff):

Actual (PMR)

3: Evaluation and Monitoring Plan (after the completion of the JDS Project)

3-1 Overall evaluation

Please describe your overall evaluation on the project.

3-2 Lessons Learnt and Recommendations

Please raise any lessons learned from the project experience, which might be valuable for the future assistance or similar type of projects, as well as any recommendations, which might be beneficial for better realization of the project effect, impact and assurance of sustainability.

3-3 Monitoring Plan of the Indicators for Post-Evaluation

Please describe monitoring methods, section(s)/department(s) in charge of monitoring, frequency, the term to monitor the indicators stipulated in 1-3.

Attachment

1. Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant
2. Schedule of Payment
3. Semi Annual Report by the Agent / Final Report by the Agent
4. Report on Proportion of Procurement (Recipient Country, Japan and Third Countries)
(PMR (final)only)

DRAFT

Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

The following obligations of the Recipient are mentioned in Grant Agreement signed on dd, mm, yyyy. The progress of obligations is as following table.

(1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after the signing of the G/A	XXX	N/A	
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairperson of the Committee	Within 1 month after the signing of the G/A	XXX	N/A	
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after the signing of the G/A	XXX	N/A	
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after the signing of the contract	XXX	N/A	
5	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the B/A		XXX		
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the contract	XXX	approx. JPY6,000.	
	2) Payment commission for A/P	Every payment	XXX	approx. 0.1% of the payment amount	
6	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	XXX	N/A	
7	To organize the Committee meeting	During the Project	XXX	N/A	
8	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services are exempted	During the Project	XXX	N/A	
9	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	XXX	N/A	
10	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	XXX	N/A	
11	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project	XXX	N/A	
12	To ensure the safety of persons engaged in the implementation of the Project in the country of the Recipient	During the Project	XXX	N/A	
13	1) To submit Project Monitoring Report on JDS	Every half year	XXX	N/A	

	2) To submit Project Monitoring Report on JDS (final)	After completion of the Project	XXX	N/A	
14	To ensure that the knowledge acquired by the XXX physical persons as a result of the Grant is not used for military purposes	After completion of the Project	XXX	N/A	

(B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to Pay, N/A: Not Applicable)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		XXX

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient

Schedule of Payment

Note: "Terms of Payment" should be the same as specified in the contract document.
In case of the project whose budget of the grant is appropriated in multiple Japanese fiscal years, please add the budget term (Term 1, Term 2...).
(「Terms of Payment」欄には、契約書規定の支払条件を記入してください。また、国債案件の場合は、該当ターム(Term 1, Term 2...)を併記してください。)

Note: In the "Payment Schedule" column, please specify the date(s) as follows;
- Payment Schedule (original/revised): the date when the necessary documents are to be submitted to the company's main bank.
- Actual Date of Payment: the date when the payment was executed/completed.
(「支払請求予定時期」に記載する予定年月日は自社の取引銀行への支払書類提出予定日、実績は着金日を記入すること。)

2022/11/10
Revised 20XX/XX/XX
Revised 20XX/XX/XX

Project Title	JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship)
Country	
G/A	Signed date:
Agent	
Contract	Signed date:

1.Agent Fee

Time for Completion:
Date of issue of Authorization to Pay (A/P):

Date of concurrence:
Deadline of presentation of the required document stipulated in A/P:

	Term	Amount 当初計画金額	実支出額	Terms of Payment 支払条件	Payment Schedule (original/revised) and Actual Date of Payment 支払請求予定日/着金日	Reason for Change in Payment Schedule 支払請求予定日 変更理由
Advance Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022(Actual)	
First Interim Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		5+1+11-2023 (Original) 5-MAR-2023(Revised 1) 15 MAY, 2023(Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Second Interim Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Third Interim Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Interim Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Interim Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Interim Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		19 DEC, 2023 (Original)	
Seventh Interim Payment/Final Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		20 DEC, 2023 (Original)	
Eighth Interim Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		21 DEC, 2023 (Original)	
Final Payment		XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2025(Original)	
Total						

2.Scholarship Cost

Time for Completion:
Date of issue of Authorization to Pay (A/P):

Date of concurrence:
Deadline of presentation of the required document stipulated in A/P:

	Term	Amount 当初計画金額	実支出額	Terms of Payment 支払条件	Payment Schedule (original/revised) and Actual Date of Payment 支払請求予定日/着金日	Reason for Change in Payment Schedule 支払請求予定日 変更理由
First Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022(Actual)	
Second Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		5+1+11-2023 (Original) 5-MAR-2023(Revised 1) 15 MAY, 2023(Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
First Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022(Actual)	
Second Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		5+1+11-2023 (Original) 5-MAR-2023(Revised 1) 15 MAY, 2023(Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
First Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022(Actual)	
Second Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		5+1+11-2023 (Original) 5-MAR-2023(Revised 1) 15 MAY, 2023(Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
First Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022(Actual)	
Second Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		5+1+11-2023 (Original) 5-MAR-2023(Revised 1) 15 MAY, 2023(Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment/Final Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
First Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022(Actual)	
Second Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		5+1+11-2023 (Original) 5-MAR-2023(Revised 1) 15 MAY, 2023(Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
Total						

Sample of Contents for the Semi Annual Report by the Agent
And Final Report by the Agent

I. Services Provided by the Agent

1. Opportunity Providing Services
2. Expenses Transfer Service of the Scholarship Costs
3. Others

II. Special Notes Related to JDS Fellows

1. Academic Studies
2. Daily Life
3. Early Return
4. The Special Program

III. Problems and Countermeasures

1. Supporting Recruitment
2. Supporting Selection
3. Follow-up Seminar
4. Academic Placement
5. Others

Appendix

1. List of JDS Fellows who enrolled in yyyy
2. List of Special Program Activities JFYyyyy
3. Framework of JDS Master's Degree Program
4. Qualifications and Requirements for Applicants for JDS Master's Degree Program
5. Summary of Recruitment Activities for JDS Master's Degree Program
6. Recruitment Tool (Poster/Flyer)
7. List of Interviewers for JDS Master's Degree Program Technical Interview
8. List of Final Successful Candidates for JDS Master's Degree Program
9. Analysis of Applicants and Final Successful Candidates for JDS Master's Degree Program
10. Transition of Number of Applicants in Each Selection Stage for JDS Master's Degree Program
11. Qualifications and Requirements for Applicants for JDS Doctoral Degree Program
12. Summary of Recruitment Activities for JDS Doctoral Degree Program
13. List of Final Successful Candidates for JDS Doctoral Degree Program
14. Networking Event with Japanese Government Officials JFYyyyy
15. List of Graduates in this Period

Report on Proportion of Procurement

	Agent Fee	amount(JPY)	Proportion of Procurement	Scholarship Cost	amount(JPY)	Proportion of Procurement
Term 1	Advance Payment			1st		
	First Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 2	Second Interim Payment			1st		
	Third Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 3	Fourth Interim Payment			1st		
	Fifth Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 4	Sixth Interim Payment			1st		
	Seventh Interim Payment/ Final Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		

				6th		
Term 5	Eighth Interim Payment			1st		
	Final Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		

Date:

Ref. No.

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

JICA XXX OFFICE

[Address specified in the Article 5 of the Grant Agreement]

Attention: Chief Representative

Ladies and Gentlemen:

NOTICE CONCERNING PROGRESS OF PROJECT

Reference : Grant Agreement, dated 署名日 (signed date of the G/A), for JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship)

In accordance to the Article 6 (3) of the Grant Agreement, we would like to report on the progress of the Project up to the following stages:

[Common]

- ☐ During the JDS Project [Semi annually]
☐ Completion of the JDS Project
☐ Other _____

Please see the details as per attached Project Monitoring Report (PMR).

Very truly yours,

[Signature]

[Name of the signer]

[Title of the signer]

[Name of the executing agency]

cc:

Director General

Financial Cooperation Implementation Department

Japan International Cooperation Agency

[Address specified in the Article 5 of the Grant Agreement]

重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	4期分の受入人数（案）				
				第1期	第2期	第3期	第4期	計
1 行政機能の改善	1-1 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上	広島大学大学院	人間社会科学研究科/ スマートソサイエティ実践 科学研究院	2	2	2	2	8
		政策研究院大学大学院	政策研究科	2	2	2	2	8
	1-2 1-2. 経済計画/ 政策及び公共財政管理/ 公共投資管理に係る能力向上	国際大学	国際関係学研究科	3	3	3	3	12
	1-3 1-3. 法律策定・運用に係る能力向上	九州大学大学院	法学研究院	2	2	2	2	8
	1-4 1-4. 都市および地域開発計画/ 政策に係る能力向上	東洋大学	国際学研究科	3	3	3	3	12
合計				12	12	12	12	48

人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：ケニア共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政機能の改善
3. 運営委員会：公共サービス・実績・実施管理省公共サービス局（State Department for Public Service、SDPS）、財務・経済計画省、在ケニア日本国大使館、JICA ケニア事務所

個表 1-1

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

（1）基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政機能の改善
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上
3. 対象機関：事業枠組みを参照

（2）背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ケニア政府は、長期開発計画である「Vision2030」を掲げ、また 2022 年までの重点政策分野として BIG4 を推進することで社会経済の発展による改革に取り組んでいるが、各開発課題を取り扱う行政組織が縦割り構造であることに加えて、計画の実施段階における行政官の経験や能力が総じて十分ではない状況にある。このため幅広い分野の行政官育成を通じ、行政能力の向上（政府内の調整能力向上を含む）と制度構築が望まれている。ケニアの政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官の人材育成を支援することは、我が国の主要外交政策である「法の支配」（ガバナンス能力強化）や「経済的繁栄の追求」（人的連結性）にも合致するものである。

（3）我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ケニア共和国 国別開発協力方針」（2020 年 9 月）及び対ケニア共和国事業展開計画（2022 年 4 月）にて、持続的な経済・社会の発展の促進を基本方針として定め、ケニア政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を、長期研修及び本邦研修等により支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICA は政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

【関連する JICA 事業】

個別専門家：

- ・大統領府アドバイザー

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

(2) 案件目標

① 上位目標

対象機関となっている中央政府の省庁及び地方政府の体制・能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

② プロジェクト目標

対象機関における若手職員の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。

(3) 目標の指標

① 留学生の修士号取得

② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

(4) 受入計画人数及び受入大学

広島大学大学院 人間社会科学研究科 2人/年 計8名/4年

政策研究院大学院大学 (GRIPS) 政策研究科 2人/年 計8名/4年

(5) 活動

1) 広島大学大学院 人間社会科学研究科・スマートソサイエティ実践科学研究院

目標	内容・目標達成手段
① 留学前	
留学前の事前研修	・特別プログラムを利用して、受入予定の学生に対して事前研修が行われる。基礎的な経済学の教材を受入学生に提供し、経済学の基本的知識を習得する。この事前研修を通し、入学後、JDS 留学生が大学院レベルの講義・演習および自身の研究を円滑に進めるための体制が築かれる。
② 留学中	
政策分析能力獲得のための基礎知識の習得	・経済学や社会科学の基礎科目を履修することで、政策分析能力を獲得するための基礎を学ぶ。 ・さらに個々の学生の関心に応じ応用科目（選択科目）を履修し、より高度な専門知識・技法を習得する。（例：候補者（留学生）からの希望があれば保健政策等の科目について先進理工系科学研究科理工学融合プログラム等の科目の履修が可能） ・ゼミの授業を通し、研究計画、文献レビュー、学術プレゼンテーション、学術論文執筆について学び、エビデンスに基づく政策立案やガバナンスに向けた科学研究に必要な基礎的スキル（分析手法、結果の解釈）を身に

	つける。 ・上記以外にも、本プログラムでは、日本の社会開発経験など多彩な講義・セミナーを受講する。
課題発見能力及び実践的な解決策提案能力の習得	・特別講義や特別演習、サマーコース、フィールドワーク、インターンシップなどの実践科目を通じて、学際的かつ複合的な解決手段が望まれる政策課題に対処するための実践的な知識・技術を習得する。
現場での実践力と応用力の習得	特別プログラムとして以下の活動を実施する。 ・各種セミナーを通じて、他大学や研究所で研究する専門家と議論し、政府・国際機関の実務家からの実践的な知識を習得するための機会を提供する。 ・研究推進の補助として、留学生の研究分野に最低限必要となる研究資料や関連図書、データベース、統計分析のためのソフトウェアを支給する。 ・博士後期課程の学生をメンターとして雇用し、研究推進上のアドバイスが受けられる体制を整える（メンター制度）。 ・英語での修士論文作成のために必要不可欠な知識と技術を学ぶ機会、また専門性を有したネイティブスピーカーによる英文校閲機会を提供する。 ・学生研究グラントを通じて、現地調査（フィールドワーク）など、留学生自身が計画・立案する研究活動に対し渡航費や研究費を補助する。 ・JICA 開発大学院連携として、2015 年より九州大学や熊本大学と連携して国際セミナーを開催し、研究成果を報告するだけでなく、情報交換や学術交流の場を設けている。
③ 帰国後	
JDS 修了後のフォローアップ	特別プログラムを利用し、帰国後 1～2 年後の帰国留学生を対象とし、最新の研究成果を開発現場に還流・実装させるため、オンラインもしくは現地におけるフィードバックセミナーを開催する。セミナーでは、開発課題解決のための科学的・学術的な見地からコンサルティングを行うとともに、留学で得た知識の活用状況を把握する。これにより、留学で得た知識や技術が、所属先においてより効果的に用いられるようプログラムを改善する。

2) 政策研究大学院大学 政策研究科

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
公共政策に関する研究の準備	・公共政策を分析・設計するのに必要な基礎的な知識を習得するため、どのような科目を履修するか、カリキュラム及び履修可能科目のシラバスを通して検討しておく。 ・興味のあるテーマに関して、先行研究の文献やデータの有無をリサーチする。
学術英語の復習	・英語文献を読むなどして、英語で修士課程の授業を円滑に受けられるよう、学術英語をブラッシュアップしておく。
②留学中	
4 分野における専門的な知識の習得	・4 つの政策専門領域（経済政策、国際開発政策、国際関係、公共政策）から一つ分野を選択し、より専門的な知識を習得していく。多様な選択科目では視野を広げたり知識を深めたりすることができ、同時に、政策実務担当者・経験者による実用性を重視した高度な教育も実施する。 ・Policy Debate Seminar では、自身の政策提言を報告し、問題意識を共有する学生とともに、その妥当性や実現可能性について討論する。自ら提案した課題と解決策について批判的に分析し、それを実践する際に必要なリーダーシップを涵養する。 ・各留学生の出身国・地域に焦点を当てつつ現実の政策課題を取り上げ、解決策に関して研究計画を作成する。 ・基礎・応用科目で学んだ知識・手法を適用しつつ、専門教員による論文指導を受け、政策課題の解決策を具体的に策定し、その研究内容を Policy Paper、論文としてとりまとめる。 ・研究内容を中間発表会、最終発表会で口頭報告し、自身の政策提案を実現させるためのプレゼン能力を強化する。
実践的知識の習得	・「GRIPS フォーラム」を継続開催し国内外の各界のリーダー（政府高官、政治家、行政官、産業界の実務家、研究者等）を招いて講演会を開きロールモデルを提示する。 ・夏期に「サマープロクグラム」を実施し Academic Writing に関するワークショップや学生の関心に合わせたワークショップを開講する。人材ネットワーク強化や実地調査による視野拡大を目指し、公的機関や企業へのフィールド・トリップへの参加機会を提供する。

	・特別プログラムとして、民間連携の一環として、日本の企業を訪問し、日本の経済や企業文化を学ぶことを通して、日本の経済発展について考察し、理解を深める機会を提供する。 ・特別プログラムとして、一泊二日のフィールドトリップを大学全体で企画し、日本の地方都市視察や文化等の体験を通して、日本社会・文化への理解を深める機会を提供する。
③帰国後	
人的ネットワークの構築	修了生は「GRIPS/GSPS 同窓会」に加わり、強力な人的ネットワークを活用する。同窓会は Facebook を中心に双方向のネットワークを構築しており、また教員が海外に出張する際には、各国で頻繁に同窓会を開催し、修了生のニーズを踏まえたセミナー等を実施することにより、このネットワークを維持・強化する。また、オンラインで開催するセミナー等は帰国留学生にも共有され、別の年度の修了生や在学生との間の交流の機会を GRIPS Global Connect として設けてネットワークを促進する。

(6)－1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6)－2 投入期間・人数

1 バッチ 4 名 × 4 カ年 =16 名

2025 年（～2027 年修了）：4 名 2026 年（～2028 年修了）：4 名

2027 年（～2029 年修了）：4 名 2028 年（～2030 年修了）：4 名

※GRIPS は 1 年コースと 2 年コースを設けているため、1 年コースを選択した場合は各バッチ 1 年で修了することとなる。

(7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

- ①職務経験等
 - ・ケニアの公務員であり、現在対象組織に正職員として雇用されていること
 - ・対象組織での 2 年以上の実務経験があること
- ②その他
 - ・ケニア国籍であること
 - ・22 歳以上～39 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点）
 - ・学士号を有すること

- ・ 修士課程で修士号を取得するために十分な英語力を有すること
- ・ 過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号およびそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
- ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有するもの
- ・ 現在、軍に奉職していない者
- ・ 心身ともに健康であること

人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：ケニア共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政機能の改善
3. 運営委員会：公共サービス・実績・実施管理省公共サービス局（State Department for Public Service、SDPS）、財務・経済計画省、在ケニア日本国大使館、JICA ケニア事務所

個表 1-2

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

（1）基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政機能の改善
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：経済計画/ 政策及び公共財政管理/ 公共投資管理に係る能力向上
3. 対象機関：事業枠組みを参照

（2）背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ケニア政府は、長期開発計画である「Vision2030」を掲げ、また 2022 年までの重点政策分野として BIG4 を推進することで社会経済の発展による改革に取り組んでおり、発展の基礎となる経済・社会インフラの整備にも精力的に取り組んでいる。一方、恒常的な経常収支赤字、高水準にある公的債務も含めた財政運営能力の強化が課題となっており、これは開発パートナーの支援を受けて実施している様々なプロジェクトにも影響する課題となっている。このような状況を踏まえ、ケニア政府においては、経済・公共財政・公共財政管理分野の政策・制度策定及び関連事業の効果的な実施を担う行政官の能力向上が急務となっている。

（3）我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ケニア共和国 国別開発協力方針」（2020 年 9 月）及び対ケニア共和国事業展開計画（2022 年 4 月）にて、持続的な経済・社会の発展の促進を基本方針として定め、ケニア政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を、長期研修及び本邦研修等により支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICA は政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

【関連する JICA 事業】

有償資金協力：

- ・ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款

個別専門家：

- ・大統領府経済アドバイザー
- ・保健政策アドバイザー

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

(2) 案件目標

① 上位目標

経済・公共財政・公共財政管理分野の政策・制度の立案・実施に携わる関係行政機関の体制・能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

② プロジェクト目標

対象機関における経済・公共財政・公共財政管理分野の政策・制度の立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

(3) 目標の指標

① 留学生の修士号取得

② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

(4) 受入計画人数及び受入大学

国際大学 国際関係学研究所 (IDP) 3人/年 計 12名/4年

(5) 活動

1) 国際大学 国際関係学研究所

目標	内容・目標達成手段
① 留学前	
入学前の事前研修	・特別プログラムを利用し、修士課程に円滑に進学できるよう、入学前に数学・統計学・経済学の基礎事項に関する事前講座を現地もしくは日本にて実施する。
② 留学中	
必須コースワークを通じた基礎知識の習得	・本プログラムでは、基礎理論・計量手法の徹底的な習得が不可欠であり、ミクロ/マクロ経済学、統計学、計量経済学を必修科目とする。 ・財政・金融や経済開発等に関わる現実の課題を解決するために、基礎理論や分析手法をいかにして応用すれば良いかを、実例を通して学ぶ。当該コンポーネントに密接に関連する応用科目としては「財政学」、「公的予算と財務」、「政策評価論」等が挙げられる。
問題分析・解決能力、政策提言能力の習得	・修士論文や研究レポートの執筆を通して、母国が直面する重要課題を選択し、厳密な統計的手法を用いて現状を分析することにより、エビデンスに基づいた政策提言を行う経験を積む。 ・分析結果を説得的な文章としてまとめ、さらに、最終口頭試験で簡潔・的確に研究内容を発表するための

	準備をすることにより、行政官として必須のプレゼンテーション・スキルや発信能力を獲得、向上させる。 ・キャンパス内には 50 カ国以上からの留学生が集い、その大半がアフリカの国々を含む途上国の中央省庁・中央銀行の職員であることから、JDS 留学生は教員による授業や研究指導だけでなく、他国出身の行政官との議論・交流からも数多くの貴重な現実的知見を得ることができる。
現場での実践力と応用力の習得	主に特別プログラムを活用し、以下の活動を実施する。 ・国内外の政府・開発機関から外部講師を招聘し、地域研究や政策実施例を議題としたセミナーやワークショップを実施する。 ・日本の政府機関・民間企業等へのフィールド研修を実施することで、授業で学んだ知識と実務がどのように呼応しているかを理解する。
③ 帰国後	
修了後の事後研修	・事後研修・フォローアップ研修を実施し、修了生の知識、理論、スキルの持続的向上を図る。 ・修了生、在学生及び次年度研修員による合同セミナーを実施する他、研究テーマや奨学生の関心等に応じて論文指導教員と修了生による共同研究を修了後も継続する。

(6) - 1 日本側の投入

①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 3 名 × 4 カ年 =12 名	
2025 年（～2027 年修了）：3 名	2026 年（～2028 年修了）：3 名
2027 年（～2029 年修了）：3 名	2028 年（～2030 年修了）：3 名

(7) 相手側の投入

①留学生の派遣
②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

①職務経験等
・ケニアの公務員であり、現在対象組織に正職員として雇用されていること
・対象組織での 2 年以上の実務経験があること
②その他
・ケニア国籍であること

- ・ 22 歳以上～39 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点）
- ・ 学士号を有すること
- ・ 修士課程で修士号を取得するために十分な英語力を有すること
- ・ 過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号およびそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
- ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有するもの
- ・ 現在、軍に奉職していない者
- ・ 心身ともに健康であること

人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：ケニア共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政機能の改善
3. 運営委員会：公共サービス・実績・実施管理省公共サービス局（State Department for Public Service、SDPS）、財務・経済計画省、在ケニア日本国大使館、JICA ケニア事務所

個表 1-3

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

（1）基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政機能の改善
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：法律策定・運用に係る能力向上
3. 対象機関：事業枠組みを参照

（2）背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ケニア政府は、長期開発計画である「Vision2030」を掲げ、また 2022 年までの重点政策分野として BIG4 を推進することで社会経済の発展による改革に取り組んでいるが、経済・社会インフラ事業を含む各種施策を進めるに際して、法律等の制定・運用を含む政府側の法務能力向上が求められるケースが増えている。加えて、近年のケニアにおけるビジネスの関心の高まりを受け、ビジネスに関連する法務能力強化も急務となっている。このような状況を踏まえ、行政関連法、国際関係法（ビジネス関連、海洋関連、等）等の策定・実施を担う行政官の能力向上が期待される。

（3）我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ケニア共和国 国別開発協力方針」（2020 年 9 月）及び対ケニア共和国事業展開計画（2022 年 4 月）にて、持続的な経済・社会の発展の促進を基本方針として定め、ケニア政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を、長期研修及び本邦研修等により支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICA は政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

【関連する JICA 事業】

有償資金協力：

- ・モンバサ経済特区開発計画

個別専門家：

- ・モンバサ経済特区開発促進アドバイザー

2. 協力の枠組み

（1）事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

(2) 案件目標

① 上位目標

行政関連法、国際関係法（ビジネス関連、海洋関連、等）に係る立案・実施に携わる関係行政機関の体制・能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

② プロジェクト目標

対象機関における行政関連法、国際関係法（ビジネス関連、海洋関連、等）に係る立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

(3) 目標の指標

① 留学生の修士号取得

② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

(4) 受入計画人数及び受入大学

九州大学大学院 法学研究院 2人/年 計8名/4年

(5) 活動

1) 九州大学大学院 法学研究院

目標	内容・目標達成手段
① 留学前	
	特になし
② 留学中	
最先端の知識の習得	日本・先進国の経験・国際ルールを中心とした最先端の専門知識を習得させる。
法律策定・運用に関する包括的な知識の習得	・「法律、政策及び開発」(Law, Good Governance and Innovation)というテーマを中心に教育を行う。 ・著名な学者や実務家による集中講義や特別レクチャー等、課題解決のための講義やディスカッションを行う。
課題解決型教育による実践的な知識・技術的な知識・技術の強化	・各分野の著名な学者・専門家等を招いて実施される集中講義を行う。 ・課題の報告・ディベート・論文の書き方などを中心とした総合的な学術指導を行う。 ・弁護士などの実務家及び JDS 卒業生を含めた国際コースの卒業生による特別レクチャーを行う。 ・国内会議、模擬裁判、合宿等、実践型教育のための様々な講義・活動を行う。 ・完成した「修士論文」に対するネイティブ・スピーカーによる英語校閲を行う。

③ 帰国後	
ネットワークの構築	SNS による JDS 活動内容の配信・JDS 諸活動の情報共有・オンラインを活用して JDS 卒業生とのワークショップ等を通じて、在籍生と卒業生間・各国の卒業生間・全卒業生間の国際的なネットワークを構築する。

(6) - 1 日本側の投入

①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 カ年 = 8 名	
2025 年（～2027 年修了）：2 名	2026 年（～2028 年修了）：2 名
2027 年（～2029 年修了）：2 名	2028 年（～2030 年修了）：2 名

(7) 相手側の投入

①留学生の派遣
②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

①職務経験等 ・ケニアの公務員であり、現在対象組織に正職員として雇用されていること ・対象組織での 2 年以上の実務経験があること②その他 ・ケニア国籍であること ・22 歳以上～39 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点） ・学士号を有すること（法学士の保有が望ましい） ・修士課程で修士号を取得するために十分な英語力を有すること ・過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号およびそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと ・本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有するもの ・現在、軍に奉職していない者 ・心身ともに健康であること

人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：ケニア共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政機能の改善
3. 運営委員会：公共サービス・実績・実施管理省公共サービス局（State Department for Public Service、SDPS）、財務・経済計画省、在ケニア日本国大使館、JICA ケニア事務所

個表 1-4

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

（1）基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：行政機能の改善
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：都市および地域開発計画/ 政策に係る能力向上
3. 対象機関：事業枠組みを参照

（2）背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ケニアでは、急激な都市化の進行や都市部の人口比率の増加により、都市部における給水・衛生サービスへのアクセス需要の高まりや、ごみ発生量の増加による公衆衛生の悪化、環境汚染に伴う健康被害、都市交通の未整備による大規模渋滞等の問題が発生している。また、国土の 8 割を乾燥・半乾燥地帯（ASAL）が占め、水・森林等の環境資源の保全は極めて重要な課題であり、近年の気候変動の影響で一層顕在化する傾向にある干ばつ等による被害への対応は喫緊の課題である。このような状況の中、都市計画、都市インフラ計画等の分野の政策・制度策定及び関連事業の効果的な実施を担う行政官の能力向上が期待される。

（3）我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ケニア共和国 国別開発協力方針」（2020 年 9 月）及び対ケニア共和国事業展開計画（2022 年 4 月）にて、持続的な経済・社会の発展の促進を基本方針として定め、ケニア政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を、長期研修及び本邦研修等により支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICA は政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

【関連する JICA 事業】

有償資金協力：

- ・モンバサゲートブリッジ建設計画
- ・ナイロビ高架橋建設・道路拡幅計画

無償資金協力：

- ・ウゴンゴ道路拡幅計画

技術協力プロジェクト：

- ・無収水削減能力向上プロジェクト
- ・持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト

個別専門家：

- ・運輸政策アドバイザー

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

(2) 案件目標

① 上位目標

都市計画、都市インフラ計画等の立案・実施に携わる関係行政機関の体制・能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

② プロジェクト目標

対象機関における都市計画、都市インフラ計画等の立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

(3) 目標の指標

① 留学生の修士号取得

② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

(4) 受入計画人数及び受入大学

東洋大学 国際学研究科 3人/年 計12名/4年

(5) 活動

1) 東洋大学 国際学研究科

目標	内容・目標達成手段
① 留学中	
専門分野を核とした総合的な知識の習得	・都市計画、地域開発、運輸交通、上下水道、廃棄物、環境管理、気候変動対策といった専門知識を強化すると同時に、政策立案、計画策定、実施、管理、評価などに必要とされる能力も習得する。 ・工学系から財政学、開発経済学、社会福祉等に関する専門科目を講義及び演習を通じて、地域開発の観点から幅広く、かつ体系的に習得する。 ・基礎学力や研究能力が懸念されることから、リサーチスキル科目の受講を求め、日本人大学院生をチューターとして配し、留学生の研究活動を支援する。
課題発見能力及び実践的な解決策提案能力の習得	・留学生は文献調査、現地調査、統計的分析等、様々な手法・演習を通じ、各課題についての包括的な解決手法を習得する。修士論文作成を通じ、課題の分析から解決法の提示に至るまでを論理的に記述する訓練を行う。現場見学や官庁・企業訪問・インターンシップ等に参加し、帰国後に活用可能な実践的知識を身に付ける。 ・JICAと開発大学院連携協定を締結しており、ケニア地域研究を専門とする教授や、ジョモケニヤッタ農工大学との共同研究に関わっている教授等から同国の情

	勢を踏まえた研究指導を受けることができる。
現場での実践力と応用力の習得	特別プログラムを活用し、下記活動を行う。 ・主指導教員は学生に同行し、現地で研究指導を行い、主指導・副指導教員のもとで修士論文を執筆する。 ・国内外の開発コンサルタント、上下水道施設、行政機関等への学外研修・インターンシップ等を実施する。 ・研究成果について、特に優れた留学生についてジャーナルに掲載し、留学生所属機関と共有化を図る。 ・論文作成支援のためのアカデミックライティングや、研究遂行のための基礎日本語教育の機会を提供する。
② 帰国後	
帰国留学生の活躍支援	・特別プログラムとして、帰国後に実際の業務における課題を解決できるよう、帰国留学生及び所属機関を対象としたセミナーを開催する。 ・修士課程修了生の帰国後に、博士後期課程に応募するためのサポートを行う。

(6) - 1 日本側の投入

①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 3 名 × 4 カ年 =12 名	
2025 年（～2027 年修了）：3 名	2026 年（～2028 年修了）：3 名
2027 年（～2029 年修了）：3 名	2028 年（～2030 年修了）：3 名

(7) 相手側の投入

①留学生の派遣
②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

①職務経験等
・ケニアの公務員であり、現在対象組織に正職員として雇用されていること ・対象組織での 2 年以上の実務経験があること
②その他
・ケニア国籍であること ・22 歳以上～39 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点） ・学士号を有すること ・修士課程で修士号を取得するために十分な英語力を有すること ・過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号およびそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと

- ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する
明確な意思を有するもの
- ・ 現在、軍に奉職していない者
- ・ 心身ともに健康であること

対象機関の調査結果概要

No.	Organization (Ministry, Department)	Comment		
		Field of Needs on Human Resource Development	Advantage of studying abroad and holding Master's Degree/Ph.D. for their work and career path	Number (percentage) of Master's degree / PhD holders Donor's Scholarships Available in the Organization
1	The National Treasury and Economic Planning, State Department for National Treasury	Economic policy, public finance management, national budget formulation, public debt management, government accounting standards, revenue oversight, bilateral/multilateral financial relations, pensions, market competition, insurance, public procurement, investment policy, financial governance, financial systems, national development planning, statistics, census, housing surveys, population policy, economic trends monitoring, SDG implementation, equity promotion.	New networks, culture, perspectives; useful in policy development for organizational growth.	2700 permanent employees. No preferential treatment for studying abroad. Donors include China, Korea (KOICA), Japan, Malaysia, India. Technical support agreements and in-house programs.
2	The National Treasury and Economic Planning, State Department for Economic Planning	Development and implementation of policies for national development, HR and economic development training	Master's and Ph.D. degrees aid in career advancement to job groups P and above, providing a significant edge in professional growth.	Approximately 530 permanent employees (320 economists, 210 support personnel), 100 master's degree holders, 11 Ph.D. holders. No preferential treatment for studying abroad. Sponsorship opportunities are limited.
3	Ministry of Foreign and Diaspora Affairs, State Department for Foreign Affairs	Diplomacy, foreign services, consular services, custody of treaties, bilateral and multilateral agreements. Required knowledge: international relations, economics, cultural and legal knowledge, journalism, sociology, communication skills.	Master's and PhD are useful for entry positions.	1118 permanent employees (629 technical, 489 support); more women than men. Donors include Estonia (9 slots), China (2 slots), Brazil (1 slot), Bangladesh (1 slot).
4	Ministry of Foreign and Diaspora Affairs, State Department for Diaspora Affairs	Promoting dialogue with Kenyans abroad, protecting diaspora rights and welfare, employment and enterprise development, remittance framework, FDI and technology transfers.	Master's and PhD are useful for entry positions.	174 officers; gender balance 50:50. IOM is the only donor for study programs and short courses.

No.	Organization (Ministry, Department)	Comment		
		Field of Needs on Human Resource Development	Advantage of studying abroad and holding Master's Degree/Ph.D. for their work and career path	Number (percentage) of Master's degree / PhD holders Donor's Scholarships Available in the Organization
5	Ministry of Investments, Trade and Industry, State Department of Industry and Investment	Support for economic development through public and private investment, providing a favorable environment for industries, and providing oversight.	PhD useful for career advancement, required at highest management levels.	313 employees; 30% master's degree holders, 4 PhD holders. Donors include China, Korea, UK, India. County secondment possible for up to 6 years.
6	Ministry of Investments, Trade and Industry, State Department for Trade	Capacity building through training; training technical teams that deal with trade.	Utilization of returnees based on the course taken.	342 permanent employees; gender ratio approximately 40:60 (men). Donors include Korea, Malaysia, India, WTO, EU. About 5 sponsorships per year for master's programs.
7	Ministry of Co-Operatives and Micro, Small and Medium Enterprises (MSME) Development, State Department For Micro, Small, And Medium Enterprise	Entrepreneurship, human resources, strategic management, public administration, networking, communications.	Technical or special skills may provide an advantage.	87 permanent employees, potentially rising to 353. Master's holders: 20%, PhD holders: 2%. Donors include China, Korea.
8	Office of Attorney General, Department of Justice	Specialized skills in cyber security, marine and blue economy trafficking, money laundering, ICT and data protection, ADR, and leadership skills.	Exposure, delivery and use of technology, higher networks, domestication of best practices. Placement in positions where skills can be used.	1323 permanent employees; 65%-70% female. No preferential treatment for studying abroad. Opportunities coordinated through the state department of public service. World Bank-sponsored programs for group training.
9	Ministry of Interior and National Administration, State Department for Internal Security	Addressing critical security issues, HR capability development, specialized knowledge in policy development, exposure, and perspective.	A master's degree or Ph.D. provides an edge in career advancement and supports policy development.	Approximately 21,000 permanent employees. No specific number of master's or Ph.D. holders provided. Participates in donor study programs from Korea, UK, China, India, and Germany. No preferential treatment for studying abroad.
10	Ministry of Roads and Transport, State Department of Road	Road design, quality assurance, material tests, consultancy, mechanical inspections, machine hire, TVET training in engineering, construction, driving.	Promotions are competitive and merit-based.	1980 employees; 1383 men, 597 women. Donors include Hungary.

No.	Organization (Ministry, Department)	Comment		
		Field of Needs on Human Resource Development	Advantage of studying abroad and holding Master's Degree/Ph.D. for their work and career path	Number (percentage) of Master's degree / PhD holders Donor's Scholarships Available in the Organization
11	Ministry of Energy and Petroleum	Low-cost power, technology, infrastructure, renewable energy skills, technical training.	Expertise, experience, mindset change, exposure, new ways of thinking.	255 permanent staff; gender ratio 60:40 (male) Donors include KOICA, China, Germany, Denmark, JICA.
12	Ministry of Agriculture and Livestock Development, State Department for Crop Development	Food security, value addition, crop mechanization, training needs analysis.	Exposure, high-level technological advancement.	659 permanent employees; 276 female, 383 male. Age distribution: 35 and under-103; 36 to 50-292; 51 to 55-123; 56 and above-141. Donors include World Bank, China, Korea, Thailand.
13	Ministry of Health, State Department for Medical Services	Clinical care, referral systems, oncology, new diseases, family health, nutrition, prevention, management, leadership.	Prefer master's degrees pursued in Kenya while working.	8517 community health workers. Donors include Japan, UK, South Africa, Russia. No national government employment for medical personnel except interns.
14	Ministry of Water, Sanitation and Irrigation, State Department for Irrigation	Food self-sufficiency through irrigation, ASAL areas, water provision, wetland reclamation, dam construction, boreholes, irrigation from rivers.	Different mindsets, changes in attitude, used in projects.	160 permanent employees; 45% female, 55% male. Donors include Korea, China, India, JICA. No preferential treatment for studying abroad.
15	Ministry of Environment, Climate Change and Forestry, State Department for Climate Change and Environment	Climate change mitigation, atmospheric acidity reduction, environmental management, data management, soil sciences.	Global perspective, Japanese way of doing things, useful in policy divisions or leading divisions.	700 permanent employees; few master's holders, 4-5 PhDs. Donors include World Bank and UNDP.
16	Ministry of Environment, Climate Change and Forestry, State Department for Forestry	Forestry research and development.	PhDs beneficial for KEFRI's research.	85 permanent employees; 37:48 gender ratio (female to male). One PhD holder, sixteen master's degree holders.

No.	Organization (Ministry, Department)	Comment		
		Field of Needs on Human Resource Development	Advantage of studying abroad and holding Master's Degree/Ph.D. for their work and career path	Number (percentage) of Master's degree / PhD holders Donor's Scholarships Available in the Organization
17	Ministry of Lands, Public Works, Housing and Urban Development, State Department for Public Works	Built environment, land acquisition, design, drainage, risk-free operations, new technology, staff shortage, gender balance.	No restrictions on recruiting public officers under 40.	588 employees; 432 men, 156 women. Donors include China, India, Mauritius.
18	Kenya Revenue Authority	Skills upgrade, technology and gadgets for tax registration and tracking, capacity building, equipment/tools like drones, revenue service assistants. Technical skills in equipment operation, compliance and governance laws, info security, legal and regulatory, cyber security, finance and accounting.	PhD holders typically assigned to management positions, but no policy regarding promotion or salary increase for obtaining qualifications.	Approximately 10,000 permanent employees; 50:50 gender ratio. Other donors: GRIPS through World Bank, EU, World Bank, Korea, Australia, UK, Italy, Egypt, China, Belgium. Training bonding policies in place.
19	Kenya National Bureau of Statistics	Policy analysis, statistical data management, census, economic surveys, public participation, workshops, tool development.	Involvement in public participation, workshops, tool development, consulting.	Offices in all 47 counties. Collaboration with JKUAT and Moi Universities.
20	National Lands Commission	Land management, research, national land policy advice, alternative dispute resolution, natural resource monitoring, land acquisition, compensation.	Technological, management, cultural advancements beneficial.	547 permanent employees; gender ratio 53:47 (female). Donors include Sweden (3 officers in Masters of Urban Planning).
21	National Construction Authority	Regulation of construction industry, contractor registration, skilled worker accreditation, construction site supervision.	Technical skills, analytical skills, research skills, engineering, architecture, quantity surveying.	295 permanent employees, 104 on long-term contracts; gender ratio 40:60 (female). Donors include Korea, Kings, and the United States.
22	National Environment Management Authority	Environmental coordination and supervision, capacity building, staffing, funding.	Master's degree required for principal officer or higher.	409 permanent employees; 247 men, 146 women. Donors include Netherlands and Sweden.

No.	Organization (Ministry, Department)	Comment		
		Field of Needs on Human Resource Development	Advantage of studying abroad and holding Master's Degree/Ph.D. for their work and career path	Number (percentage) of Master's degree / PhD holders Donor's Scholarships Available in the Organization
23	County Government of Nairobi	Urban planning, policy making, built environment, architecture, civil engineering.	PhD in relevant fields beneficial for research and policymaking.	14,000 employees; 35:65 gender ratio (Male: Female). Promotions based on merit, no preferential treatment.
24	County Government of Mombasa (Department of Education)	Early childhood development, vocational training, addressing violent extremism, unemployment, special needs education, teacher-pupil ratio, equipment modernization.	Improved service delivery and better understanding of roles.	Collaboration with KICD, Agakhan Foundation. Involved in policymaking through public participation.
25	Kenya Industrial Research & Development Institute	Research and dissemination, collaboration with agencies, SME training, incubation, manufacturing facility, KEBs marks, follow-ups after incubation.	Master's holders contribute significantly at senior levels.	269 permanent employees; gender ratio 40:60 (male) Donors include Hungary, PASET, Commonwealth, JICA.
26	Kenya Institute for Public Policy Research and Analysis	Policy formulation and analysis, capacity building, networking, policy research, interdisciplinary research, demand-based research.	Master's holders and PhDs involved in policy analysis and research.	96 staff; 55 in research, 41 support. Former staff in high government positions.